公共住宅用BL部品（優良住宅部品）
ガイドブック2007

公共住宅建設工事共通仕様書（平成16年度版）別冊

部品および機器の品質・性能基準
および

独立行政法人　都市再生機構

機材の品質判定基準（平成16年度版）
に適合するBL部品

（BLロゴ入る）

平成19 年 3 月

財団法人　ベターリビング

はじめに

平素は優良住宅部品（BL部品）をご採用いただき誠にありがとうございます。

さて、当財団では、住生活水準の向上と住宅生産の合理化等を目的としてBL部品認定制度を運営しておりますが、制度創設以来一貫して公共住宅用BL部品の認定・普及に努めてまいりました。

このガイドブックは、公共住宅建設に携わる皆様に、「公共住宅建設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に基づく公共住宅建設工事において、合理的に品質確認ができる公共住宅用BL部品をご紹介するものです。公共住宅用BL部品は、財団法人ベターリビングから共通仕様書別冊「部品および機器の品質・性能基準」および独立行政法人都市再生機構の「機材の品質判定基準」に適合することを証明する評価書が発行されます。

本ガイドブックでは、評価書が発行されるBL部品の品目、種類、評価書で確認できる性能項目、発注にあたり特定すべき仕様等をわかりやすく整理しています。また、「公共住宅用BL部品」を供給するメーカーの連絡先について、まとめてありますので設計、建設、監理等の業務に幅広くご活用ください。

目　次

1. 公共住宅用 BL 部品とは …… 01

公共住宅用BL部品なら、試験成績書等による確認が省略されます …… 02
「評価書」または「性能仕様書」をご確認ください …… 03
「BLマーク」表示をご確認ください …… 03
公共住宅用 BL 部品　品目一覧 …… 04

2. 品目別適合項目一覧

品目別適合項目一覧の読み方 …… 06

■建築編

玄関ドア	玄関ドア	…… 09
パイプシャフトドア	パイプシャフト用ドア	…… 11
アルミサッシ	サッシ（RC住宅用サッシ）	…… 13
内装ドア・クローゼットドア	内装ドア	…… 15
各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前	玄関ドア用錠前	…… 18
各住戸玄関扉用及び勝手口扉用ドア・クローザ	ドア・クローザ	…… 19
浴室ユニット	浴室ユニット	…… 21
キッチンキャビネット （セクショナルキッチン・システムキッチン）	キッチンシステム	…… 25
郵便受箱	郵便受箱	…… 30
手すりユニット	墜落防止手すり	…… 31
補助手すり	歩行・動作補助手すり	…… 33
自転車置場ユニット	自転車置場	…… 35

■電気編

テレビ共同受信機器	テレビ共同受信機器	…… 38
住宅情報盤（UR判定基準）	住宅情報システム	…… 42
宅配ボックス（UR判定基準）	宅配ボックス	…… 44

■機械編

衛生器具	便　器	…… 48
温水洗浄便座	温水洗浄便座	…… 50
湯水混合水栓	湯水混合水栓	…… 52
洗面化粧ユニット	洗面化粧ユニット	…… 54
加圧式給水ユニット	給水ポンプシステム	…… 57
水槽	給水タンク	…… 60
配管システム	配管システム	…… 64
洗濯機用防水パン	洗濯機用防水パン	…… 66
浴槽	浴　槽	…… 68
ガス給湯器	ガス給湯機	…… 70
電気温水器	電気給湯機	…… 82
風呂がま	密閉式ふろがま	…… 88
住戸セントラル給湯・暖冷房システム	暖・冷房システム	…… 92
調理用ガス機器	調理用加熱機器	…… 95
換気扇類及び付属部品	換気ユニット	……101
エレベーター	エレベーター （高層住宅用エレベーター） （マシンルームレス型エレベーター）	……106

3. メーカーリスト

メーカーリストの読み方 ……112
建築編 ……113
電気編 ……123
機械編 ……124

4. 参考資料

参考−1 平成16年度版公共住宅建設工事共通仕様書抜粋「総則編5節　機材　1．5．1機材の品質等」 ……135
参考−2 平成16年度版公共住宅建設工事共通仕様書解説書抜粋「総則編5節　機材　1．5．1機材の品質等」 ……136
参考−3 独立行政法人都市再生機構工事特記基準（平成16年度版）抜粋総則編5節　機材　1．5．1機材の品質等」 ……137
参考−4 評価書（様式） ……138

1

公共住宅用BL部品とは

1．公共住宅用BL部品とは

このガイドブックでご紹介する「公共住宅用BL部品」は、公共住宅建設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）別冊『部品及び機器の品質・性能基準（平成16年度版）』（以下「品質・性能基準」という。）ならびに独立行政法人都市再生機構（以下「UR 都市機構」という。）『機材の品質判定基準（平成16年版）』（以下「判定基準」という。）に適合することを、BL認定にかかる評価に併せて確認したBL部品です。

◆公共住宅用BL部品なら、試験成績書等による確認が省略されます

公共住宅建設工事における品質・性能基準への適合確認は、共通仕様書の総則編5節 1.5.1 の2、1.5.1 の3において、原則として、公的試験機関の試験成績書等を監督員に提出することと規定されています。また、併せて次の⑴から⑶の事項を確認する資料（以下、「メンテナンス等に関する資料」という。）を監督員に提出することが規定されていますが、「第三者機関の認証等により確認できる部品」についてはこれを省略できることとされています。

（1）日常の使用、維持が長期的かつ容易で、将来的に補修及び部分の交換が容易に行えるものであること

（2）現場での施工が容易かつ確実で、施工の確実性が確保できるよう施工手順等が整備されていること

（3）品質の保証がされており、苦情処理及び部品交換等へ対応できる体制が整備されていること

※ 参考-1 「平成 16 年度版 公共住宅建設工事共通仕様書」抜粋 「総則編5節機材 1.5.1 機材の品質等」参照

BL部品は、この「第三者機関の認証等により品質・性能基準への適合を確認できる部品」として、「公共住宅建設工事共通仕様書解説書」の総則編5節 機材 1.5.1 機材の品質等 の3の⑶に例示されています。

※ 参考-2 「平成 16 年度版 公共住宅建設工事共通仕様書」抜粋 「総則編5節 1.5.1 機材の品質等 3.⑶」参照

また、当財団は、UR都市機構「工事特記基準」総則編5節 機材 1.5.1 の 3 の⑵に規定される性能評価機関としてあらかじめUR都市機構に登録されています。登録機関が発行する評価書を監督員に提出することで品質性能基準および判定基準に適合したものと見なされます。

※ 参考-3 「平成 16 年 10 月版 独立行政法人 都市再生機構工事特記基準」 抜粋「総則編5節機材 1.5.1 機材の品質等」参照

◆「評価書」または「性能表示書」をご確認ください

品質・性能基準ならびに判定基準への適合については、ベターリビングが発行する「評価書」※または「性能表示書」※により証明されます。品質・性能基準 「1.総則編の3 品質確認」に規定される「品質確認報告書等」にこの写しを添付することにより試験成績書を省略することができます。

※評価書：CBL理事長が発行する、BL部品について「部品及び機材の品質・性能基準」、「機材の品質判定基準」に適合することを証明する書類（参考−4 「評価書（様式）」参照）。

※性能表示書：BL部品の主要性能・特長等を示すBL部品認定書の付属書（平成19年度以降順次発行の予定）

◆「BLマーク」表示をご確認ください

BL部品であることは、製品に貼付される証紙または刻印等のBLマーク表示によりご確認いただけます。BL部品は認定にあたり、施工、維持管理、品質保証等についても確認されていますので、BL部品であることをご確認いただくことで、メンテナンス等に関する資料を省略できます。

BLマーク表示は、BL部品に付される保証責任保険・賠償責任保険の証となります。BL部品の保証責任保険は、製品の瑕疵だけでなく製品の設置にかかる設計・施工の瑕疵（認定企業が定める施工要領書を逸脱していないものに限る。）も対象としています。

BLマークの表示例

◆公共住宅用 BL 部品　品目一覧

	品質・性能基準および品質判定基準に規定される部品・機器	対応するBL部品の品目
■建築編		
	玄関ドア	玄関ドア
	パイプシャフトドア	パイプシャフト用ドア
	アルミサッシ	サッシ（RC 住宅用サッシ）
	内装ドア・クローゼットドア	内装ドア
	各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前	玄関ドア用錠前
	各住戸玄関扉用及び勝手口扉用ドア・クローザ	ドア・クローザ
	浴室ユニット	浴室ユニット
	キッチンキャビネット （セクショナルキッチン・システムキッチン）	キッチンシステム
	郵便受箱	郵便受箱
	手すりユニット	墜落防止手すり
	補助手すり	歩行・動作補助手すり
	自転車置場ユニット	自転車置場
■電気編		
	テレビ共同受信機器	テレビ共同受信機器
	住宅情報盤（UR品質判定基準）	住宅情報システム
	宅配ボックス（UR品質判定基準）	宅配ボックス
■機械編		
	衛生器具	便器
	温水洗浄便座	温水洗浄便座
	湯水混合栓	湯水混合水栓
	洗面化粧ユニット	洗面化粧ユニット
	加圧式給水ユニット	給水ポンプシステム
	水槽	給水タンク
	配管システム	配管システム
	洗濯機用防水パン	洗濯機用防水パン
	浴槽	浴槽
	ガス給湯器	ガス給湯機
	電気温水器	電気給湯機
	風呂がま	密閉式ふろがま
	住戸セントラル給湯・暖冷房システム	暖・冷房システム
	調理用ガス機器	調理用加熱機器
	換気扇類及び付属部品	換気ユニット
	エレベーター	エレベーター（高層住宅用エレベーター）
		エレベーター（マシンルームレス型エレベーター）

2

品 目 別
適合項目一覧

2. 品目別適合項目一覧

◆品目別適合項目一覧の読み方

品目別適合項目等一覧は、評価書ならびに性能表示書（以下「評価書等」という。）により確認できる公共住宅用BL部品の品質・性能を中心として、公共住宅用BL部品の発注、品質確認等に有用な情報を品目別シートにまとめたものです。「品質・性能基準」および「判定基準」等の要求項目をBL部品認定基準との関係で4つに分けて整理しています。それぞれの内容は以下の通りです。

1. 選定・発注にあたり仕様の指定が必要な項目

① 公共住宅用BL部品を選定するためBL部品の性能等級・仕様等を指定する必要がある項目

BL部品の特定の項目に対し複数の性能等級や仕様等が有る場合で、「品質・性能基準」および「判定基準」に適合する性能等級・仕様等がその一部に限られる品目について該当項目を示しています。公共住宅用BL部品（評価書が発行されるBL部品）を選定・発注するには、当該項目について「品質・性能基準」および「判定基準」に適合する性能等級・仕様等をご指定いただく必要があります。

② 設計図書により性能等級・仕様等が特記される項目

「品質・性能基準」および「判定基準」等に基づき、特記仕様書等の設計図書に性能等級・仕様等が特記される項目がある品目について、当該項目を示しています。公共住宅用BL部品の選定・発注にあたっては、特記の内容をご確認ください。

③ UR特記基準により別途品質・仕様等が特記される項目

UR特記基準により、上記①②とは別に品質・仕様等が特記されている項目、特記仕様書等の設計図書に性能等級・仕様等を特記することとしている項目がある品目について、当該項目を示しています。公共住宅用BL部品の選定・発注にあたっては、特記の内容をご確認ください。

2. 評価書により試験成績書等を省略できる項目

「品質・性能基準」および「判定基準」において試験により性能を確認することとされている項目を示しています。評価書によりそれらの項目の「品質・性能基準」および「判定基準」への適合性（必要な項目については性能等級を含む。）が確認できます。従って、評価書によりこれらの項目に関する試験成績書等の確認を省略することができます。

3. 評価書により確認できるその他の項目

「品質・性能基準」および「判定基準」等に基づく仕様等で試験以外の方法で確認する項目で、評価書により確認できる項目を示しています。

4. 別途仕様の確認が必要な項目

「品質・性能基準」および「判定基準」において、メーカーの仕様書またはカタログ等で確認を行うこととしている形状、寸法等の項目を示してしています。

建　築　編

玄関ドア	玄関ドア
パイプシャフトドア	パイプシャフト用ドア
アルミサッシ	サッシ（RC住宅用サッシ）
内装ドア・クローゼットドア	内装ドア
各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前	玄関ドア用錠前
各住戸玄関扉用及び勝手口扉用ドア・クローザ	ドア・クローザ
浴室ユニット	浴室ユニット
キッチンキャビネット （セクショナルキッチン・システムキッチン）	キッチンシステム
郵便受箱	郵便受箱
手すりユニット	墜落防止手すり
補助手すり	歩行・動作補助手すり
自転車置場ユニット	自転車置場

公共仕品質・性能基準品目　玄関ドア　　BL 部品の品目　玄関ドア

1．選定・発注に当たり仕様の指定が必要な項目

評価書の発行される公共住宅用 BL 玄関ドアは、BL 玄関ドアのうち次の条件を満たすものです。

品質・性能基準の要求性能項目		要求仕様等
荷重・外力に対する安全性	用心鎖	引張荷重 3,000N
形状・寸法		両面フラッシュ戸の気密枠とする

以下の項目については、仕様のいずれかを特記することとなっています。

品質・性能基準の要求性能項目		指定内容
防火性		防火設備、特定防火設備を指定のこと
荷重・外力に対する安全性	耐風圧性	S-2, S-3, S-4, S-5, S-6 を指定のこと

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
荷重・外力に対する安全性	耐風圧性	JIS A 4702 の等級Ｓ－２（最大加圧圧力 1、200Pa）を確保	等級
	ねじり強さ	載荷荷重 200Ｎで開閉に以上がなく、使用上支障がないこと。(JIS A 4702)	適合
	鉛直加重強さ	載荷荷重 500Ｎで開閉に以上がなく、使用上支障がないこと。(JIS A 4702)	適合
	用心鎖	引張荷重 3,000Ｎで除荷後、鎖部及び取付部の使用上有害な曲がり、ねじれ等異常がないこと。	適合
主要部材の耐久性	塗膜厚さ	３カ所以上の測定値が各社の仕様に定められた塗膜の厚さ以上であること。	適合
	塗膜付着性	全てのます目が剥離しないこと。	適合
	塗膜腐食性	100 時間の腐食の後、錆の発生がないこと。	適合
	耐食性	500 時間後、著しい錆の発生、著しい 塗膜のふくれ、はがれ、割れ、浮き等が発生しないこと。	適合
	耐塩水性	96 時間塩水に浸し、錆、ふくれ、はがれ、割れ、浮き等が発生しないこと。	適合
付属部品の耐久性	気密用ガスケットの耐候性	使用上の支障がないこと	適合
可動部分の耐久性	〃開閉繰り返し耐久性	開閉回数１０万回で開閉に異常がなく、使用上支障がないこと。(JIS A 4702:2000)	適合
機能性	気密性	JIS A 4702:2000 の等級Ａ－１（気密等級線 120）を確保	等級
	開閉力	50Ｎ以下で戸が円滑に開くこと又は閉じること。(JIS A 4702:2000)	適合

3．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料	パネル、枠、アンカープレート 上枠、竪枠	JIS G 3302:1998 のＦ12 にクロメート処理などの表面処理を行ったものとする	適合
		JIS G 3302:1998 のＦ12 にクロメート処理などの表面処理を行ったものとする	適合
		JIS G 3131、JIS G 3141 に溶融亜鉛めっき(合金化-呼び付着量両面 0.18kg/㎡)を施した後、クロメート処理などの表面処理を行ったもの	適合
		JIS G 3131、JIS G 3141 に溶融亜鉛めっき(合金化-呼び付着量両面 0.18kg/㎡)を施した	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		後、クロメート処理などの表面処理を行ったもの	
機能性	受口及び受箱	Ａ４判の投入物を収納・保護できること。	適合
健康上の安全性の確保	ホルムアルデヒド対策（右記のいずれか）	建築基準法施行令第 20 条の 5 に規定する	適合
		第一・二・三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しないこと	適合
		同条に基づく国土交通大臣の認定をうけたもの	適合
	表示	ホルムアルデヒド発散速度又は発散区分を表示すること	適合

４．別途仕様の確認が必要な項目

BL 認定企業のカタログ、仕様書等で仕様を確認してください。

品質・性能基準の要求性能項目		仕様の確認内容
材料	パネル、枠、アンカープレート	JIS K 6744 のＢ種 SE 又は SG
	下枠及び沓摺り	JIS G 4304、JIS G 4305 による SUS304
形状・寸法		両面フラッシュ戸の気密枠とする
		スペーシング（レバーハンドルとシリンダーの中心間の寸法）は、80 ㎜とする。
		くつずりの形状は、特記による
		その他の形状・寸法は、特記による

公共仕品質・性能基準品目　パイプシャフトドア　　BL 部品の品目　パイプシャフト用ドア

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目
ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
荷重・外力に対する安全性	耐衝撃性	使用上支障のある著しい変形、がたつき等がないこと	適合
	強度	パネル中央部に784Ｎの集中荷重をかけ最大たわみ量が20㎜以下であること	適合
	耐荷重（給湯器設置型のみ）	給湯器取付穴に980Ｎの集中荷重をかけ載荷時に枠に著しい変形がないこと	適合
主要部材の耐久性	塗膜厚さ	３カ所以上の測定値が各社の仕様に定められた塗膜の厚さ以上であること	適合
	塗膜付着性	全てのます目が剥離しないこと	適合
	塗膜腐食性	100時間の腐食の後、錆の発生がないこと	適合

3．評価書により確認できるその他の項目
ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料	パネル、枠、アンカープレート	JIS G 3302:1998（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）のF12(亜鉛最小付着量120g/㎡以上)に、クロメート処理などの表面処理を行ったもの	適合
		ＪIS G 4304:1991（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）またはJIS G 4305:1991（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）によるSUS 304	適合
	丁番類	JIS G 4304:1991又はJIS G 4305:1991に規定するSUS 304	適合
	戸当たり	JIS G 4304:1991又はJIS G 4305:1991に規定するSUS 304及び合成ゴム	適合
	締め金具	各社の仕様による	適合
	吸振材	合成ゴムシート（厚さ1.5㎜以上）	適合
	小ねじ、リベット類	JIS G 4303:1991（ステンレス鋼棒）に規定する、SUS304又はSUS 302	適合
		JIS G 4309:1988（ステンレス鋼線）に規定する、SUS305 J1	適合
		ＪIS G 4314:1988(ばね用ステンレス鋼線)に規定する、SUS 304又はSUS 302	適合
		JIS G 4315:1988(冷間圧造用ステンレス鋼線）に規定する、SUS XM7	適合
		JIS H 4120:1988（アルミニウム及びアルミニウム合金リベット材）に規定するA 5056及びA 6061	適合

都市機構の工事特記基準を用いる場合、ベターリビング発行の評価書により以下の項目を確認することができます。

都市機構の工事特記基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料	パネル、枠、アンカープレート	JIS H 4100:1988（アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材）に規定するA 6063S-T5	適合
		JIS G 3302:1994（溶融亜鉛めっき鋼鈑及び鋼帯）のF12(亜鉛最小付着量120ｇ/㎡以上)に、クロメート処理などの表面処理を行ったもの	適合
		JIS H 4100:1988（アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材）に規定するA 6063S-T5	適合
		JIS G 3302:1994（溶融亜鉛めっき鋼鈑及び鋼帯）のF12(亜鉛最小付着量120ｇ/㎡以上)に、クロメート処理などの表面処理を行ったもの	適合

４．別途仕様の確認が必要な項目

BL 認定企業のカタログ、仕様書等で仕様を確認してください。

品質・性能基準の要求性能項目		仕様の確認内容
主要部材の耐久性	結露対策	必要に応じて水抜き穴を設けるなど結露水が溜まらない構造とすること
形状・寸法		換気口の有無及び面積は、特記による
		その他の形状・寸法は、特記による

公共仕品質・性能基準品目 アルミサッシ　BL 部品の品目 サッシ(RC 造住宅用サッシ)

1．選定・発注に当たり仕様の指定が必要な項目

以下の項目については、仕様のいずれかを特記することとなっています。

品質・性能基準の要求性能項目		指定内容
荷重・外力に関する安全性	耐風圧性	S-4,S-5,S-6 を指定のこと
機能性	遮音性	B 型、C 型を指定のこと

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
荷重・外力に対する安全性	耐風圧性	JIS A 4706：2000 の等級S－４（最大加圧圧力 2,000Pa）を確保	等級
	戸先かまち強さ	載荷荷重 50Ｎで面内方向のたわみ１㎜以下、面外方向のたわみ３㎜以下であること。(JIS A 4706)	適合
	片開き戸の面内剛性	載荷荷重 300Ｎで面内変形１㎜以下、枠との相対変形量が１㎜以下、除荷５分後の残留変形量 0.5 ㎜以下であること	適合
	片開き戸のねじれ剛性	荷重 300Ｎ載荷し、除荷５分後の残留変形量が５㎜以下、荷重 500Ｎ時に破壊がなく、開閉に支障がないこと	適合
機能性	気密性	JIS A 4706：2000 の等級Ａ－３（気密性等級線８）を確保すること	等級
	水密性	JIS A 4706：2000 の等級W－４（350Pa）を確保すること	等級
	遮音性	「実験室における建築部材の空気音遮断性能測定方法」に基づく試験を行い、100～2,500Hz の範囲の 1/3 オクターブ毎の音響透過損失の単純平均値が 20dB 以上であること。ただし、B 型サッシにあっては 21dB 以上であること。また、C 型サッシ、遮音型サッシにあっては 25dB 以上であること。	適合
	開閉力	初動時：50Ｎ以下で円滑に開閉すること。（JIS A 4706）滑動時：20Ｎ以下で円滑に開閉すること	適合

3．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目	要求性能等	確認出来る事項
材料	主要部材に使用する材料（枠材、框材、方立、無目）は、アルミニウム合金とし JIS H 4100:1999（アルミニウム合金押出型材）に規定する A6063S-T5 又は JIS H 4000:1999(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に規定する A1100P、A1200P、A3003P、A3203P、A5005P 又は A5052P とする	適合
その他	はめ殺し窓以外は、確実な「はずれ止め機構」を有していること	適合
	引き違い窓以外は、水抜き穴（キャップ付き）等を設け、結露水の排出に配慮した構造とする。また、水抜き穴は水密性能に影響しない構造とする	適合

４．別途仕様の確認が必要な項目

BL 認定企業のカタログ、仕様書等で仕様を確認してください。

品質・性能基準の要求性能項目		仕様の確認内容
その他		はめ殺し窓については、それに準ずる規格の開閉形式の窓の試験成績書を代用することができる
		網戸用レールはサッシと一体型とする
形状・寸法		形状・寸法は建具表による

公共仕品質・性能基準品目　内装ドア・クロゼットドア　　BL 部品の品目　内装ドア

1．選定・発注に当たり仕様の指定が必要な項目

都市機構の工事特記基準を用いる場合は、以下の項目を満たすこととなっています。

都市機構の工事特記基準の要求性能項目		仕様の確認内容
都市機構特記基準	鋼製クロゼットドア	鋼製クロゼットドアは、特記なき限り別冊「部品及び機器の品質･性能基準」の内装ドアの基準以上の性能を有するものとする。
	木製建具	用材の樹種は、特記なき限りスプルース(米唐桧)、障子紙は生じようレーヨンパルプ紙、引手は桑又は堅木とする

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
ねじれ、反り	木製フラッシュの開き戸・引き戸の面外変形	ねじれ：2.0㎜以下 反り　：3.0㎜以下	適合
荷重・外力に対する安全性	曲げ強さ	（開き戸・引き戸） 載荷荷重 294Ｎで中央部の変位量が３㎜以下、980Ｎでドアが破壊しないこと、除荷５分後の残留変位量が 0.5㎜以下であること	適合
	面内剛性	（開き戸・引き戸） 載荷荷重 294Ｎでドアの面内変位が 1 ㎜以下、枠材との相対変位が１㎜以下、除荷５分後の残留変位が 0. 5㎜以下であること	適合
	衝撃力に対する接着性（鋼球落下）	（木製フラッシュの開き戸・引き戸） 0.5㎏の鋼球を１ｍの高さから落下させドアの表面材に貫通及び接着層のはくり破壊がないこと	適合
	ねじれ強さ	（開き戸） ノブに面外荷重 294Ｎをかけドア下部に著しい変位がないこと。また除荷５分後の残留変位量が５㎜以下であること	適合
	丁番取付部の固定強度	（開き戸） ノブに面外荷重 294Ｎをかけ丁番取付部およびドアに著しいズレおよび損傷がないこと	適合
	分布圧強さ	（折戸） 中央に水平荷重をかけ使用上支障のあるような変形、ひび割れ、破損、目地のずれがないこと	適合
	衝撃強さ	（折戸） 中央に 15 ㎏の砂袋で振り子式に衝撃を加え扉がレールから外れないこと。また、扉に損傷がないこと	適合
	吸水による変形	（開き戸・引き戸） １㎡当たり１高ﾌ水を片面にかけ使用上支障をきたすような反りがないこと	適合
可動部分の耐久性	開閉繰り返し耐久性	（開き戸） 10 万回の開閉繰り返し後、開閉に支障がないこと	適合
	開閉繰り返し耐久性	（折戸） １万回の開閉繰り返し後、開閉に支障がないこと	適合
主要部材の耐久性	接着部の耐久性（促進劣化に対する耐久性）	（木製フラッシュの開き戸・引き戸） ドアより採取した試験片を 20℃の水に３時間浸した後、24 時間放置し表面材と芯材の間に剥離がないこと	適合
	接着部の耐久性（平面引張力に対する耐久性）	（木製フラッシュの開き戸・引き戸） ドアより採取した試験片に引張剥離力を加え接着強さが 49N／c ㎡以上であること。	適合
	塗膜付着性	（鋼製折戸） 全てのます目が剥がれないこと	適合
	硬さ	（鋼製折戸）	適合

		塗膜が５回の引っかきで４回以上破れないこと	
	腐食性	（鋼製折戸） 100 時間の腐食の後、錆の発生がないこと	適合

３．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料	木材	木材（製材）は、「製材の日本農林規格（JAS）」によるものとし、含水率は 15%以下に乾燥されたものとする。含水率は全乾材の重量に対する含有水分の重量の比で表す。ラワン材等虫害の恐れのある木材は、「製材の日本農林規格（JAS）」別記２の(2)の方法による防虫試験に合格したものとする	適合
	樹種	（フラッシュ戸の框、桟、化粧縁額縁、ガラリ等） 杉、米杉、米つが、米ひば、なら、たも、えぞまつ、とどまつ、スプルース、アガチス、マトア、ペルポック、メラピー、ラワン等	適合
		（框戸の框、桟、ガラリ等） 杉、米杉、米松、台ひ、米ひ、米ひば、スプルース、アガチス、ラワン等	適合
	集成材	集成材は、「集成材の日本農林規格(JAS)」によるものとし、木口方向の継手が同一箇所にならないように３層以上積層したものとする	適合
	合板	合板の規格は、「普通合板の日本農林規格（JAS）」及び「特殊合板の日本農林規格（JAS）」によるものとし、３層以上とする	適合
	単層積層材	単層積層材（LVL）は、「単層積層材の日本農林規格(JAS)」によるものとする	適合
	中質繊維板	中質繊維板（MDF）の規格は、JIS A 5905:1994「繊維板」によるものとする	適合
	パーティクルボード	パーティクルボードの規格は、JIS A 5908:1994「パーティクルボード」によるものとする	適合
	ペーパーコア	ペーパーコアの規格は、JIS A 6931:1994「パネル用ペーパーコア」によるものとする	適合
	鋼板類	鋼製クローゼットドアの扉に用いる鋼板類は、JIS G 3313:1998「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」、JIS G 3302:1998 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」、JIS G 3312:1994「塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」、JIS K 6744「ポリ塩化ビニル被覆金属板」によるものとする	適合
	アルミ材	クローゼットドアのレールに用いるアルミ材は、JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材」の規定によるものとし、アルマイト処理を施したものとする。また、その他合成樹脂等を使用する場合は、アルミ材と同等以上の性能を有するものとする	適合
	框	木製フラッシュ戸の框はｂ.、ｄ.によることとし、木口見えがかり一層は板厚９㎜以上の一本物とする。木製框戸の框はａ.、ｂ.、ｄ.による。枠はａ.、ｄ.もしくは同等以上の性能を有するたてつぎ材とする	適合
	その他	ガラリ、丁番、把手、ラッチ、ストライク、戸車、引手、戸当り、額縁等は、耐久性、機能性、安全性の面で支障がない材料とする。とくに、把手・引手類は高齢者等が使い易い材質及び形状とする	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
健康上の安全性の確保	ホルムアルデヒド対策	建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること	適合
	右記のいずれか	同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること	適合
	表示	構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」が施された材料を使用する場合 には、当該住宅部品、カタログ等にホルムアルデヒド発散速度又は発散区分を表示すること。また、当該住宅部品を設置するために使用する補強材や接着剤等に、ホルムアルデヒドの放散が少ない材料を選択する必要がある旨を、設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供すること	適合

４．別途仕様の確認が必要な項目

BL 認定企業のカタログ、仕様書等で仕様を確認してください。

品質・性能基準の要求性能項目		仕様の確認内容
材料	仕上	特記よる
形状・寸法		形状・寸法は建具表による。

公共仕品質・性能基準品目 各住戸玄関扉用及び勝手口用錠前　　BL 部品の品目 玄関ドア用錠前

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
荷重・外力に対する安全性	開き戸用錠前の側圧強度	フロント面より3㎜（チリ3㎜）の部分に、面付箱錠にあっては、5kN{510 kg f}、彫込箱錠にあっては、6kN{612 kg f}の荷重を30秒間載荷した後、施解錠が可能なこと	適合
	開き戸用錠前の押込強度	試験体の取付いた架台を水平に固定し、デッドボルトまたはデッドロッキングラッチボルトを施錠状態にし、先端部に3kN{306kgf}の荷重を30秒間載荷した後、施解錠が可能なこと	適合
	にぎり手の強度曲げ強度	にぎり玉：1.8kN {184kgf} レバーハンドル：1.8kN {184 kgf} グリップハンドル：-	適合
	にぎり手の強度引張強度	にぎり玉：2kN {204kgf} レバーハンドル：2kN {204kgf} グリップハンドル：2kN {204kgf}	適合
	にぎり手の強度ねじり強度	にぎり玉：2.7kN･cm {276kgf・cm} レバーハンドル：3.5kN･cm {357kgf･cm} グリップハンドル：-	適合
耐久性	可動部分の耐久性	繰返し作動/ラッチボルト/２０万回：作動が可能なこと	適合
		施解錠/デッドボルト/１０万回：施解錠が可能なこと	適合
		施解錠/鍵/２万回：施解錠が可能なこと	適合
	構成部分の耐久性	耐食性錠前は、JIS Z 2371:1994「塩水噴霧試験」を行い、72 時間後、見えがかり部分に錆が発生せず、120 時間後において手動にて施解錠及びラッチングができること	適合

3．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料	ケースユニット、シリンダーユニット、サムターン、ストライク	JIS G 4305:1991（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）によるSUS 304　厚さ0.5mm以上	適合
	レバーハンドル	JIS G 4305:1991（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）によるSUS 304	適合
	鍵	JIS H 3100:1992（銅及び銅合金の板及び条）	適合
機能性		シリンダーユニット、化粧板等のもぎとり等を防止する措置が講じられていること	適合
		シリンダーは、（財）全国防犯協会連合会の認定シリンダー「ＣＰ-Ｃ」又はこれと同等以上の性能を有するものであること	適合

公共仕品質・性能基準品目 各住戸玄関扉用及び内装扉用ドア・クローザ

BL 部品の品目　ドア・クローザ

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	火災に対する安全性	特殊防火設備に使用するもので油圧シリンダーを有するものは JIS A 1304:1994 に定める試験を実施し、1 時間加熱中に爆裂を起こさないこと	適合
	風に対する安全性	Ⅰ型(800×1,900、50kg)/荷重 100N／㎡/風速加算約 12.7m/s　:　閉扉時間 0.8 秒以上	適合
		Ⅱ型(800×1,900、50kg)/荷重 150N／㎡/風速加算約 15.3m/s　:　閉扉時間 0.8 秒以上	適合
		Ⅱ-D 型(850×2,000、55kg)/荷重 100N／㎡/風速加算約 12.7m/s　:　閉扉時間 0.8 秒以上	適合
		内装ﾄﾞｱ用(800×1,800、30kg)/荷重 50N／㎡/風速加算約 9.2m/s　:　著しく早くないこと	適合
		Ⅱ型及びⅡ-D型は、「ドア・クローザの性能試験方法（試験番号６-02)」に定めるバックチェック機能確認試験を実施し、開き角度 70°～85°において有効に機能し、その後 20° 開く速さは１秒以上であること	適合
耐久性	Ⅰ型	繰返し 20 万回、強制繰返し７万回　:使用上支障なく作動し、また連続開閉中及びその後油漏れがないこと	適合
	Ⅱ型	繰返し 20 万回、強制繰返し７万回、バックチェック機能７千回　:使用上支障なく作動し、また連続開閉中及びその後油漏れがないこと	適合
	Ⅱ-D型	繰返し 20 万回、強制繰返し７万回、バックチェック機能７千回　:使用上支障なく作動し、また連続開閉中及びその後油漏れがないこと	適合
	引き戸用	繰返し 20 万回、強制繰返し７万回　:使用上支障なく作動し、また連続開閉中及びその後油漏れがないこと	適合
	内装ドア用	繰返し 10 万回、ストッパー機構 1 万回　:使用上支障なく作動し、また連続開閉中及びその後油漏れがないこと	適合
機能性	開き力，閉じ力	以下の基準、ただし、開き力、閉じ力はドア開き角度５° までの最大値とする。また、引き戸用の場合の開き力、閉力は、全閉状態から 50mm の間で、開くもしくは閉まる状態の最大値とする	適合
	Ⅰ型	開き力 35Ｎ・ｍ以下、閉じ力 10Ｎ・ｍ以上	適合
	Ⅱ型	開き力 35Ｎ・ｍ以下、閉じ力 20Ｎ・ｍ以上	適合
	Ⅱ-Ｄ型	開き力 30Ｎ・ｍ以下、閉じ力 17Ｎ・ｍ以上	適合
	引き戸用	開き力 20Ｎ・ｍ以下、閉じ力 3Ｎ・ｍ以上	適合
	内装ドア用	開き力 30Ｎ・ｍ以下、閉じ力 5Ｎ・ｍ以上	適合
	ドア・クローザの作動速度	ドア・クローザの作動速度は、「ドア・クローザの性能試験方法（試験番号６-08)」に定める作動速度試験を常温無風状態において実施し、90° 時においてラッチング完了まで５～８秒であること	適合
	Ⅱ-Ｄ型	Ⅱ-Ｄ型は、「ドア・クローザの性能試験方法（試験番号６-09)」に定めるディレードアクション機能確認試験を実施し、角度 60°～	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		70°まで有効に働き、開扉角度 90°から 60°までの通過時間が５から 10 秒であること。	
	引き戸用	引き戸用は、「ドア・クローザの性能試験方法（試験番号６-09)」に定めるディレードアクション機能確認試験を実施し、通常開扉状態から 100㎜ 閉扉するまでの通過時間が５～１０秒であること	適合

３．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料		構成部品に使用する主要材料が明確にされていること	適合
		ネジ類は、JIS G 4308:1991（ステンレス鋼線材）による SUS304 とする	適合

４．別途仕様の確認が必要な項目

BL 認定企業のカタログ、仕様書等で仕様を確認してください。

品質・性能基準の要求性能項目		仕様の確認内容
安全性	風に対する安全性	玄関ドア引き戸用ドア・クローザは、指はさみ防止のための緩衝装置がついていること
寸法・取合い		開き戸の取付穴位置は以下のとおりとする。なお、取付は、パラレル取付型で、外開き戸の内側、又は内開き戸の外側に取り付けられるものとすること

公共仕品質・性能基準品目　浴室ユニット　　BL 部品の品目　浴室ユニット

1．選定・発注に当たり仕様の指定が必要な項目

評価書の発行される公共住宅用 BL 浴室ユニットは、BL 浴室ユニットのうち次の条件を満たすものです。

品質・性能基準の要求性能項目		要求仕様等
仕様	出入口扉	折戸または引戸
形状・寸法（浴槽跨ぎ高さ、出入口有効幅）		長寿対応型

以下の項目については、仕様のいずれかを特記することとなっています。

品質・性能基準の要求性能項目	指定内容
梁欠き対応（一か所まで）、鏡、キャビネット	仕様を指定のこと
化粧壁仕上げ	仕様を指定のこと

都市機構の工事特記基準を用いる場合は、以下の項目を満たすこととなっています。

都市機構の工事特記基準の要求性能項目	仕様の確認内容
浴室ユニット	形状、寸法(内法)形状並びに奥行き(110～170cm)、開口（160～230cm）及び高さ（190～230cm）については、特記による
	構成部品構成部品及びその仕様は、「部品及び機器の品質・性能基準」によるほか、特記による。
	主要部材の材料主要部材(床・壁・天井）の材料は、「部品及び機器の品質・性能基準」によるものとし、タイルパネル複合板、塩化ビニル樹脂金属積層板、FRP、アルミ合金複合板、化粧繊維混入けい酸カルシウム板及び合板複合板を標準とする
	浴槽は取り外しが可能なものとする

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
荷重、外力に対する安全性	本体	壁の衝撃試験 使用上支障のあるような変形、ひび割れ、破損及び目地の剥離等が生じないこと。なお、鏡がある場合には、鏡中央部にも同様の試験を行う。	適合
		壁のたわみ試験 最大変形量が７㎜以下であること	適合
		床の衝撃試験 変形、ひび割れ及び破損等が生じないこと	適合
		床の静荷重試験 １時間後の変形量が荷重点付近で３㎜ 以下であること	適合
		手すりの水平荷重試験 使用上支障のあるような異常のないこと。また、外部への水漏れのないこと	適合
		手すりの変形試験 残留変形量はスパンＬに対してＬ／５００以下であること	適合
	浴槽	エプロンのたわみ試験 測定点の変形量は１０㎜以下であること	適合
		満水時の変形試験 測定点の変形量は２㎜以下であること	適合
		止水試験　Ａ、Ｂ、Ｃ試験 Ａ：３０ml 以下、試験Ｂ及びＣ：３００ml 以下	適合
		耐荷重試験 異常のないこと	適合
設備機器の安全性	照度試験	平均照度は、７５lx 以上であること	適合
	絶縁抵抗試験	絶縁抵抗値は、１ＭΩ以上であること	適合
	絶縁耐力試験	連続して１分間耐えること	適合
	耐湿絶縁試験	絶縁抵抗値は、１ＭΩ以上であること	適合
ユニット各部の耐久性	壁、床、天井の耐久性	［ＦＲＰ版］ 硬さ試験（バーコル強度）	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		バーコル硬度３０以上であること	
		［ＦＲＰ版］ 耐酸性試験 割れ、ふくれが生じないこと、バーコル硬度３０以上であること	適合
		［ＦＲＰ版］ 耐アルカリ性試験 割れ、ふくれが生じないこと、バーコル硬度３０以上であること	適合
		［化粧金属板］ 硬さ試験(鉛筆引っかけ試験) 硬度ＨＢ以上であること	適合
		［化粧金属板］ 密着性試験 はがれが生じないこと	適合
		［化粧金属板］ 耐食性試験 割れ、はがれが及び錆が生じないこと	適合
		［各種化粧板］ 密着性試験はがれが生じないこと	適合
	壁、床、天井の耐湿性	ユニット各部の耐湿性は、JIS A 4416:1995「住宅用浴室ユニット」の「耐湿試験」を行い、使用上支障のある変形、ひび割れ、破損及び目地のはく離等が生じないこと	適合
快適性		浴槽部は、JISA1718:1994「浴槽の性能試験方法」による保温試験を行い、２時間後の湯温降下は５℃以下であること	適合
防水性		防水床パンの防水性は、「浴室ユニットの性能試験方法」（試験番号 07-05）により試験を行い水漏れが生じないこと	適合
		防水床パンは、浴槽の排水時にトラップ目皿のつまり等があっても溢水しないよう、次のいずれかの措置が講じられていること①浴槽排水を洗い場トラップ等に接続する。②浴槽から防水床パンに直接排水し、次式のパン容量を有している。パン容量≧使用可能浴槽×０．７また、Ａ型のユニットにあっては使用可能な浴槽の容量を明示すること	適合
		扉及び扉枠の水密性は、「浴室ユニットの性能試験方法」（試験番号 07-06）により試験を行い、外部への水漏れ及び浸潤がないこと。また、扉に小窓及びガラリを設ける場合は、通常の使用状態で、ユニット外に漏水しないこと。また、扉錠及びその周辺は、錠及び扉枠内部への漏水がないこと	適合

３．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
構成部品	仕様	天井点検口は、蒸気漏れ等に配慮し、確実に固定できること	適合
材料	ＦＲＰ板	硬さ試験（バーコル硬度） バーコル硬度３０以上であること	適合
		耐酸性試験 割れ、ふくれが生じないことバーコル硬度３０以上であること	適合
		耐アルカリ性試験 割れ、ふくれが生じないことバーコル硬度３０以上であること	適合
	化粧金属板	硬さ試験（鉛筆引っかき試験） 硬度ＨＢ以上であること	適合

		密着性試験 はがれが生じないこと	適合
		耐食性試験 割れ、はがれ及び錆が生じないこと	適合
	各種化粧板	密着性試験 はがれが生じないこと	適合
	鋼材	（壁、天井、補強材等） 下記材料に防錆、防蝕の処理が施されているもの ・JISG3302:1998（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）によるもの ・JISG3131:1996(熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)によるもの ・JISG3141:1994（冷間圧延鋼板及び鋼帯）鋼材によるもの ・JISG4304:1999（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）によるもの ・JISG4305:1999（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）によるもの	適合
	アルミニウム合金（壁、天井、建具等）	（壁、天井、建具等） 下記材料に防錆、防蝕の処理が施されているもの ・JISH4000:1999（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）によるもの ・JISH4100:1999（アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材）によるもの	適合
	シーリング材	JIS A 5758:1997（建築用シーリング材）に適合するもの	適合
	排水管	・WSP032（排水用タールエポキシ塗装鋼管） ・JISK6741:1995（硬質塩化ビニル管）に定める VP	適合
形・加工上の安全性		出入口扉にガラスを使用する場合は、建設省建築指導課長通達『「ガラスを用いた開口部の安全設計指針」について』（昭和６１年５月３１日付け建設省住指発第 116 号、同 117 号）に基づいた措置が施されていること	適合
防水性		防水床パンは、浴槽の排水時にトラップ目皿のつまり等があっても溢水しないよう、次のいずれかの措置が講じられていること ① 浴槽排水を洗い場トラップ等に接続する。 ② 浴槽から防水床パンに直接排水し、次式のパン容量を有している。 パン容量≧使用可能浴槽×０．７ また、Ａ型のユニットにあっては使用可能な浴槽の容量を明示すること	適合
形状・寸法		床面の不陸に対しては、アジャスターボルト等により±１０mm 以上の調整ができること	適合
		窓に対するユニット側の調整代は、Ｘ、Ｙ、Ｚ方向についてそれぞれ±１０mm 以上とする	適合
施工・構造		ユニットの組立は、他の領域を侵さないで施工できること	適合
		ユニット各部の防水処理は、ユニット内部から可能なこと	適合
		トラップ及び排水管は、ユニット本体に固定されていること	適合
		給水管、給湯管、排水管及び換気用ダクトのユニット内外の取り合い位置は、基準面外の配管設計条件に合わせて、ユニット側で対応する	適合
		ユニットの排水管は、排水主管、横枝管への	適合

	接続が、ユニット基準面の位置において行うことを原則とする	
	配線は、照明器具より電線管用ボックスまでとし、配線替えが容易なように敷設すること。また、電線は内線規程（160-1 屋内配線の中性線及び接地側電線の標識）により色分けすること。	適合

４．別途仕様の確認が必要な項目

BL 認定企業のカタログ、仕様書等で仕様を確認してください。

品質・性能基準の要求性能項目		仕様の確認内容
構成部品	仕様	浴槽からユニット内排水口までの導入ホースは浴槽部品とする
		照明器具は、1216 タイプに 60Wを１灯、1418 タイプに 60Wを２灯設置する
		タオル掛けは、手すりとして使用された場合の脱落、変形等による危険防止のため浴室内には設置しないこと
		手すりは、1216 タイプに２本、1418 タイプに３本設置するものとする。径はφ30～34 でステンレス芯材に樹脂被覆したものとする
		湯水混合水栓、シャワーフック、シャワーセット(ヘッド＋ホース)、リモコンスイッチの位置、数量については６．形状・寸法による
		浴室換気乾燥設置(別途ガス設備工事)の場合の物干し、傘用フック、傘収納用フックの位置、数量については６．形状・寸法による
		ヘアーキャッチャーは、格子状とする等捕集効率の良いものとする
その他		扉錠は、内締まり錠（非常解錠装置付）とすること。また、故障時には外から外せること。扉のストッパーは適切な位置に取り付けられていること
		ユニットには、手すりが取り付け可能なこと
		トラップは、昭和５０年建設省告示第 1597 号によるものとし、Ｐトラップ又はこれと同等以上と認められるものとする
形状・寸法		寸法は、1216 タイプと 1418 タイプ（型式図参照）を標準とし、出入口段差 20 ㎜以下、浴槽跨ぎ高さ 500 ㎜以下、出入口扉有効幅 650 ㎜以上とする。1317 とする場合は、1216 タイプを準用する
		照明器具の位置については型式図による
		湯水混合水栓、シャワーフック、シャワーセット（ヘッド＋ホース)、リモコンスイッチの位置、数量については型式図による
		浴室内の見やすい位置に注意喚起、清掃方法のラベルを貼ること。記載内容はメーカー仕様による
施工・構造		ユニットの出入口部分は、枠を取り付けられる構造となっていること

公共仕品質・性能基準品目　キッチンキャビネット　　BL 部品の品目　キッチンシステム

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	本体の剛性	[セクショナルキッチン] 本体の外力に対する剛性度については、本体の一隅部を固定し、対向の隅部に対角線方向に圧縮荷重をかけ、10Ｎ／mm 以上であること	適合
	フロアキャビネットの剛性	[システムキッチン] フロアキャビネットは、間口寸法 1800mm のフロアキャビネットに同一寸法のワークトップを取り付けたものを試験体とし、JIS A 4420:1998（キッチン設備の構成材）の 8.23「構造及び骨組の強度試験」により、各部の破損、著しい変形、接合部の破損、緩みがないこと。また、長辺方向の変位量の平均値と短辺方向の変位量の平均値がそれぞれ 10mm 以下であること	適合
	本体の底部の強度	[キッチンユニット又はセクショナルキッチン] 本体の底部は、「本体底部の強さ試験」を行い、最大残留たわみ量が 3mm 以下であること	適合
	上板の強度	[キッチンユニット又はセクショナルキッチン] 耐等分布荷重 上板は、水切り又はテーブルトップの平坦部のほぼ中央に 300Ｎの荷重を 200φの当て板の上から等分布になるように加え、24 時間放置し除荷後に、使用上支障のあるような著しい変形がない	適合
		耐衝撃 上板は、任意の異なった３箇所に質量１kg のおもりを 600mm の高さから落下させ、上板に使用上支障のある著しい変形、裏面に貫通するような亀裂が生じない	適合
		耐局部荷重 上板は、200Ｎの局部荷重を加え、使用上支障のある著しい変形、裏面に貫通するような亀裂が生じないこと	適合
	ワークトップ及び底部の強度	[システムキッチン] ワークトップ及び底部の強度は、「ワークトップ及び底部の表面強度」を行い、使用上支障のある変形、緩み及びがたつきがないこと	適合
	ワークトップの耐シガレット性	[システムキッチン] ワークトップは、「ワークトップの耐シガレット性試験」を行い、耐熱時間が 85 秒以上であること	適合
	シンク底部の強度	[システムキッチン] シンク底部のほぼ中央に 300mm×300mm の当て板を置き、その上から 900Ｎの荷重をかけ、24 時間放置し除荷後に、使用上支障のある変形、緩み及びがたつきがないこと	適合
	シンク底部の耐衝撃	シンク底部は、任意の異なった３箇所に質量 28.1g の鋼球を高さ 450mm から落下させ、使用上支障のある変形、きず及びはく離がないこと	適合
	吊戸棚の固定強度	[セクショナルキッチン] 吊戸棚は、棚板及び底板の幅 100mm あたり 30Ｎの等分布荷重を加え、載荷 24 時間後に脱落していないこと	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
	ウォールユニットの取付強度	［システムキッチン］ ウォールキャビネットの取付強度は、「ウォールユニットの取付け強度」の試験を行い、異常がなく使用上支障のある変形、緩み、がたつきのないこと	適合
	棚板、棚板受け及び吊戸棚の底板の強度	［キッチンユニット又はセクショナルキッチン］ 棚板は幅 100mm あたり 20Ｎ、また、吊戸棚は底板の幅 100mm あたり 30Ｎの等分布荷重を加え、載荷 24 時間後の変位量が 5mm 以下で、かつＬ／160 以下（Ｌ：棚板、底板の長さ）であること。なお、たわみにより、扉、引き出しの開閉に支障がなく、棚板には使用上支障のあるがたつきがないこと	適合
	棚板支持部の強度	［システムキッチン］ 棚板支持部は、「棚板支持部の強度試験」を行い、棚板支持部に変形、緩み及びがたつきがないこと	適合
	棚板の強度	［システムキッチン］ 棚板は、「棚板の強度試験」を行い、異常がなく、かつ最大変位量が１%以下であること	適合
	開き戸の取付強度及び耐水平荷重	開き戸及び開き戸取付部は、「開き戸の取付強度試験」及び「開き戸の水平荷重試験」を行い、使用上支障のある変形、緩み及びがたつきがないこと	適合
	開き戸の耐衝撃	［システムキッチン］開き戸は、扉が完全に開いた状態から 30 度手前の位置からワイヤで結んだ質量 1.5kg のおもりを落下させ、10 回の衝撃力を加えた後、使用上支障のある変形及び破損がないこと	適合
	取っ手取付部の強度	取っ手及び取っ手取付部は、「取っ手（把手）の取付部の強度試験」を行い、使用上支障のある変形、緩み及びがたつきのないこと	適合
	ガス管の気密	［ガス配管を構成部品として含む場合］ガス配管並びにその接続部は、「気密性・水密性試験」の(3)を行い、漏れがないこと	適合
	電気設備の絶縁抵抗及び絶縁耐力	充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗値は、「絶縁抵抗試験」を行い、１ＭΩ以上であること	適合
		充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の絶縁耐力は、「絶縁耐力試験」を行い、連続して１分間耐えること	適合
耐久性	引出しの開閉繰返し強度	引出しは、内容量１ｄｍ3 （1000cm3 ）あたり質量 0.3kg を載荷（ただし、最大載荷量は質量 7.5kg とする。）した状態で 5,000 回の開閉繰り返し後、開閉始動力が 49Ｎ以下であり、かつ引出し及びランナーに著しい変形、がたつき等がないこと	適合
	開き戸の開閉繰返し強度	［セクショナルキッチン］ 開き戸は、全閉状態から４５°の角度で、10,000 回の開閉繰り返し後、円滑に開き戸が全開・全閉でき、開閉の際の異常発生音がなく、かつ扉、丁番及びキャッチ機構に著しい変形、がたつきがないこと	適合
		［システムキッチン］ 開き戸の扉の中央に質量 3kg のおもりを取り付けた状態で、全閉状態から４５°の角度で、40,000 回の開閉繰り返し後、円滑に開き戸が全開・全閉でき、開閉の際の異常発生音がなく、かつ扉、丁番及びキャッチ機構に著しい変形、がたつきがないこと	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
機能性	作業の快適性	シンク及び排水トラップは、20ｌの水を 60 秒以内で排水できる性能を有し、排水後シンクに水だまりのないこと	適合
		組み込みの照明器具を付ける場合は、カバーされていること。なお、照明器具直下の作業面は、暗室の中で蛍光灯は 30 分間、電球は５分間点灯した後、JIS C 1609:1993（照度計）に規定する照度計又はそれと同等のもので照度を測定し、少なくとも 150 lx 以上確保できること	適合
	シンク・排水機材の水密	シンク、排水トラップ、器具排水管、並びに各々の接続部は、「シンクの満水性試験」を行い、水漏れがなく、著しい変形のないこと	適合
	器具給水・給湯管の水密	[器具給水・給湯管を構成部品として含む場合] 器具給水・給湯管並びに各々の接続部は、「気密性・水密性試験」の(1)を行い、漏れ、その他の異常がない	適合
	器具排水管の水密	[器具排水管を構成部品として含む場合] 器具排水管並びにその接続部は、「気密性・水密性試験」の(2)を行い、漏れ、その他の異常がないこと	適合

３．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料	仕様	JIS A 4420:1998 の「表２ 材料」によるものか又はこれと同等以上の性能を持つと証明できるものとする	適合
安全性	形状、加工上の安全	人体が接触する各部分は、バリ、めくれ、鋭利な突起物がないこと。	適合
		扉、引出しに指を挟みやすい危険な隙間がないこと。	適合
		調理面より物が落下しにくい形状であること。	適合
		棚板が容易に回転したりすべり落ちない工夫が施されていること。	適合
		包丁差しは、取扱説明書等で制限した最大長さの包丁で、扉の開閉により包丁が落下したり、包丁を差した状態で刃の部分が表面に出たりしないような形状であること	適合
	健康上の安全性の確保	排水トラップは、排水管内の臭気や害虫が室内に入り込まないものであること	適合
		排水トラップは、二重トラップとならないように設けること	適合
		水封式排水トラップの封水深は、50㎜ 以上 100㎜ 以下とする	適合
		排水トラップの脚断面積比は、1.3 以上とする	適合
	ホルムアルデヒド対策	・パーティクルボード、ＭＤＦを使用する場合は、ホルムアルデヒド放出量が 0.5 ㎎／Ｌ以下（日本工業規格(JIS)で定めるＥＯ等級レベルまでのもの）であること。	適合
		・合板、構造用パネル、複合フローリング、単板積層材を使用する場合は、ホルムアルデヒド放散量の平均値が 0.5 ㎎／Ｌ以下及び最大値が 0.7㎎／Ｌ以下（日本農林規格(JAS)で定めるＦCO 等級レベルのもの）であること	適合
		集成材を使用する場合は、ホルムアルデヒド放散量の平均値が 0.5 ㎎／Ｌ以下及び最大	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		値が 0.7mg／Ｌ以下（日本農林規格(JAS)で定めるＦCO等級レベルのもの）であること	
		設置工事に付随し選択される仕上げ材及び下地材に使用する合板類、固定用の接着剤などに、ホルムアルデヒドの放散が少ないものを選択してもらうための注意事項がカタログ等に明示されていること。	適合
火災に対する安全性の確保	火災予防対策	施工説明書等には、建築基準法、火災予防条例等の関連法規等に従って設置すべき旨が記載されていること	適合
		取扱説明書には、取扱い時における火災予防についての注意事項が記載されていること	適合
機能性	機能確保のための寸法	各部の寸法・構造は、機能が十分確保できるものであること。＜仕様規定＞蹴込み奥行きは、50mm 以上、欠き込み部の高さは、50mm 以上とする	適合
	作業の快適性	ワークトップやキッチンユニットの水切りカバーは平滑に、かつ、緩み等のないように本体と取り付き、水栓まわりや作業面に水だまりが生じにくいこと	適合
		引出しは、閉じた状態でがたつきがなく、かつ開いたときに確実なストッパー機構を有すること	適合
健康上の安全性の確保	構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策	建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること	適合
		同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること	適合
	表示前項	a.構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」が施された材料を使用する場合には、当該住宅部品、カタログ等にホルムアルデヒド発散速度又は発散区分を表示すること。また、当該住宅部品を設置するために使用する補強材や接着剤等に、ホルムアルデヒドの放散が少ない材料を選択する必要がある旨を、設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供すること	適合
その他	メンテナンス	一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。なお、清掃方法や清掃時の注意事項が取扱説明書等に明示されていること	適合
		ゴミ収納籠付排水トラップは、清掃が可能な措置が講じられたものであること。なお、わんトラップの場合のわんの上部には、以下の説明事項を刻印すること。①わん浮動防止機構の解除方法②トラップ部分の清掃時以外はわんを必ず装着しておく旨の明示	適合
		以下の①及び②の部位は、キャビネット扉を開けた状態で露出しているか、又は露出していない場合は点検用開口を設けるなどし、点検が容易に行えること。①ゴミ収納籠付排水トラップと器具排水管との接合部②キッチンユニット及びシステムキッチンの湯水混合水栓と器具給水・給湯管との接合部	適合
		トラップに接続する器具排水管は直管を使用する旨が施工説明書等に明記されていること	適合
		取り替えパーツについては、交換ができる構	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		造であること	
		照明器具を設ける場合、照明カバーは着脱が容易であること	適合
		必須構成部品及び選択構成部品の部位別仕様は、JIS　A　4420:1998 の「表２　材料」によるものか又はこれと同等以上の性能を持つと証明できるものとする	適合
仕様規定	ゴミ収納籠付排水トラップの仕様	排水トラップの主要部分の材質は、ポリプロピレン、耐熱ＡＢＳ樹脂等とし、構造はゴミ収納籠付わんトラップで、わん浮動防止機構付とする	適合
		ゴミ籠の材質は、ステンレス製又は樹脂製とし、穴の大きさは円形の場合 φ1.5mm 以下又はその他の形状の場合 2mm 以下とする	適合
		排水トラップの通水路の最小幅は、10mm 以上とする	適合
		排水トラップの封水量は、400ｍｌ以上とする	適合
		排水トラップと器具排水管との接続部は、器具排水管と直接又は付属品により、JIS K 6741:1995（硬質塩化ビニル管）で定める VP40A（台所流し台用）又は JIS G 3452:1988（配管用炭素鋼鋼管）に規定する 40A（台所流し台用）を接続できる構造とする	適合
	収納・ニースペース兼用部品のキャスターの仕様	収納・ニースペース兼用部品のキャスターの仕様は、JIS S 1038:1994（事務いす用キャスター）による	適合

公共仕品質・性能基準品目　郵便受箱　　BL 部品の品目　郵便受箱

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	固定強度	試験体を建築躯体又はこれに相当する構造体に実際の施工同様の方法で固定し、底板及び棚板に総荷重 500Ｎの集中荷重を加え、２４時間放置後、固定部分及び接合部に使用上支障のある変形、ガタツキ、脱落がないこと	適合
	扉の強度	横開きの場合は、扉を手前に 90°開き、下開きの場合は、開ききった状態で扉の先端から 50mm 内側の位置に 100Ｎの荷重を加え、２４時間放置後、使用上支障のあるガタツキ、変形、破損等がないこと	適合
	錠の施錠強さ	扉を施錠した状態で扉の上端中央部(幅 30mm×長さ 50mm）に 300Ｎの引張荷重を加えた時、扉が開かないこと	適合
耐久性	耐食性	「塩水噴霧試験方法」に基づく「耐食性試験」試験を行い､500 時間後に各部に著しい腐食、塗膜のふくれ、われ、はがれ等がないこと	適合
	耐塩水性	「塗料一般試験」に基づく「塩水性試験」を行い、９６時間後に塗膜のふくれ、われ、はがれ、錆等がないこと	適合
	耐衝撃性	「塗料一般試験」に基づく「耐衝撃性試験」を行い、塗膜に著しいわれ、はがれ等がないこと	適合
	鉛筆硬さ	「塗料一般試験」に基づく「鉛筆引っかき値」の試験を行い、硬度Ｈ以上であること	適合
	付着性	「塗料一般試験」に基づく「付着性試験」を行い、剥離がないこと	適合
	耐候性試験	「プラスチック建築材料の促進暴露試験」に基づく試験を行い３００時間後に著しいふくれ、われ、はがれ、白亜化、変色、退色、つやの減少等がないこと	適合

3．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料	ステンレス	JIS G 4304-1991（熱間圧延ステンレス鋼板）又は JIS G 4305-1991（冷間圧延ステンレス鋼板）による SUS304	適合
	アルミニウム合金	JIS H 4100-1988（アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材）又は JIS H 4100-1988（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）の表面に JIS H 8602-1992（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化複合被膜）を施したもの	適合
機能性		Ａ４判の大きさの投入物を収納できること	適合
		ネームプレート受けは、氏名、部屋番号が確認しやすいこと	適合
		施錠装置があるか、又は取り付けられること	適合
		扉の開閉は、スムーズであること	適合
		屋外設置型は、雨水の排水ができる構造であること	適合
		仕上げ面は、著しい傷、変形、亀裂等がないこと	適合
形状・寸法		製作寸法許容差は、±２．０mm とする	適合
		Ａ４用標準化郵便受箱の寸法は、特記がなければ表 10-４とする。	適合
		角２用標準化郵便受箱の寸法は、特記がなければ表 10-５とする	適合

公共仕品質・性能基準品目　手すりユニット　　BL 部品の品目　墜落防止手すり

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	躯体取付け部の強度水平荷重	300 型：2,950Ｎ（300 kg ｆ）／m時に破壊しないこと	適合
		150 型：1,450Ｎ（150 kg ｆ）／m時に破壊しないこと	適合
	強度及び剛性水平荷重	廊下・バルコニー用 300 型：2,950N（300 kg ｆ）/m 150 型：1,450N（150 kg ｆ）/m	適合
		窓用 1,450N（150 kg ｆ）／スパン	適合
	強度及び剛性水平荷重(床支持、支柱Ｒ部)	廊下・バルコニー用 300 型：2,950N（300 kg ｆ）/m 150 型：1,450N（150 kg ｆ）/m	適合
	強度及び剛性鉛直荷重	廊下・バルコニー用 300 型：1,600N（165 kg ｆ）/m 150 型：1,600N（165 kg ｆ）/m	適合
		窓用 1,450N（150 kg ｆ）／スパン	適合
		トップレール 1,600N（165 kg ｆ）／m	適合
	強度及び剛性鉛直荷重（床支持Ｒ部）	廊下・バルコニー用 300 型：1,150N（120 kg ｆ）/m	適合
		廊下・バルコニー用 150 型：1,150N（120 kg ｆ）/m	適合
		トップレール 1,150N（120 kg ｆ）/m	適合
たわみ	水平荷重	295Ｎ（30kgf）/m時のたわみ 廊下・バルコニー用：支柱：ｈ/50、笠木：Ｌ/50	適合
		295Ｎ（30kgf）/m時のたわみ トップレール：笠木：Ｌ/50	適合
		295Ｎ（30kgf）/スパン時のたわみ 窓　　用：笠木：Ｌ/150	適合
	鉛直荷重	295Ｎ（30kgf）/m時のたわみ 廊下・バルコニー用：支柱：笠木：Ｌ/100	適合
		295Ｎ（30kgf）/m時のたわみ トップレール：笠木：Ｌ/100	適合
		295Ｎ（30kgf）/スパン時のたわみ 窓　　用：笠木：Ｌ/150	適合
	鉛直荷重（床支持Ｒ部）	295Ｎ（30kgf）/m時のたわみ 廊下・バルコニー用：支柱：笠木：Ｌ/50	適合
下弦材強度	鉛直荷重	廊下・バルコニー用 1,150N（120 kg ｆ）／スパン	適合
		窓用 980N（100 kg ｆ）／スパン	適合
	鉛直荷重（Ｒ部）(床支持Ｒ部)	廊下・バルコニー用 880N（90 kg ｆ）／スパン″	適合
手すり子	強度及び剛性	手すり子の強度及び剛性は、面内及び面外方向の局部荷重 490Ｎに対し破損を生じないこと	適合
		295N（30kgf）時の手すり子の内法寸法：110 ㎜	適合
		295N（30kgf）除荷後の残留変形：2 ㎜	適合
パネル	面荷重	1,950N（200 kg ｆ）／㎡	適合
	衝　撃　力	3 kg ｆ・m	適合
	局部荷重	490N（50 kg ｆ）	適合

３．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料	スチール製手すり	1).JIS G 3466:1988（一般構造用角型鋼管）による STKR400、JIS G 3444:1994（一般構造用炭素鋼管）による STK400、JIS G 3101:1995（一般構造用圧延鋼材）による SS400 等とする	適合
	アルミ製手すり	2).JIS H 4100:1999（アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材）、JIS H 5202:1999（アルミニウム合金鋳物）又は JIS H 5302:2000（アルミニウム合金ダイカスト）によるアルミ合金材	適合
	ステンレス製手すり	3).JIS G 4305:1999（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）による SUS 304	適合
耐久性		支柱、笠木、手すり子等の内部に雨水等が進入しにくい構造であること	適合

都市機構の工事特記基準を用いる場合、ベターリビング発行の評価書により以下の項目を確認することができます。

都市機構の工事特記基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料	パネル	4).パネルは、難燃材以上の防火性能を有するものとし、特記による	適合
	補強鋼材	5).支柱の補強鋼材は、JIS H 8610:1999（電気亜鉛めっき）による２種４級以上の亜鉛めっき処理を行ったもの等とする	適合
	笠木	笠木は、上記１）～３）による材料又はそれらを樹脂被覆したもののいずれかとし、特記による	適合

４．別途仕様の確認が必要な項目

BL 認定企業のカタログ、仕様書等で仕様を確認してください。

品質・性能基準の要求性能項目	仕様の確認内容
形状・寸法	形状・寸法は特記による

公共仕品質・性能基準品目　補助手すり　　BL 部品の品目　歩行・動作補助手すり

３．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
強度	歩行補助手すり	水平荷重：1,150N/ｽﾊﾟﾝ	適合
		鉛直荷重：1,150N/ｽﾊﾟﾝ	適合
	動作補助手すり	水平荷重：590N/ｽﾊﾟﾝ	適合
		鉛直荷重：590N/ｽﾊﾟﾝ	適合
材料		必須構成部品及び選択構成部品に使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること	適合
安全性	歩行補助手すりの水平・鉛直荷重試験	歩行補助手すりは、壁に相当する模擬躯体に取り付けた手すり中央に 1,150Ｎ（120 kg f）の水平・鉛直荷重をかけ、レール及び取付金物のガタツキ、外れ、ひび割れ、破壊やレールの有害な変形を生じないこと	適合
	動作補助手すりの水平・鉛直荷重試験	動作補助手すりは、壁に相当する模擬躯体又は浴室パネルに取り付けた手すりの１端部及び中央部に 590Ｎ（60 kg f）の水平・鉛直荷重試験を順次にかけ、レール及び取付金物のガタツキ、外れ、ひび割れ、破壊を生じないこと	適合
	動作補助手すりの変形試験	動作補助手すりは、固定用鋼材に取り付けた手すり中央部に 590Ｎ（60 kg f）の荷重をかけ、荷重を除去した後のレールの残留たわみが、スパンＬの１／５００以下であること	適合
耐久性		屋外に使用する歩行補助手すりレール部の樹脂被覆の耐候性は「耐候性試験」を行い、1000 時間後にひび割れ等の異状がないこと。なお、色差、光沢保持率は以下の数値による色差（ΔＥ*）：5.0 以下光沢保持率：80.以上	適合
		屋外で使用する手すりは、レール、取付金物の内部に雨水が侵入しない構造であること	適合
機能性	動作補助手すりの散水試験	浴室に使用する手すりは、パネルに手すりを設置し噴霧機等により取付部に散水し、パネル裏面への水漏れがないこと	適合
		歩行補助手すりは、廊下から階段、階段から廊下等連続設置に対応できる構成であること	適合
		歩行・動作補助手すりは握りやすい形状であること	適合
		レールと壁との隙間寸法は、３０～５０㎜とする	適合
		歩行補助手すりの取付金物は、図-３の斜線内に納まるものとする	適合
		″片持ち部分がある場合は、その寸法 ℓが、スパンＬの１／５以下であるか、または、異常な撓みがないこと	適合
		レール端部は、袖口が引っ掛からない形状であること	適合
		レール、取付金物で人体に触れる部分は、バリ、めくれ、危険な突起のないこと	適合
健康上の安全性の確保	ホルムアルデヒド対策	″建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること	
		同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること	適合
		夏季におけるホルムアルデヒドの発散量が、その表面積１㎡につき毎時 0.005 ㎎以下のものであること	適合

■ 別途仕様の確認が必要な項目

BL 認定企業のカタログ、仕様書等で仕様を確認してください。

品質・性能基準の要求性能項目	仕様の確認内容
形状・寸法	形状・寸法は特記による

公共仕品質・性能基準品目	自転車置場ユニット

BL 部品の品目	自転車置場

２．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	荷重・外力に対する安全性	積雪荷重に対する抵抗力及び安定（屋根、梁・桁等の剛性）部品の四隅に柱をもつ自転車置場については、屋根面に均等に以下に示す荷重を２４時間加えた場合、屋根の梁・桁等のたわみが式−１、式−２のＸ、Ｙ以下であり、かつ除荷後の残留たわみが５㎜ 以下であること ９０型： ８９０N／㎡ １２０型： １，１７６Ｎ／㎡ ３００型： ２，９４０Ｎ／㎡ ４５０型： ４，４１０Ｎ／㎡	適合
		部品の片側にのみ柱をもち、反対側に柱等の支持部材をもたないものなど、a. の方法では判断できないものについては、上記に示す荷重 に対して梁・桁等の構造部材の曲げモーメント等が許容応力度内にあることを、性能試験もしくは構造計算において証明できること。 ・Ｘ＝Ｌ／１５０ （ｃｍ） ：式−１ ・Ｙ＝５×Ｌ2×σ／（２４×Ｅ×Ｈ）(cm)：式−２ Ｌ： 部材のスパン長さ（cm） Ｅ： 材料のヤング率（Ｎ／ｃ㎡） σ： 材料の許容応力度（Ｎ／ｃ㎡）	適合
		屋根面に、均等に表 12−２に示す荷重を加えた場合、たわみ量がＬ／300 以下であり、除荷後の残留たわみが５㎜ 以下であること	適合
		屋根面に、均等に表 12−２に示す荷重を加えた場合、屋根板に発生する曲げモーメントは許容曲げモーメント（最大曲げモーメントの１／２）以下であること	適合
	風圧力に対する屋根の抵抗力及び安定	屋根裏面に均等に８３３Ｎ／㎡｛８５kgf／㎡｝の荷重を５分間加えた場合、屋根の 梁、桁等のたわみが式−１、式−２のＸ、Ｙ以下であり、かつ屋根部材部品等にはずれや著しい変形がないこと	適合
	風圧力に対する壁の抵抗力及び安定	壁面に均等に７０６Ｎ／㎡｛７２kgf／㎡｝の荷重を５分間加えた場合、壁及び壁回りの部材・部品にはずれや著しい変形がないこと	適合
	局部荷重に対する抵抗力及び安定	屋根板の支持スパンの中央部に、５３９Ｎ（５５kgf ）の荷重を加えた場合、屋根板等に破損または著しい変形がないこと	適合
	衝撃力に対する抵抗力及び安定	壁の中央部及び隅角部に対して、重量１kg の鋼球により回転半径２ｍの振り子式の衝撃力を加えた場合、打撃部及びその周辺部に使用上支障のある破損及び著しい変形がないこと	適合
		屋根の中央部及び端部に対して、重量１kg のなす形錘を高さ２ｍの位置から自由落下させて衝撃力を加え、打撃部及びその周辺部に使用上支障のある破損及び著しい変形がないこと	適合
	チェーン用バーラックの集中荷重に対する抵抗力及び安定	″チェーン用バーラックの支持スパンの中央部に１２００Ｎ（１２２．４kgf ）の荷重を水平及び垂直に方向に加え、バーラックに破損または使用上支障のある変形がないこと	適合
	使用における安全性	人体、衣服、自転車等が直接触れる部分には、	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
	並びに保安性の確保	バリ、メクレ、危険な突起物がないこと	
耐久性	耐食性	部材の耐食性は、「塩水噴霧試験方法」に基づく耐食性試験を行い、５００時間後に各部に著しい腐食、塗膜のふくれ、われ、はがれ等がないこと	適合
	耐塩水性	表面処理の耐塩水性は、「塗料一般試験方法」の「耐塩水性試験」に基づく試験を行い、９６時間後に塗膜のふくれ、われ、はがれ、錆等がないこと	適合
	耐衝撃性	塗膜の耐衝撃性は、「塗料一般試験方法」の「耐衝撃性」の「デュポン式」に基づく試験を行い、著しいわれ、はがれ等がないこと	適合
	鉛筆硬さ	塗膜の鉛筆硬さは、「塗料一般試験方法」の「鉛筆引っかき値」の「試験機法」に基づく試験を行い、硬度Ｈ以上であること	適合
	付着性試験	塗膜の付着性は、「塗料一般試験方法」の「付着性」の「碁盤目テープ法」に基づく試験を行い、剥離のないこと	適合
	耐候性試験	塗膜の耐候性は、「プラスチック建築材料の促進暴露試験方法」の「促進暴露試験装置」の「ＷＳ形」に基づく試験を行い、３００時間後に著しいふくれ、われ、はがれ、白亜化、変色、退色、つやの減少等がないこと	適合

３．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料		主要構成部品及び選択構成部品に使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること。不燃型の自転車置場ユニットは、柱、梁等は不燃材又は準不燃材、屋根、壁、戸等は、不燃材、準不燃材又は難燃材が使用されていること	適合
機能性	排水性	屋根形状は勾配があり、排水、雨仕舞い等の措置が施されており、排水性がよいこと	適合
	雨がかりへの配慮	自転車等の雨がかりに配慮し、屋根の奥行き寸法は、水平投影距離で１９００mm以上あること	適合
	収容性	自転車の出し入れが容易に行えること。なお、自転車の収容台数の表示と自転車置場の寸法との関係は、下式によるものとする。Ｎ＝Ｌ／Ｐ　Ｌ　：　自転車置場の１スパン当たりの寸法（mm）　Ｎ　：　自転車の収容台数　（台）　Ｐ　：　自転車１台当たりの収容幅寸法　（mm）＊各自転車を譲り合って収容した場合の寸法と４００mm とする。＊上記の式は、車輪固定装置等の収容装置を使用しない場合とする。車輪 固定装置等を設置した場合の収容台数は、装置の仕様によるものとする	適合
形状・寸法		製作寸法許容差は、± 5mm とする	適合

４．別途仕様の確認が必要な項目

BL 認定企業のカタログ、仕様書等で仕様を確認してください。

品質・性能基準の要求性能項目	仕様の確認内容
形状・寸法	１ユニット当たりの間口及び奥行寸法の組合せは、面積に換算して 10 ㎡未満とする

電　気　編

テレビ共同受信機器	テレビ共同受信機器
住宅情報盤（UR判定基準））	住宅情報システム
宅配ボックス（UR判定基準	宅配ボックス

公共仕品質・性能基準品目　テレビ共同受信機器　　BL 部品の品目　テレビ共同受信機器

３．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料		必須構成部品及び選択構成部品に使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること	適合
安全性	地上放送用アンテナの耐風圧	地上放送用アンテナは、風速 45m/s に相当する風圧が加わっている間、飛散に相当する破壊がないことを確認するために、反射素子およびアーム先端の両側から 10mm 以内の部分に、反射素子は１kg、VHF アンテナのアームは 10kg、ＵＨＦアンテナのアームは５kg の分銅をつるしたとき破壊がなく、分銅を除いたときに水平基準 10 度以内に復元すること。また、各部の固定が確実であること	適合
	衛星放送用アンテナの耐風圧	衛星放送用アンテナは、風速６０m/s に相当する風圧が加わっている間、飛散に相当する破壊がないことを確認するために、反射鏡の正面方向および裏面方向から風圧荷重Ｗ１に相当する静荷重を加えたとき破壊がなく、各部の固定が確実であること。また、一次放射器支持アームは、風圧荷重Ｗ２、Ｗ３に相当する静荷重を加えたとき破壊のないこと	適合
	形、加工	各機器は、突起物や切断面による傷害の危険性がないこと	適合
耐久性		各機器の内部部品は、電気的特性を損なわないよう堅固に取り付けてあること	適合
機能性	地上放送用アンテナの電気的特性	地上放送用アンテナ（VHF アンテナ、UHF アンテナ）の電気的特性は、表１-4、表１-5 に適合していること	適合
	衛星放送用アンテナの電気的特性	衛星放送用アンテナ（ＢＳ帯域用、ＣＳ帯域用）の電気的特性は、表１-6、表１-7、表１-8 に適合していること	適合
	コンバータの電気的特性	衛星放送用アンテナのコンバータ（ＢＳコンバータ、ＣＳコンバータ、ＣＳ・ＢＳコンバータ）の電気的特性は、表１-9、表１-10、表１-11 に適合していること	適合
	衛星放送用アンテナの総合性能	衛星放送用アンテナ（ＢＳ帯域用、ＣＳ帯域用）の総合性能（Ｇ／Ｔ）は、表１-12 に適合していること	適合
	コンバータの性能	防雨性能 BS コンバータ、CS コンバータ、CS・ＢＳコンバータは、塵埃のはいりにくい防雨構造であること	適合
		適用温度 BS コンバータ、CS コンバータ、CS・ＢＳコンバータは、温度-30℃～＋50℃、湿度 20%～90%の周囲条件で連続使用して動作に異常がないこと	適合
		接栓 BS コンバータの BS-IF 出力、CS コンバータの CS-IF 出力、CS・ＢＳコンバータの CS・BS-IF 出力は、Ｆ型接栓とし、中心導体、外部導体とも確実に接続できること。また、（社）電子情報技術産業協会規格（EIAJ RC-5223A「高周波同軸Ｃ１５形コネクタ」）	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		に適合すること	
	ブースタの電気的特性	ブースタの電気的特性は、表１−13、表１−14, 表１−15, 表１−16, 表１−17、表１−18 に適合していること	適合
	筐体の取付	筐体は屋内用壁取付型であること	適合
	電源表示	機器の見え掛り部分に、ネオン管、発光ダイオード等電源表示灯を設けていること	適合
	電源ヒューズの取り替え	電源ヒューズは外部から容易に取替可能な位置にあること	適合
	電源の取り出し	BS-1 型及び BS・UV-1 型の BS-IF 入力端子には DC15V±10%、4W、CS・BS-1 型、CATV・CS・BS-1 型、CATV・CS・BS−２W型の BS-IF・CS-IF 入力端子には DC15V±10%、６Wの出力が取り出せる機能を設け、入切可能であること	適合
	ケーブルとの接続	75Ω同軸ケーブルとの接続は、Ｆ型接栓とし、中心導体、外部導体とも確実に接続できる構造であること。BS-1 型、CS・BS-1 型、ＣＳ・BS・UV-1 型、CATV・CS・BS-1 型、CATV・CS・BS−２W型は(社)電子情報技術産業協会規格(EIAJ RC-5223A「高周波同軸Ｃ１５形コネクタ」)に適合すること	適合
	端子切り替え機能	UV-2 型の入力端子は、U/V 共用端子と UHF・VHF の個別端子と切り替えできること	適合
	端子混合機能	BS-1 型、CS・BS−１型、CATV・CS・BS-1 型、BS・UV-1 型、CS・BS・UV-1 型、、CATV・CS・BS−２W 型の入力端子は、UHF・VHF または CATV と BS-IF・CS-IF を個別端子とすること。また出力端子には、地上放送波（UHF・VHF）または CATV と BS-IF・CS-IF 信号を混合する機能を有すること	適合
	入力の切り替え	BS・UV-1 型、ＣＳ・BS・UV-1 型、CATV・CS・BS-1 型、CATV・CS・BS−２W型の入力端子は、U/V/ＣＳ（BS）の１入力と UV とＣＳ（ＢＳ）の２入力が、また、CATV/CS・BS の１入力と CATV と CS・BS の２入力が切り替えできること	適合
	チルト機能	CT-1 型、CD-1 型、CD-2 型、BS・UV-1 型、CS・BS-1 型、ＣＳ・BS・UV-1 型、CATV-1 型、CATV-Ｔ1 型、及び CATV・CS・BS-1 型、CATV・CS・BS−２W 型のチルト機能は、入切ができること	適合
	混合（分波）器の電気的特性	混合（分波）器の電気的特性は、表１−19 に適合していること	適合
	混合（分波）器の防雨性能	MC-UV-7、CS-MC、CS-ＶHMC は防雨構造になっていること	適合
	混合（分波）器の筐体の構造	筐体は、塵埃の入りにくいこと	適合
	混合（分波）器のケーブルとの接続	75Ω同軸ケーブルとの接続は、F 型接栓とし、中心導体、外部導体ともに確実に接続できること。なお、CS-MC、CS-M、CS-VHMC は(社)電子情報技術産業協会規格(EIAJ RC-5223A「高周波同軸Ｃ１５形コネクタ」)に適合すること	適合
	混合（分波）器の端子	CS-MC、CS-M、CS-VHMC の出力端子と、BS-IF・CS-IF 入力端子間は電流通過型とし、電流通過の表示が明確であること	適合
	分配器・分岐器の電気的特性	分配器・分岐器の電気的特性は表１−20、表１−21、表１−22、表１−23 に適合していること	適合
	分配器・分岐器の筐体の構造	筐体は、塵埃の入りにくいこと	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
	分配器・分岐器のケーブルとの接続	75Ω同軸ケーブルとの接続は､F 型接栓とし、中心導線、外部導線ともに確実に接続できること。また、(社)電子情報技術産業協会規格(EIAJ RC-5223A「高周波同軸Ｃ１５形コネクタ」)に適合すること	適合
	分配器・分岐器の直流電流遮断機能	全端子直流電流を遮断する機能を有すること	適合
	直列ユニットの電気的特性	直列ユニットの電気的特性は、表 1-24～表 1-30 に適合していること	適合
	直列ユニットの筐体の構造	筐体は、塵埃の入りにくいこと	適合
	直列ユニットの同軸ケーブルとの接続	直付け型の入出力はネジ止め接続とし、接続部は中心導体、外部導体ともに確実に接続でき、インピーダンスの整合がとれること。接栓型はＦ型接栓で、中心導体、外部導体ともに確実に接続できること。また、(社) 電子情報技術産業協会規格 (EIAJ RC-5223A「高周波同軸Ｃ１５形コネクタ」) に適合すること	適合
	直列ユニットのアウトレット	75Ωアウトレットは、直流電流を遮断する機能を有すること。また、F 型コネクターが接続できること	適合
	直列ユニットの本体取付構造	本体取付構造は、本体をネジ止めまたは取付枠に固定できるものであること	適合
	テレビ端子の電気的特性	テレビ端子の電気的特性は表 1-31、表 1-32、表 1-33 に適合していること	適合
	テレビ端子の筐体の構造	筐体は塵埃の入りにくいこと	適合
	テレビ端子のケーブルとの接続	75Ω同軸ケーブルとの接続は､F 型接栓とし、中心導体、外部導体ともに確実に接続できること。また、(社) 電子情報技術産業協会規格 (EIAJ RC-5223A「高周波同軸 C15 形コネクタ」) の構造に適合すること	適合
	テレビ端子のアウトレット	75Ωアウトレットは、直流電流を遮断する機能を有すること。また、F 型コネクターが接続できること	適合
	テレビ端子の本体取付構造	接栓型の本体取付構造は、本体をネジ止めまたは取付枠に固定できるものであること	適合

都市機構の工事特記基準を用いる場合、ベターリビング発行の評価書により以下の項目を確認することができます。

都市機構の工事特記基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	ブースタの保安性	誘導雷による被害防止用として、信号入出力部および電源部に避雷装置を設けていること	適合
		筐体の外面に接地線取付用の端子を設けていること	適合
		電源接続は、電気用品安全法施行規則別表 4 の差し込みプラグ(定格 6A 125V)としケーブルは JIS C 3306 : 1993「ビニルコード」 に定める器具用ビニルコードであり、かつ長円形ビニルコード(VCTFK)0.75mm2 であること	適合
機能性	給電部及び管端末の構造	VHF、UHF アンテナの給電部及び、放射素子の管端末は防雨構造であること	適合
	ＣＳ・BS アンテナの構造	右旋円偏波受信用CS・BS コンバータ (Lo＝10.678GHz) で受信している場合に、将来の左旋円偏波を追加で受信する場合は CS コンバータ (Lo＝10.127GHz) を追加で取り付けるか、または両方が受信できるコンバータに交換できる取付け構造とすること	適合
	直列ユニットの端子	接栓型のアウトレット端子台は、1 端子・2	適合

都市機構の工事特記基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
	台	端子型とも3個口用とする	
	直列ユニットの上り信号カット機能	上り信号カット操作部は取付け部表面から操作出来ない構造であること。また、２端子型で上り信号カット機能を有するものは、それぞれのアウトレット端子が単独に上り信号カット操作が出来るものであること	適合
	テレビ端子の上り信号カット機能	２端子型で上り信号カット機能を有するものは、それぞれのアウトレット端子が単独に上り信号カット操作が出来るものであること。また、上り信号カット操作部は取付け部表面から操作出来ない構造であること	適合

都市再生機構・機材の品質判定基準品目　住宅情報盤　　BL 部品の品目　住宅情報システム

３．評価書により確認できる項目

ベターリビング発行の評価書により、品質判定基準の以下の項目を確認することができます。

品質判定基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料		材料・仕上の選択は、使用する箇所に応じて適切に行われていること　装置の外観各部は良好に仕上られていること	適合
要求性能		通常の使用において、安全性・耐久性・機能性及び施工性に支障のないこと	適合
安全性		通常の使用状態で予測される各種荷重や衝撃力に対する強度・安全性が確保されていること	適合
		人が触れるおそれのある部分は、危険な突起物・鋭利な端部等がないこと	適合
		ガス漏れ・火災に対する安全性(耐熱・短絡保護)が確保されていること	適合
耐久性		高温・低温・高湿による著しい機能劣化を生じると判断される措置が講じられていること	適合
機能性		ガス漏れ検知器・火災感知器・端末機器と住宅情報盤・住戸外ﾕﾆｯﾄ・住戸情報盤はｼｽﾃﾑとして確実に機能すること	適合
		警報音は警報内容を適切に表していることなお同じｼｽﾃﾑ内で表示する警報音の種類は統一されていること	適合
		住戸内に設けられた検知器・感知器等の各端末機器からの情報信号を確実に受信すること(非常用押し釦の押し圧は、5Ｎ～25Ｎの範囲であること)	適合
		信号を受信した場合の表示及び発光色、それらの優先順位は「受信機にかかる技術上の規格を定める省令」による。　操作は容易で分かりやすいこと。なお、表示音は明確に区別できること。操作は容易で分かりやすいこと	適合
		過電流警報音の音声は、電気の使いすぎをお知らせするメッセージとし、警報音の音圧レベルは住宅情報盤正面から1m離れた場所で70ｄＢ以上とする	適合
施工性		現場での施工が容易で確実にできること	適合
		現場での施工が確実に行えるよう、施工者向けの仕様書・マニュアル等が整備されていること	適合
その他	寸法等	端末機器及び配線部は容易に設置、配線接続できる寸法であること	適合

4．別途仕様の確認が必要な項目

BL 認定企業のカタログ、仕様書等で仕様を確認してください。

品質判定基準の要求性能項目		仕様の確認内容
安全性		絶縁性等の電気的安全性が確保されていること
		情報盤の電源の配線接続は、表面から容易に操作できない構造であること
耐久性		交換部分の種類・頻度はできるだけ少ないこと
		保守・点検・交換が容易に行えること又これに代わる措置が講じられていること
機能性		検知器・感知器・端末機器の信号線はできるだけ少なくし、交流入力線を除いて小勢力回路であること
		過電流音声警報及び使用電流値レベル表示は住宅分電盤内の過電流警報装置の外部警報出力端子からの信号で動作する
		使用電流値レベル表示の表示色表示色は、各々明確に区別できることとし、電流値の使用レベル表示は次によるものとする・操作は容易で分かりやすいこと・電流値の使用レベル表示の LED での発光とし、100%以下を、以下の負荷率に応じた色分けとする。設定容量の 0%以上～60% ： 緑色 設定容量の 60%以上～80% ： 黄色 設定容量の 80%以上～100% ： オレンジ色(橙色)
		緊急通報装置へのセキュリティの移報の場合は、ホトカプラー出力とし、機能別に移報できること
その他	寸法等	構造・寸法は製造者の標準とする

都市再生機構・機材の品質判定基準品目　宅配ボックス　　BL 部品の品目　宅配ボックス

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質判定基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質判定基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	加重・外力に対する安全性	ユニットの安全性は、JIS S 1034 の 8.5.1 及び 8.5.3 で定める試験を行い、転倒しないこと	適合
		ユニットの剛性は、JIS S 1034 の 8.6.1 に定める試験を行い、使用上支障となる残留変形がないこと	適合
		保管箱の棚板は、JIS S 1034 の 8.6.2 に定める試験を行い、使用上支障となる残留変形がないこと	適合
		保管箱の天板および地板は、JIS S 1034 の 8.6.6 に定める試験を行い、使用上支障となる残留変形がないこと	適合
		扉の取手部は、JIS A 4420 の 6.2.5 に定める試験を行い、使用上支障となる残留変形がないこと	適合
		扉は、JIS S 1034 の 8.6.7 に定める試験を行い、使用上支障となる残留変形がないこと	適合
		扉の耐衝撃性は、JIS S 1034 の 8.8.1 に定める試験を行い、使用上支障となる残留変形がないこと	適合
		ユニットの耐震転倒性は、JIS S 1018-85 の 4.3(2)に定める試験を行い、転倒しないこと	適合
	電気的安全性	ユニット及び充電部は電気的に安全であること	適合
		操作部は、耐衝撃性、感電しない構造、絶縁性、耐電圧性、短絡保護、対温湿度性及び電源電圧の変化の各性能試験を行い、異常がないこと。また、警報・通話等の装置をｵﾌﾟｼｮﾝ部品として有する場合は、性能試験方法の判定基準に適合すること	適合
機能性	電気的システム連動性	ユニット及び各種外部装置は、電気的にシステム連動性が取れていること	適合
耐久性	構成部材の耐久性	塗装鋼板・化粧鋼板を使用する場合、JIS S 1034 の 8.10 に定める試験を行い、同規格の 3.2 に適合すること	適合
機能性	各種外部装置	必要に応じて取付けるオプション部品等の各種外部装置は、機能性に優れていること	適合

3．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質判定基準の以下の項目を確認することができます。

品質判定基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料		使用する材料は、ステンレス鋼・鋼鈑・化粧鋼鈑とし JIS によるもの又はこれと同等以上の性能をもつもとし、その他の材料は JIS 又は同等以上の性能を持つものとする。ただし、JIS のないものは、宅配ボックスにふさわし良質なものとする。	適合
要求性能		通常の使用において、安全性・耐久性・機能性・施工性及び防犯性に支障のないこと	適合
安全性	加工	ユニットの仕上げ面は、平滑でふくれ傷等がないこと	適合
		みえがかり箇所は、バリ・めくれ等危険な突起物がないこと	適合
	組立	ユニットの組立は、強固であること	適合
		ユニットを連結させる場合は、ユニット間の連結が強固であること	適合
		保管箱の扉は、ゆがみ等による開閉時の不快	適合

品質判定基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		な音を発しないこと	
安全性	加重・外力に対する安全性	操作・制御部は、外からの衝撃等に対して容易に破損しない構造・強度を有していること	適合
	形状の安全性	警報部及び保管箱内外部の形状は危険がないこと	適合
		操作盤の電源配線部及び開閉器は表面から容易に操作できない構造であること	適合
	電気的安全性	雷サージに対して適切な対策が講じられていること	適合
耐久性	可動部分の耐久性	扉・丁番等の可動部分は、十分な耐久性を有していることが認められること	適合
		保管箱に使用する鍵錠前は、十分な耐久性を有していることが認められること	適合
耐久性	メンテナンス性	扉・錠前・操作盤は破損・汚損した場合に、各々交換できるよう措置されていること	適合
		見え掛かり部分は、ほこり溜りが少なく、清掃措置されていること	適合
機能性	ユニット寸法の組合せ	″保管箱は、各種の大きさの保管箱が組合せできること	適合
		操作盤は、操作しやすいこと	適合
		錠前による扉の開閉・施解錠は円滑であること	適合
		誤操作した場合の操作のやり直し、いたずら等に対して対策が講じられていること	適合
	鍵違い	1棟程度に必要な実用鍵違いを有していること　又設置場所・地域に対応できる鍵違いであること	適合
施工性		現場搬入が容易な荷姿であること　又設置場所・設置時期等に応じた養生を行っていること	適合
		現場での施工が容易で確実にできること	適合
		現場での施工が確実に行えるよう、施工者向けの仕様書・マニュアル等が整備されていること	適合
管理システム	管理業務	閉じ込め・こじ開け・機器故障等の対応ができること	適合
		滞留荷物(自動報知・電話・はがき連絡)	適合
		オートロック用非接触ｷｰにより作動できること	適合
	付加設備	使用者側に起因する場合の現地対応ができること	適合
		滞留荷物処理(現地対応・返送・転送・廃棄等)	適合
		消耗品補充交換(ロール紙・メモリー電池等但し使用状況により異なる)	適合

４．別途仕様の確認が必要な項目

BL 認定企業のカタログ、仕様書等で仕様を確認してください。

品質判定基準の要求性能項目		仕様の確認内容
材料		構造、寸法は製造者の標準とする
安全性	形状の安全性	保管箱は、誤って人が閉じ込められた場合を考慮し通気性を有していること
耐久性	可動部分の耐久性	操作・制御部は、十分な耐久性を有していることが認められること
	構成部材の耐久性	合成樹脂等を使用する場合は、十分な耐久性を有していることが認められること
管理システム	管理業務	電話回線による管理対応(24 時間)
		通信遠隔操作(特定ロッカー解錠等)
		荷物運用データーの管理(日報・月報管理)
	付加設備	ロッカー保険(火災・盗難・爆発・水害等対象)

機　械　編

衛生器具	便　器
温水洗浄便座	温水洗浄便座
湯水混合水栓	湯水混合水栓
洗面化粧ユニット	洗面化粧ユニット
加圧式給水ユニット	給水ポンプシステム
水槽	給水タンク
配管システム	配管システム
洗濯機用防水パン	洗濯機用防水パン
浴槽	浴　槽
ガス給湯器	ガス給湯機
電気温水器	電気給湯機
風呂がま	密閉式ふろがま
住戸セントラル給湯・暖冷房システム	暖・冷房システム
調理用ガス機器	調理用加熱機器
換気扇類及び付属部品	換気ユニット
エレベーター	エレベーター
	（高層住宅用エレベーター）
	（マシンルームレス型エレベーター）

公共仕品質・性能基準品目　衛生機器　　BL 部品の品目　便器

1．選定・発注に当たり仕様の指定が必要な項目

評価書の発行される公共住宅用 BL 便器は、BL 便器のうち次の条件を満たすものです。

品質・性能基準の要求性能項目		要求仕様等
機能性	洗浄操作・洗浄水量	洗落し便器-超節水型

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	便器の強度	背もたれ強度 各部に異常がないこと	適合
		便蓋強度 各部に異常がないこと	適合
		便座強度 各部に異常がないこと	適合
	絶縁性	絶縁抵抗が 0.3MΩ以上であること	適合
耐久性	便器の耐久性	便座の上げ下げの繰返し 各部に異常がないこと	適合
		洗浄操作の繰返し 操作及び止水機構に支障のないこと	適合
	陶器の外観	存在を許さない欠点がないこと	適合
		欠点許容範囲内であること	適合
	陶器の品質	インキ浸透度が 3mm 以下であること	適合
		耐急冷性 素地・うわぐすりにひび割れが生じないこと	適合
		耐貫入性 貫入を生じないこと	適合
機能性	洗浄用ロータンク防露性能	タンク表面に結露しないこと	適合
	電熱式便座の表面温度	便座の最高温度 ・自動温度調節式：各測定点で 30℃以　上、45℃以下 ・温度切替式：各測定点と室温との温度差 25K 以上、40K 以下温度分布は適切であること	適合
	便器の騒音	給水音のピーク値が 60dB(A)以下、洗浄音のピーク値が 75dB(A)以下であること	適合
	便器の止水機能	ボールタップの作動は確実であること水漏れがないこと	適合
	便器の排水能力	便器外へ排出されること	適合
	便器の洗浄・排出・搬送機能	洗浄面に赤インキの後が残らないこと代用汚物と試験用紙が試験用排水管路外へ完全に排出されること	適合
	便器の洗浄時の水の飛散	便座及び便蓋に飛散する水滴が直径 2mm 以上のものが 25 個以下であること	適合
	便器の水封機能	封水面が漏水により低下しないこと	適合
		漏気による圧力低下を生じないこと	適合
	洗浄水量	洗落し便器-超節水型　大洗浄：６．５L 以下 洗落し便器-超節水型　小洗浄：５L 以下 洗落し便器　９．５Ｌ以下 サイホン便器　　１３Ｌ以下 サイホンゼット便器　　１３Ｌ以下 サイホンボルテックス便器　　１８Ｌ以下	適合
	洗浄操作・洗浄水量	洗浄操作は、ノンホールドタイプの大小切替式とし、洗浄水量は、大洗浄のとき 6.5Ｌ以下、小洗浄のとき５Ｌ以下であること	適合
	大洗浄時の洗浄･排出性能	洗浄面にインキの跡が残らないこと。代用汚物及びトイレットペーパーが便器外に排出されること	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
	小洗浄時の排出性能	トイレットペーパーが便器外に排出されること	適合
		便器トラップ部のりゅう（溜）水の入れ替わり率が95%以上であること	適合
	搬送性能	代用汚物の平均搬送距離が 10m以上であること	適合

3．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料		必須構成部品及び選択構成部品に使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること。	適合
安全性	危険性	鋭利な突起物がある等の危険な形状を有しないこと	適合
	各部分の固定	各部分の固定は、確実で安定していること	適合
	有害性	使用材料は人体に有害でないこと	適合
	洗浄用ロータンク	洗浄用ロータンクには、逆流防止のための対策が講じられていること	適合
耐久性	部品交換	部品交換及び保守点検は、容易に行えること	適合
機能性	便座機能	便座は立てたときにシートカバーを用いても自立すること	適合
	ロータンク機能	ロータンクの水位は、給水圧に対応した調整ができること	適合

公共仕品質・性能基準品目　温水洗浄便座　　BL 部品の品目　温水洗浄便座

1．発注に当たり仕様の指定が必要な項目

評価書の発行される公共住宅用 BL 温水洗浄便座は、BL 温水洗浄便座のうち次の条件を満たすものです。

品質・性能基準の要求性能項目		要求仕様等
仕様	出入口扉	折戸または引戸
形状・寸法（浴槽跨ぎ高さ、出入口有効幅）		長寿対応型

以下の項目については、仕様のいずれかを特記することとなっています。

品質・性能基準の要求性能項目	指定内容
梁欠き対応（一か所まで）、鏡、キャビネット	仕様を指定のこと
化粧壁仕上げ	仕様を指定のこと

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	便座の強度	背もたれ強度各部に異常がないこと	適合
		便蓋強度各部に異常がないこと	適合
		便座強度各部に異常がないこと	適合
	便座の耐湿絶縁	0.3MΩ以上	適合
	便座の絶縁抵抗	1MΩ以上	適合
	便座の耐電圧	連続して 1 分間耐えること	適合
	洗浄水の水質	濁度：0.5 度以下 色度：1.0 以下 臭気の異常のないこと 過マンガン酸カリウム消費量：2mg/L 以下	適合
	便座の表面温度	自動温度調節式：各測定点で 30℃以上 45℃以下 温度切替式：各測定点で室温との温度差 25K 以上 40K 以下 温度分布は適切であること	適合
	温風乾燥温度	温風温度は 50℃以上 100℃以下風速は 4m/s 以上	適合
	洗浄水の吐水温度	30℃以上 45℃以下、かつ温度差 5K 以内	適合
	逆流防止機能（負圧作動）	（水道直結式及び水道接続ポンプ給水式の場合） 透明管内の水位上昇がないこと	適合
耐久性	便座の耐久性	（便座の上げ下げの繰返し） 各部に異常がないこと	適合
		（洗浄操作の繰返し） 各部に異常がないこと	適合
機能性	耐水圧性	漏れ、変形、破損その他の異常がないこと	適合
	逆流防止性能	水漏れ、変形、破損その他の異常がないこと	適合

3．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料		必須構成部品及び選択構成部品に使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること	適合
安全性	危険性	鋭利な突起物がある等の危険な形状を有しないこと	適合
	各部分の固定	各部分の固定は、確実で安定していること	適合
	有害性	使用材料は人体に有害でないこと	適合
耐久性		耐食・耐熱・耐摩耗性を有すること	適合
機能性		洗浄ノズル部は、自ら洗浄できる機構であること	適合

	洗浄時の水勢は調整できること	適合
	通常の使用で洗浄水が床面等に飛散しないこと	適合
	操作方法は容易かつ誤操作を生じにくいこと	適合

4．別途仕様の確認が必要な項目

BL 認定企業のカタログ、仕様書等で仕様を確認してください。

品質・性能基準の要求性能項目	仕様の確認内容
機能性	停電時及び温水洗浄機能の故障時にも、通常の便器として使用できること
	便座は立てたときにシートカバーを用いても自立すること
	脱臭装置は、十分な性能を発揮できるものであること

公共仕品質・性能基準品目　湯水混合水栓　　BL 部品の品目　湯水混合水栓

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	本体の強度	（ハンドル部の強度） 各部に異常がないこと	適合
		（シャワーホース部の引張強度） ホースが抜けないことまた、各部に異常がないこと	適合
		（シャワーハンガー取付部の強度） 破損、ひび割れ、使用上支障のある変形がないこと	適合
	逆流防止機構	シートの漏れがないこと	適合
	浸出性能	（台所用、洗面所用、洗面所用（洗髪機能付）の場合） 別添の「浸出性能判定基準」に適合すること	適合
		鋭利な突起物がある等の危険な形状を有しないこと	適合
		止水時に給水・給湯の一次側が構造的に遮断されるか、有効な逆流防止機構を有すること	適合
		サーモミキシング式の場合は、湯温設定ハンドルに 40～45℃の温度範囲でストッパーを設けること	適合
	各操作部の耐久性	十分な吐水性能、止水性能を有し、かつ可動部のがたつき、破損、ひび割れがないこと	適合
		部品交換及び保守点検は、容易に行えること	適合
機能性		用途に適した形状・構造であり、使用動作に支障がなく、操作時の作動が円滑かつ確実であること	適合
	吐水性能	（水圧条件に伴う吐水性能）呼び径 13A、給水圧力 98kPa、ハンドル全開時で、 一般タイプ： 6L/min 泡沫式　　： 4L/min シャワー　： 6L/min 以上とする	適合
		（吐水ハンドル又は吐水レバーの開度） 吐水ハンドル又は吐水レバーの開度が適切であること	適合
		（混合性能） 各測定点の吐水温度が著しく異ならないことシャワー散水状態が適切であること	適合
	操作性	円滑で確実であること	適合
	自動湯温調整機能	（温度設定目盛り値と吐水温度との差温） 「40」設定目盛りに対して±3.0K 以内。 40℃吐水原点から高温側への 10℃相当位置で、±3.0K 以内 「H」目盛りで、給湯温度-5.0K 以内 「C」目盛りで、給水温度＋5.0K 以内	適合
		（温度設定変更時吐水温度の応答性） 温度設定後に記録される吐水温度の時間変化率が急変する点より収束新吐水温度±2.0K 以内に最後に交差する点までの時間が 5 秒以内であること	適合
	水撃限界性能	1.5MPa 以下であること	適合
	止水性能	シート漏れがないこと	適合
	定量止水機能	（定量止水機構付のタイプ） 自動止水するまでの吐水量が一定値以下であること自動止水後に漏水がないこと	適合
	耐圧性能	変形、破損、漏水、にじみ、その他の異常がないこと	適合

3．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目	要求性能等	確認出来る事項
材料	必須構成部品及び選択構成部品に使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること	適合
安全性	鋭利な突起物がある等の危険な形状を有しないこと	適合
	サーモミキシング式の場合は、湯温設定ハンドルに 40～45℃の温度範囲でストッパーを設けること	適合
耐久性	部品交換及び保守点検は、容易に行えること	適合

4．別途仕様の確認が必要な項目

BL 認定企業のカタログ、仕様書等で仕様を確認してください。

品質・性能基準の要求性能項目	仕様の確認内容
安全性	各部分の固定は、確実で安定していること
	使用材料は人体に有害でないこと
耐久性	耐食・耐熱・耐摩耗性を有すること

公共仕品質・性能基準品目　洗面化粧ユニット　　BL 部品の品目　洗面化粧ユニット

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	化粧キャビネット等の取付強度	本体各部に破損、著しい変形、ひびわれ、接合部の破損、金具類のゆるみ等が生じないこと	適合
	洗面化粧台の剛性	ひずみ量は 7mm 以下で、各部の損傷、著しい変形、接合部の破損、ゆるみ等が生じないこと	適合
	収納棚の強度	使用上支障のある変形、ひびわれ、接合部の破損、ゆるみ等が生じないこと	適合
	洗面化粧台底部の強度	残留たわみ量が 3mm 以下で、著しいくぼみ、変形がないこと	適合
	天板の強度	著しい変形、ひび割れ、接合部の破損、金具類の緩みが生じないこと	適合
	絶縁抵抗	充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は 1MΩ以上であること	適合
	絶縁耐力	充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の絶縁耐力は、連続して１分間耐えること	適合
	耐湿絶縁抵抗	充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は 0.3MΩ以上であること	適合
耐久性	洗面器及び天板の耐衝撃性	表面にひび割れ、はく離、直径 3mm 以上の打痕が生じないこと	適合
	耐熱性	ひび割れ、変形および著しい変色、退色が生じないこと	適合
	耐汚染性	クレヨンの跡が著しく目立たないこと	適合
	引手取付部の強度	引手の取付部にゆるみ、はずれ、破損が生じないこと	適合
	扉取付部の強度	残留たわみ量が 3mm 以下で、扉の開閉に支障及び著しい発音がないこと	適合
	排水栓の引張り強度	（鎖付排水栓の場合） 鎖その他の部分に破損、著しい変形が生じないこと	適合
	鏡の耐久性	耐温水性、耐湿性、耐ホルマリン性、耐塩分性については、銀鏡膜のしけ、ふくれ及び浮きがないこと。また、密着性については、塗膜のはがれがないこと	適合
機能性	水の飛散状態	洗面器外部への著しい水の飛散がないこと	適合
	シャワー水の飛散状態	（洗髪・洗面タイプのみ） 洗面器外部への飛散量は 10 分間で 40g 以下であること	適合
	水漏れ試験	排水栓からの漏水量は 100mL 以下であること オーバーフロー口から排水が始って定常状態に達したときの水位とあふれ縁との垂直距離が 10mm 以上になっていること洗面器本体、排水トラップ、排水管並びに各接続部からの漏水がないこと	適合
	ヘアキャッチャーの頭髪捕集性能	（洗髪・洗面タイプのみ） ヘアキャッチャーは、捕集率は 80%以上で、かつ捕集後も使用上支障のない排水性能を有すること	適合
	照明の照度	150 lx 以上であること	適合

3．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目	要求性能等	確認出来る事項

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	対湿絶縁抵抗	人体が接触する各部分は、鋭利な突起物等がないこと	適合
		エッヂ処理部分はバリ、まくれのないこと	適合
	ホルムアルデヒド対策	建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること	適合
		同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること	適合
		表示 前項「４）構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」が施された材料を使用する場合には、当該住宅部品、カタログ等にホルムアルデヒド発散速度又は発散区分を表示すること。また、当該住宅部品を設置するために使用する補強材や接着剤等に、ホルムアルデヒドの放散が少ない材料を選択する必要がある旨を、設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供すること	適合
		水封式排水トラップの封水深は、50mm 以上100mm 以下であること	適合
		コンセントは通常の使用状態における水、湿気の影響に対して問題がないこと	適合
機能性		洗面器と天板との間に隙間がある場合は、防水処理が施されていること	適合
		天板は、飛散した水がふき取りやすいものであること	適合
		下部収納キャビネット内へ水が侵入する可能性があるものについては、水受け容器等が設けられていること。（洗髪・洗面タイプのみ）	適合
		コンセント容量は、洗面タイプの場合に1.0kW 以上で、洗髪・洗面タイプの場合に1.2kW 以上とし、使用電力の最大値がコンセントの近辺に表示されていること	適合
形状・寸法	洗面化粧台タイプのユニット幅	洗面化粧カウンタータイプの天板の幅は、750mm 以上であること	適合
	洗面タイプのユニット幅	500, 600, 700, 750, 800, 900, 1000, 1050, 1100, 1200	適合
	洗髪・洗面タイプのユニット幅	600, 700, 750, 800, 900, 1000, 1050, 1100, 1200	適合
	寸法許容差	幅、奥行き及び高さの寸法許容差は、±5 mm とする。ただし、材料が陶器の場合は、JIS A 5207：2000（衛生陶器）の 7.2「寸法許容差」によるものとする	適合
	ユニット各部の寸法範囲	洗面器高さ Ｈ 洗面ﾀｲﾌﾟ 680mm 以上 洗髪・洗面ﾀｲﾌﾟ 720mm 以上	適合
		鏡の上端 Ｅ ： 1,650mm 以上	適合
		鏡の下端 Ｆ ： 1,200mm 以下	適合
		鏡の幅 Ｇ ： 300mm 以上	適合
		けこみ奥行 Ｄ ： 50mm 以上	適合
		欠き込み部の高さ ｈ ： 50mm 以上	適合
その他		一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。なお、清掃方法や清掃時の注意事項が取扱説明書等に明示されていること	適合
		排水トラップは、清掃が可能な措置が講じられたものであること	適合

品質・性能基準の要求性能項目	要求性能等	確認出来る事項
	以下の①及び②の部位は、キャビネット扉を開けた状態で露出しているか、又は露出していない場合は点検用開口を設けるなどし、点検が容易に行えること。 ① 排水トラップと器具排水管との接合部 ② 湯水混合水栓(又は単水栓)と器具給水・給湯管(又は給水管付止水栓)との接合部	適合
	器具排水管は、原則として直管とし、やむを得ない場合は以下の条件を満たすフレキシブル管とすること。 ① 仕様が書類で明確に示されており、内面が平滑で、かつ耐食性、耐熱性、耐薬品性を有するものであること。 ② 排水管との接続部は、接続用アダプターを袋ナットで締め付けるなどし、最高開口部を除く全ての開口部を密閉させ、管内を満水にし、漏水がないか、又は、30kPa の圧力を 60 分以上かけたときに、漏水がないこと。 ③ 一般的な掃除用具を用いて掃除した場合に破損することがないよう、十分な物理的強度を有すること。	適合
	取り替えパーツについては、交換ができる構造であること	適合
	照明器具を設ける場合、照明カバーは着脱が容易であること	適合
	ヘアキャッチャーを設ける場合、捕集した頭髪等を除去しやすいものであること	適合

公共仕品質・性能基準品目　加圧式給水システム　　BL 部品の品目　給水ポンプシステム

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	電気設備	絶縁性・耐電圧性について、性能試験方法の判定基準を満足すること	適合
健康上の安全性の確保	給水の水質	給水の水質は、「水道用器具−浸出性能試験方法」により試験を行い、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年厚生省第 14 号）の基準を満たすこと。また、単独運転方式のシステムで受水槽付の場合は、受水槽についてもこれによる	適合

3．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料	ポンプ	JIS B 8313-1991 小形うず巻ポンプ JIS B 8314-1994 浅井戸用電気井戸ポンプ JIS B 8319-1995 小形多段遠心ポンプ JIS B 8324-1993 深井戸用水中モーターポンプ JIMS C1004-1977 片吸込遠心ポンプ（10, 16 及び 25bar 級） JIMS C1005 直動形片吸込遠心ポンプ	適合
	接水部の材質	接水部の材質は、SUS304、CAC406、SCS13、ナイロン 11、もしくは 12 をコーティングした FC 又はこれと同等以上のものとし、赤水対策が講じられていること	適合
	主軸の材質	主軸の材質は、SUS304、SUS403、SUS42J1、SUS42J2 又はこれと同等以上のものとする	適合
	電動機	床置ポンプ用電動機の材料・仕上は、JIS C 4004-1992（回転電気機械通則）、JIS C 4210-1983（一般用低圧三相かご型誘導電動機）及び JIS C 4203-1983（一般用単相誘導電動機）の当該規格によるもの又はこれと同等以上のものとする。ただし、絶縁の種類は、E 種以上とする	適合
		床置ポンプ用電動機の回転機の外被などの保護形式は、JIS C 4004-1992 における「保護形防滴形（JP22S）」によるもの又はこれと同等以上のものとする	適合
		水中ポンプ用電動機の材料・仕上は、JIS B 8324-1993 附属書（水中三相誘導電動機（深井戸清水用））によるもの又はこれと同等以上のものとする	適合
		電動機の始動方式 電圧 200V 級は、直入始動 7.5kW 以下 減電圧始動 7.5 kW を越えるもの 電圧 400V 級は、直入始動 11kW 以下 減電圧始動 11kW を越えるもの	適合
	弁・配管類	可とう継手を使用する場合は、フランジ形とし、要部はステンレス製、ゴム製又は合成樹脂製とし、フランジ部分は耐蝕処理を施したものとする	適合
		JIS 規格以外のフランジを使用する場合は、相フランジを付属する	適合
	制御機器・制御盤	制御機器・制御盤の標準構成機器は、表５−８に示すもの又はこれに代る機能を有するものとする。制御盤表示部は、表５−９に示す内容についても表示するものとし、表示方法については各社の仕様によるものとする	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
	システム付属品	システム付属品は、表５－１０に示すもの又はこれに代る機能を有するものとする	適合
	圧力検出装置	圧力発信器又は圧力伝送器の精度は、最大計測値の±1.5%以内とする	適合
		圧力開閉器の検出精度は、標準設定値に対して±0.05MPa 以内とする	適合
	流量検出装置	フローリレーの精度は、最大流量の±10%以内とする	適合
		流量スイッチの精度は、設定値の±30%以内とする	適合
	圧力タンク	圧力タンクの内面（接水部）には、ステンレス製を除き、防錆処理を施すこと。なお、大型圧力タンクの防錆処理は、エポキシ樹脂塗装３回塗り以上、膜厚 0.4㎜以上とし、ピンホールのないものとする	適合
		ゴム製隔膜式圧力タンクの場合を除き、自動空気補給装置を設けることとする	適合
		給水館内に圧力タンク内の空気が流出しない構造のものであること。	適合
		圧力たんくの容量は、ポンプ１台あたりの始動頻度が最多の状況において、小型圧力タンクは３０回/ｈ以下（ただし、単独運転のものは除く。）、大型圧力タンクは１２回/ｈ以下に抑えられるものであること。なお、始動頻度の算定は、設定停止圧力点における流量によるものとする	適合
安全性	荷重・外力	システムと一体になっている受水タンク及びそれぞれの固定方法は、予想される荷重・外力に対して十分な強度を有すること	適合
	形状・加工状態	軸継手部分等、接触のおそれのある回転部については、保護カバーを設ける等、防護対策が講じられていること	適合
	電機設備	漏電しないような対策が講じられていること	適合
		制御盤及び電動機は、接地がとれるような構造であること	適合
		制御盤の扉を閉じた状態で、いかなる充電部も露出しない構造とする	適合
耐久性		屋外設置の場合、主要部品及び付属品に使用する材料は、耐久性、耐候性等を損なうことがないよう措置されていること	適合
	メンテナンス性	消耗・交換部品は、その名称と交換時期が明示されていること	適合
		消耗・交換部品は、点検、交換が容易に行えること	適合
		各構成機器類は、点検、修理又は交換が容易に行えること	適合
		維持管理の方法・手順が明示されていること	適合
機能性	機器特性	運転騒音が小さく、振動が少ないように対策が講じられていること	適合
		ポンプ運転時において電源に影響を及さないように、リアクトル、ノイズフィルター等の対策を講じることができること	適合
		電気的外来雑音による影響を受けないように、リアクトル、サージアブソーバー等の対策が講じられていること	適合

都市機構の工事特記基準を用いる場合、ベターリビング発行の評価書により以下の項目を確認することができます。

都市機構の工事特記基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	衛生	接水部の使用材料は水質を汚染しないもの	適合

		を使用すること	
機能性	機器特性	圧送水中に空気が混入されない構造であること	適合
	作動・操作性	制御盤の操作方法は、容易で、かつ、誤操作を生じにくいこと	適合
	表示	表示の内容・方法が適切であること	適合
		故障時の連絡先がシステム本体に表示されていること	適合
		制御盤外に配線用遮断器又は漏電遮断器を取り付ける場合は、施工説明書に記載すること	適合

4．別途仕様の確認が必要な項目

BL 認定企業のカタログ、仕様書等で仕様を確認してください。

品質・性能基準の要求性能項目		仕様の確認内容
材料	弁・配管類	弁類、管類及び管の継手類は、JIS 規格、JWWA 規格又はそれらと同等以上のものとし、それぞれの接水部には、防錆処理を施すこととする
	制御機器・制御盤	制御盤内器具は、JIS 規格、JEM 規格、JEC 規格又はそれらと同等以上の機能を有するものとする
安全性	荷重・外力	想定される各種の加重・外力に対して十分な強度を持ち、変形、破損、転倒、脱落、漏洩などがないこと
	形状・加工状態	人の触れるおそれのある部分は、鋭角部がなく、怪我をしないような形状・加工状態であること
	衛生	ポンプは給水の際に油を混入しない構造であること
耐久性		圧力・流量検出装置及び圧力タンクは、性能試験方法の判定基準に適合すること
		屋外設置の場合、夏期の直射日光による温度上昇に対しても正常な運転ができること。また、雨水の浸入による影響がないように、対策が講じられていること
機能性	機器特性	ポンプの起動・停止に伴う過渡時の圧力変動が、吐出側において、性能試験方法の判定基準に適合すること
	対応性	バリエーション、オプション部品等が各種の条件に対応して適切に計画されていること

公共仕品質・性能基準品目　水槽　　BL 部品の品目　給水タンク

1．選定・発注に当たり仕様の指定が必要な項目

都市機構の工事特記基準を用いる場合は、以下の項目を満たすこととなっています。

都市機構の工事特記基準の要求性能項目	仕様の確認内容
マンホールの大きさ、方式	マンホール（大きさ直径 600 ㎜以上の円が内接することができるもの、二重蓋又は密閉式、ステンレス製施錠式）・・・一式

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	遮光性	【ＦＲＰ水槽】 本体の遮光性は、「遮光性試験」を行い、水槽照度率が 0.1%以下であること	適合
	雨水・汚水の侵入防止	通気口は、雨水が侵入しないものであること。また、マンホール部は雨水や天井板清掃時などの汚水が侵入しないものであること	適合
		マンホール部は、天井面より 100 ㎜以上立ち上げること	適合
		屋外設置対応の場合は、マンホールふたは二重ふた、又は、密閉型（防水型）とすること	適合
	虫の侵入防止	通気口に防虫網を設けるなど、本体内に虫が侵入しないものであること	適合
	逆流防止	給水タンクの流入口端とオーバーフロー口下端との間には十分な吐水口空間をとり、逆流防止を図ること	適合
		吐水口空間は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成 9 年 3 月 19 日・厚生省令第 14 号）の「別表第３」の「近隣壁が１面の場合」による	適合
	停滞水防止	本体内は、停滞水防止の措置をとったものとすること	適合
耐久性	耐薬品	【ステンレス水槽は除く】 耐薬品性は、「耐薬品性」の試験を行い、過マンガン酸カリウム消費量が 10ppm 以下で、蒸発残留物が 30ppm 以下であること	適合
	塗膜の膜厚	【鋼板水槽】 塗膜の膜厚は、平坦部を試験体材質に適した膜厚計を用い測定し、ナイロン樹脂系の場合は 0.25ｍｍ以上で、エポキシ樹脂系の場合は内面 0.4ｍｍ以上であること	適合
	塗膜のピンホール	【鋼板水槽】 塗膜部分は、内面を放電式ピンホール検知器により、ナイロン樹脂系は 1,500Ｖ、エポキシ樹脂系は 4,000Ｖの荷電状態で測定し、ピンホールがないこと	適合
	塗膜の密着力	【鋼板水槽】 塗膜の密着力は、沸騰水の中に全面を浸漬し 30 日間煮沸し、常温まで徐冷した後、以下の規定を満たすこと	適合
		アセトンで湿らせた綿布で数回拭き、溶剤の臭気が表面から失われるまで乾燥した後、目視により検査し、しわ、割れ、ふくれ、はがれがないこと	適合
		塗膜の密着強さは、所定の処理をした後、アルファシアノアクリレート系の接着剤又はこれと同等以上の接着力を有するものを用い、38×12.7×12.7㎜ の鋼製の角棒で製作した引張り用治具の端面を圧着し、塗膜に治具周辺に沿って基材に達する切込みを入れ、治具を垂直に引張り、塗膜がはがれたときの最大荷重を密着面積で除した値が、	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		1.96MPa{20kgf／cm２}以上であること	
	ステンレス鋼の耐久性【ステンレス水槽】	ステンレス鋼の耐久性は、仕様規定で定める鋼種のものか又は以下の性能を満たすものであること	適合
		孔食電位：500mV（vsSCE）以上	適合
		乾湿繰返し：最大孔食深さが60μｍ以下	適合
		浸漬試験：錆のないこと	適合
機能性	マンホールの開口面積	″【マンホールを有する場合】 マンホールは、作業員が出入りするのに十分な開口面積を有すること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことのできる小規模な給水タンクにあっては、この限りでない。「作業員が出入りするのに十分な開口面積を有するマンホール」とは、直径 600 ㎜以上の円が内接することができるものを指す	適合
	内はしご及び外はしごの幅	【はしごを有する場合】 内はしご及び外はしごの各はしごの幅は、300㎜以上であること	適合
	水密性	本体は、「漏水」の試験を行い、水漏れがないこと	適合
	底板及び天井板の排水性	底板には排水勾配をとり排水口を設け、内部の水が容易に排除できるようにしたものであること。また、天井板にも排水勾配をとり、雨水及び清掃時の洗浄水が溜まらないようにしたものであること	適合
	通気性	通気口は本体内の通気を確保するのに十分なものであること。なお、防虫網等に虫の死骸が詰まりにくい構造とすること。また、一般地での積雪時に通気口が塞がりにくいものであること	適合
	本体及び各部位の固定方法の耐荷重・外力	本体及び各部位の固定方法は、予想される荷重・外力に対して十分な強度を有することとし、強度設計は「別添1」の「強度設計基準」に定める計算方法により構造計算を行い、作用応力が許容応力を超えない設計であること。なお、耐震性及びスロッシングを考慮した構造のものであること	適合
	内はしご及び外はしごの強度	内はしご及び外はしごは十分な強度を有し、堅固に取り付けられたものであること	適合
	満水時のたわみ	周壁及び底板は、「満水時のたわみ」の試験を実施し、以下の判定基準を満たすこと	適合
		ＦＲＰ水槽、鋼板水槽（一体型、パネル型）又はステンレス水槽（パネル型） ⅰ）周壁のたわみ・円筒形又は球形：本体高さの 0.5%以下・角形：本体高さの 1.0%以下ⅱ）底板のたわみ・円筒形又は角形：架台の最小支持間隔の 2.5%以下	適合
		ステンレス水槽（一体型） ⅰ）周壁のたわみ・本体高さの 1.5%以下ⅱ）底板のたわみ・架台の最小支持間隔の 3.0%以下	適合
	管取出し口の強度	管取出し口は、「取出し口の強度」の試験を行い、水漏れがないこと	適合
	ＦＲＰの引張り強さ	【ＦＲＰ水槽】 ＦＲＰの引張り強さは、「引張強さ」の試験を行い、59MPa{6kgf／mm２}以上であること	適合
	ＦＲＰの曲げ強さ	【ＦＲＰ水槽】 ＦＲＰの曲げ強さは、「曲げ強さ」の試験を行い、78MPa{8kgf／mm２}以上であること	適合
	ＦＲＰの曲げ弾性率	【ＦＲＰ水槽】	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		ＦＲＰの曲げ弾性率は、「曲げ弾性率」の試験を行い、5.9GPa{600kgf／mm２}以上であること	
	ＦＲＰのガラス繊維含有率	【ＦＲＰ水槽】 ＦＲＰのガラス繊維含有率は、「ガラス繊維質量含有率」の試験を行い、質量比で 25%以上あること	適合
	ＦＲＰのバーコル硬さ	【ＦＲＰ水槽】 ＦＲＰのバーコル硬さは、「バーコル硬さ」の試験を行い、30 以上であること	適合
安全性	健康上の安全性の確保（ステンレス水槽は除く）	（貯留水への浸出性能） 濁度： 0.5 度以下 色度： 1 度以下 過マンガン酸カリウム消費量： 2mg/L 以下 臭気 ：異常でないこと 味：異常でないこと 鉛： 0.008mg/L 以下 フェノール類： 0.005mg/L 以下 蒸発残留物： 500mg/L 以下 その他： JIS S 3200-7:2004 で定める試験項目のうち、接水部分の材料又は材料の原料に含まれ、水質に影響を及ぼすおそれのあるものについてのみ試験を実施し、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成９年厚生省令第１４号）の基準を満たすこと	適合

３．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料	ＦＲＰ水槽	不飽和ポリエステル樹脂 JIS K 6919:1992（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）で規定する UP-G とする	適合
		ガラス繊維 JIS R 3411:1999（ガラスチョップドストランドマット）、JIS R 3412:1999（ガラスローピング）、JIS R 3413:1999（ガラス糸）、JIS R 3415:1995（ガラステープ）、JIS R 3416:1992（処理ガラスクロス）、JIS R 3417:1995（ガラスローピングクロス）で規定する無アルカリ性のもの及びこれらを原材料として加工したもの	適合
	鋼板水槽	鋼板 JIS G 3101:1995（一般構造用圧延鋼材）JIS G 3131:1996（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）	適合
		表面処理（ナイロン樹脂系） 11 ナイロン樹脂及び 12 ナイロン樹脂粉体塗装	適合
		表面処理（エポキシ樹脂系） 加熱硬化 100℃以上、４時間以上	適合
	ステンレス水槽	気相部は sus329J4L、液相部は SUS304、SUS316、SUS444 以上の耐食性を有するもの。なお、塗装は施さないものとする	適合
	シール材料(パネル型のみ)	水質に害を与えないもので、合成樹脂又は品質が JIS K 6353:1997(水道用ゴム)に適合する合成ゴム製とする	適合
	複合板心材	（硬質合成樹脂発泡体） 圧縮強さ 274kPa {2.8kgf／cm２} 以上のもの。ただし、保温目的のみに使用する部分については、この限りではない	適合
	ボルト、ナット及び据	ボルト、ナット及び据付金具類の仕様を表-	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
	付金具類	５に示す	
安全性	形状・加工上の安全性	本体の内表面、外表面には、鋭利な突起物がない形状・加工とすること	適合
	保安性	マンホールふたは、清掃・点検時以外は容易に開くことができないように、施錠可能なものであること	適合
	虫の侵入防止	通気口に防虫網を設けるなど、本体内に虫が侵入しないものであること	適合
	逆流防止	給水タンクの流入口端とオーバーフロー口下端との間には十分な吐水口空間をとり、逆流防止を図ること	適合
		吐水口空間は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成 9 年 3 月 19 日・厚生省令第 14 号）の「別表第３」の「近隣壁が１面の場合」による	
	停滞水防止	本体内は、停滞水防止の措置をとったものとすること	適合
機能性	マンホールの開口面積	【マンホールを有する場合】 マンホールは、作業員が出入りするのに十分な開口面積を有すること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことのできる小規模な給水タンクにあっては、この限りでない。「作業員が出入りするのに十分な開口面積を有するマンホール」とは、直径 600 ㎜以上の円が内接することができるものを指す	適合
	内はしご及び外はしごの幅	【はしごを有する場合】内はしご及び外はしごの各はしごの幅は、 300 ㎜以上であること	適合
	底板及び天井板の排水性	底板には排水勾配をとり排水口を設け、内部の水が容易に排除できるようにしたものであること。また、天井板にも排水勾配をとり、雨水及び清掃時の洗浄水が溜まらないようにしたものであること	適合
	通気性	通気口は本体内の通気を確保するのに十分なものであること。なお、防虫網等に虫の死骸が詰まりにくい構造とすること。また、一般地での積雪時に通気口が塞がりにくいものであること	適合
	本体及び各部位の固定方法の耐荷重・外力	本体及び各部位の固定方法は、予想される荷重・外力に対して十分な強度を有することとし、強度設計は「別添 1」の「強度設計基準」に定める計算方法により構造計算を行い、作用応力が許容応力を超えない設計であること。なお、耐震性及びスロッシングを考慮した構造のものであること	適合
	内はしご及び外はしごの強度	内はしご及び外はしごは十分な強度を有し、堅固に取り付けられたものであること	適合

公共仕品質・性能基準品目　配管システム　　BL 部品の品目　配管システム

２．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	浸出性	［管、継手、ヘッダー］ 管、継手、及びヘッダーの浸出性能については、「水道用器具−浸出性能試験方法」により試験を行い、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 14 号）の基準を満たすこと。なお、試験温度及び供試管の長さは該当する管の JIS による	適合
耐久性	熱間内圧クリープ性能	［樹脂製の管］ 合成樹脂製の管にあっては、「熱間内圧クリープ試験」を行い、水漏れ及びその他異常の無いこと	適合
	ゲル分率	［管、継手、ヘッダー（架橋ポリエチレン製のもの）］ 銅製の管、継手、ヘッダーは、「ゲル分率試験」を行い、ゲル分率が 65%以上であること	適合
	継手部の冷熱繰返し性能	［継手］ 架橋ポリエチレン管にあっては製造後 15 時間、ポリブデン管にあっては製造後 24 時間経過した供試管から採取した長さ 100mm 以上の試験片について、低温側 20℃以下、高温側 80℃以上の水槽を使用し、30,000 回の冷熱繰返しを行った後、試験片に漏れがないこと。なお、試験圧力は 0.196ＭＰａ 以上とする	適合
	さや管の圧縮復元性	［さや管］ 20±３℃の温度において圧縮復元性試験装置を用い、長さ 200mm の供試体のほぼ中央に巾 50±0.5mm の銅製当て金を載せ、その上から 750Ｎ以上の荷重を徐々に加え 30 秒間で供試体の外径の減少率が 30〜50%になるように圧縮した後、荷重及び当て金を取り除き 15 分間放置した後の外径の減少率が 10%以下であること	適合
	さや管の屈曲弾力性	［さや管］ 20±３℃の温度において長さ約 600mm の供試体を試験装置に取り付け、供試体外径の６倍に等しい直径を有する円筒のまわりに供試体をエアー圧で 90 °屈曲させた時の荷重が、呼び径 22mm 未満のものにあっては、40Ｎ以上、22mm 以上のものにあっては 100Ｎ以上であること	適合
機能性	吐出温度及び吐出流量	水栓単独使用時の最大吐出量水圧 0.2MPa の条件下でシャワー及び台所流しの水栓をそれぞれ水単独・湯単独に全開し、その時の最大吐出量は、シャワー８Ｌ/min、台所水栓６Ｌ/min 以上であること	適合
		水栓同時使用時の吐出温度と吐出流量水圧 0.2MPa の条件下でシャワーを所定の温度(42±２℃)・吐出量（12L/min、12L/min に達しない場合は全開）に設定しておき、台所流し水栓を水単独・湯単独・湯水混合の三種類の状態で開にし、その時のシャワーヘッドからの吐出量は８Ｌ/min 以上、温度は 40℃以上であること	適合
	通管性能	供試システムのさや管に管を通管したとき、管の破損、潰れ、座屈、有害な傷及び異常な	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		変形が無いこと	
	耐水圧	［管、継手、ヘッダー、システム］ 各機器は、配管のヘッダーより手前に取り付けたプランジャーポンプ（圧力タンクなど）にて常温で水圧 1.75MPa 以上加えた状態で２分間保持し、水漏れ及びその他異常の無いこと	適合
	継手部分の引張強度	［継手］ 供試継手（片ねじソケット等）を長さ 300mm 以上の管の両端に接続し、呼び径ごとに所定の軸荷重を加え１時間保持し、抜け出し、その他異常のないこと。なお、内圧はかけないこととする	適合
	硬さ	［管、継手、ヘッダー（銅製のもの）］ 銅製の管、継手、ヘッダーの内面の硬さは、「硬さ試験」を行い、ロックウエル硬さＨＲ１５Ｔが 65 以下もしくは、ＨＲＦ55 以下であること	適合
	押広げ強度	［管、継手、ヘッダー（銅製のもの）］ 銅製の管、継手、ヘッダーの押広げ強度は、「押広げ試験」を行い、割れのないこと	適合
	水栓ボックスの水密性	［管、継手、ヘッダー、システム］ 水栓ボックスを施工説明書に基づいて施工し、試験装置内に水を満たし１時間放置し、試験装置から水栓ボックスを取り出したとき、ボックス内へ水漏れのないこと	適合
	へん平強度	［管、継手、ヘッダー（銅製のもの）］ 銅製の管、継手、ヘッダーは、「へん平試験」を行い、割れのないこと	適合
	か流探傷	〔管、継手、ヘッダー（銅製のもの）〕 銅製の管、継手、ヘッダーは、「か流探傷試験」を行い、有害な欠陥のないこと	適合

３．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目	要求性能等	確認出来る事項
材料	必須構成部品及び選択構成部品に使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること	適合
安全性	管の内外面は滑らかで、使用上有害な傷、割れ等のないこと。また、管断面は実用的に正円であり、かつその両端面は、管軸に対して直角であること	適合
	人が触れるおそれのある部分は、鋭角部や突起物等がなく、怪我をしないような形状・加工状態であること	適合

公共仕品質・性能基準品目　洗濯機用防水パン　　BL 部品の品目　洗濯機用防水パン

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	局部荷重	白化、ひび割れ等の異状のないこと (試験積載加重 1960Ｎと 784N)	適合
	耐衝撃性	異状のないこと （おもりによる痕跡を除く）	適合
	曲げ強さ	5 個の試験片の最小値が、表示曲げ強さに対し±10%以内であること	適合
	曲げ弾性率	5 個の試験片の最小値が、表示曲げ弾性率に対し±10%以内であること	適合
	表面硬さ	FRP は平均値が表示バーコル硬度±10%以内であること ABS 樹脂、ポリプロピレン及び再生プラスチックは平均値が表示ロックウェル硬さ±10%以内であること	適合
	トラップの耐熱性	漏れ、その他異状のないこと	適合
	トラップの耐熱衝撃	漏れ、その他異状のないこと	適合
	耐汚染性	汚れが著しく目だたないこと	適合
耐久性	耐温水性	表面にひび割れ、ふくれ及び著しい変色を認めないこと	適合
	吸水率	3 個の試験片測定値の平均値が 0.5%以下であること	適合
	耐酸性	表面にひび割れ、膨れ及び著しい変色がないこと FRP は平均値が表示バーコル硬度±10%以内であること ABS 樹脂、ポリプロピレン及び再生プラスチックは平均値が表示ロックウェル硬さ±10%以内であること	適合
	耐アルカリ性	表面にひび割れ、膨れ及び著しい変色がないこと FRP は平均値が表示バーコル硬度±10%以内であること ABS 樹脂、ポリプロピレン及び再生プラスチックは平均値が表示ロックウェル硬さ±10%以内であること	適合
	耐摩耗性	使用上有害なキズ、割れ、摩耗等が生じないこと	適合
機能性	排水性能	漏水、がたつき等がなく、排水がスムーズに行われること	適合
	排水性能	″漏れ及び漏潤のないこと	適合

3．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料		必須構成部品及び選択構成部品に使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること	適合
安全性	耐汚染性	トラップ取付け部は、トラップが精度良く取付く形状となっていること	適合
		トラップ取付け孔周辺は、使用時の積載荷重により異状が生じないよう補強した構造とすること	適合
		鋭利な突起物がある等の危険な形状となっていないこと	適合
		汚れや水のたまりにくいよう、形状等の配慮がなされていること	適合
形状・寸法	防水パンの寸法	800 型 幅 800/奥行 640/高さ 85 以下/深さ 45 以	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		上	
		900 型 幅 900/奥行 640/高さ 85 以下/深さ 45 以上	適合
	防水パンの厚さ	裏面補強材のある部分については、2mm 以上とし、裏面補強材のない部分については、3mm 以上とする	適合
	トラップ取付位置、寸法及び寸法許容差	トラップ取付位置、寸法及び寸法許容差は、次による。 ａ．トラップ取付け孔の中心 短辺端部より 123mm（±2.5mm 以内） 長辺端部より 123mm（±2.5mm 以内）または 320mm（±2.5mm 以内） ｂ．トラップ取付け孔径 119mm（±1.0mm 以内） ｃ.トラップ取付け部分の厚さ 3mm(＋0.5mm,−0mm)	適合
その他		防水パンには、リサイクルが確実に行われるよう、主要材料名が識別できる表示を行うこと	適合
		FRP の組成は、不飽和ポリエステル樹脂と無アルカリ性のガラス繊維を主原料として加工したものとし、ガラス繊維の含有率は、重量比で全重量の 20%以上とする	適合
		ABS の樹脂は、アクリロニトリル、ブタジエン、スチレンの 3 元重合体又は混合重合体を主原料とする。ABS の樹脂の組成は、重量比でアクリロニトリル 13%以上、ブタジエン 10～20%、スチレン 15%以上とする	適合
		再生プラスチックに再生ポリエチレンを使用する場合の組成は、再生ポリエチレン素材を重量比で 50%以上含むものとする	適合
		充填材料及び添加材料は、製品の品質に害を与えるものであってはならない	適合
		トラップの材質は、鋳鉄又は ABS 樹脂製とし、構造は別紙「トラップの構造」によるものとする	適合

公共仕品質・性能基準品目	浴槽	BL 部品の品目	浴槽

２．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	満水時の変形	変形量は 2mm 以下であること	適合
	浴槽底面の耐衝撃	（人体による衝撃）表面の変形、ひび割れ、保温材のはく離が生じないこと	適合
	浴槽底面の耐衝撃	（化粧瓶等の落下による衝撃） 表面のひび割れ、はく離が生じないこと	適合
	浴槽底面の耐載荷	表面の変形、ひび割れ、保温材のはく離が生じないこと	適合
	浴槽上縁面の耐載荷	表面の変形、ひび割れ、保温材のはく離が生じないこと	適合
	排水器具の耐引張力	接続リング、鎖、鎖取付金具の取付部に変形が生じないこと	適合
	エプロン面の変形	測定点の変形量は 10mm 以下であること	適合
	浴槽ふたの安全性	浴槽ふたのは、製品安全協会が定める「プラスチック浴槽ふたの認定基準及び基準確認方法」の「４．安全性品質」のうち、「3.被覆材の透水性」、「4.心材用合板の耐水性」、「5.曲げたわみ等」、「6.すべり抵抗」、「7.落下衝撃」及び「8.耐熱性」を行い、所定の性能を満たすこと	適合
耐久性	耐熱性	表面の変形、ひび割れ、泡、錆、保温材のふくれ・はく離、著しい変退色が生じないこと	適合
	耐酸性	［ほうろう浴槽］鉛筆の線マークが残ったり、JIS R 4301 の 5.9 の表 2 の B 級以上の光沢変化が生じないこと	適合
		［ＦＲＰ浴槽］バーコル硬度 30 以上で、かつ表面にひび割れ、ふくれが生じないこと	適合
	耐アルカリ性	［ほうろう浴槽］鉛筆の線マークが残ったり、変色が生じないこと	適合
		［ＦＲＰ浴槽］バーコル硬度 30 以上で、かつ表面にひび割れ、ふくれが生じないこと	適合
機能性	保温	2 時間後の湯温降下は 5K 以内であること	適合
	排水栓の止水機能	止水試験 A：給水後 1 時間の漏水量が 30mL 以下であること。止水試験 B：給水後 1 時間後の漏水量が 300mL 以下であること。止水試験 C：止水後 1 時間後の漏水量が 300mL 以下であること。	適合
	汚染回復	汚染回復率の平均値が 85%以上であること	適合

３．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料		必須構成部品及び選択構成部品に使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること	適合
安全性	浴槽のふたの安全性	洋風浴槽の底面は、滑り止めの加工が施されていること	適合
		グリップ部を設置する場合は、浴槽本体に堅固に取り付けられていること	適合
		着脱式のエプロンの場合は、がたつきがないこと	適合
耐久性	交換	排水栓及び鎖は、交換が可能なこと	適合
機能性	汚染回復	浴槽内部は、排水後に水だまりがないこと	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		グリップを設置する場合は、グリップと浴槽本体との接続部から漏水のないものであること	適合
形状・寸法		図９−２のとおり、浴槽の平面の長辺方向の寸法をモデュール呼び寸法として表示すること	適合
	製作寸法に対する許容差	浴室ユニット専用浴槽：−10mm〜0mm 一般浴槽　：±５mm	適合
その他		一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。なお、清掃方法や清掃時の注意事項が取扱説明書等に明示されていること	適合
		取り替えパーツについては、交換ができる構造であること	適合

公共仕品質・性能基準品目　ガス給湯器　　BL 部品の品目　ガス給湯機

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目			要求性能等	確認出来る事項
安全性	燃焼状態		燃焼状態は、給排気方式別に以下の性能を満たすこと	適合
	全タイプ	無風状態での火移り	バーナは、「火移り試験」を行い、確実に火移りし、爆発的に着火しないこと	適合
		無風状態でのリフティングの有無	バーナは、「リフティング試験」を行い、リフティングがないこと	適合
		無風状態での消火	バーナは、「消火試験」を行い、消火しないこと	適合
		無風状態での炎の均一性	バーナは、「炎の均一性試験」を行い、炎が均一であること	適合
		無風状態での逆火の有無	バーナは、「逆火試験」を行い、逆火がないこと	適合
		無風状態での黄炎の接触の有無	バーナは、「黄炎の接触試験」を行い、電極部又は熱交換部に黄炎が常時接触しないこと	適合
		無風状態でのパイロットバーナの炎の安定性	パイロットバーナの場合は、「パイロットバーナの炎の安定性試験」を行い、消火、逆火がないこと	適合
	FE 式	無風状態での排気口以外からの燃焼排ガス流出の有無	（FE 式） 排気口以外の部位からは、「排気口以外からの燃焼排ガス流出試験」を行い、燃焼排ガスが流出しないこと	適合
		有風状態でのバーナの炎の安定性	（FE 式） バーナは、「バーナの炎の安定性試験」を行い、消火、逆火又は使用上支障のある炎のあふれのないこと及び安全装置の作動によってガス通路が閉ざされないこと	適合
		有風状態でのパイロットバーナの炎の安定性	（FE 式） パイロットバーナの場合は、「パイロットバーナの炎の安定性試験」を行い、消火又は逆火のないこと	適合
		有風状態での排気口以外からの燃焼ガスの流出	（FE 式） 排気口以外の部位からは、「排気口以外からの燃焼ガスの流出試験」を行い、燃焼ガスの流出がないこと	適合
	BF 式/BF-W	有風状態でのバーナの炎の安定性	（BF 式/BF-W） バーナは、「バーナの炎の安定性試験」を行い、消火、逆火又は使用上支障のある炎のあふれのないこと	適合
		有風状態でのパイロットバーナの炎の安定性	（BF 式/BF-W） パイロットバーナの場合は、「パイロットバーナの炎の安定性試験」を行い、消火又は逆火のないこと	適合
		有風状態での火移り	（BF 式/BF-W） バーナは、「火移り試験」を行い、確実に火移りし、爆発的着火のないこと	適合
		散水状態	（BF 式/BF-W） バーナは、「散水状態試験」を行い、消火のないこと	適合
	BF 式/BF-C	有風状態でのバーナの炎の安定性	（BF 式/BF-C） バーナは、「バーナの炎の安定性試験」を行い、消火、逆火又は使用上支障のある炎のあふれのないこと	適合
		有風状態でのパイロットバ	（BF 式/BF-C） パイロットバーナの場合は、「パイロットバ	適合

品質・性能基準の要求性能項目			要求性能等	確認出来る事項
		ーナの炎の安定性	ーナの炎の安定性試験」を行い、消火又は逆火のないこと	
		有風状態での火移り	（BF 式/BF-C） バーナは、JIA C 002 の 3.3.5(1)-(d)「火移り試験」を行い、確実に火移りし、爆発的着火のないこと	適合
	BF 式/BF-D	低酸素雰囲気状態での火移り	（BF 式/BF-D） バーナは、JIA C 002 の 3.3.6(1)「火移り試験」を行い、確実に火移りし、爆発的着火のないこと	適合
		低酸素雰囲気状態でのパイロットバーナの炎の安定性	（BF 式/BF-D） パイロットバーナの場合は、「パイロットバーナの炎の安定性試験」を行い、消火又は逆火のないこと	適合
		低酸素雰囲気状態での消火	（BF 式/BF-D） バーナは、「消火試験」を行い、消火がないこと	適合
		有風状態でのバーナの炎の安定性	（BF 式/BF-D） バーナは、「バーナの炎の安定性試験」を行い、消火、逆火又は炎のあふれがないこと	適合
	ＦＦ式	有風状態でのバーナの炎の安定性	（ＦＦ式） バーナは、「バーナの炎の安定性試験」を行い、消火、逆火又は使用上支障のある炎のあふれのないこと	適合
		有風状態でのパイロットバーナの炎の安定性	（ＦＦ式） パイロットバーナの場合は、「パイロットバーナの炎の安定性試験」を行い、消火又は逆火のないこと	適合
		有風状態での火移り	（ＦＦ式） バーナは、「火移り試験」を行い、確実に火移りし、爆発的着火のないこと	適合
		散水状態での消火	（ＦＦ式） バーナは、「散水状態試験」を行い、消火のないこと	適合
	RF式	有風状態での火移り	（RF式） バーナは、「火移り試験」を行い、確実に火移りし、爆発的着火のないこと	適合
		有風状態でのバーナの炎の安定性	（RF式） バーナは、「バーナの炎の安定性試験」を行い、消火、逆火又は使用上支障のある炎のあふれのないこと	適合
		有風状態でのパイロットバーナの炎の安定性	（RF式） パイロットバーナの場合は、「パイロットバーナの炎の安定性試験」を行い、消火又は逆火のないこと	適合
		散水状態での消火	（RF式） バーナは、「散水状態試験」を行い、消火のないこと	適合
	温度上昇	平常時温度上昇	操作時に手を触れる部分の表面（つまみ類）金属製、陶磁器製及びガラス製のもの 60℃以下	適合
			操作時に手を触れる部分の表面（つまみ類）その他のもの 70℃以下	適合
			操作時に手を触れるおそれのある部分の表面　140℃以下	適合
			乾電池の表面　55℃以下	適合
			ガス閉止栓（器具栓を含む） 本体のガスの通る部分の外表面：85℃又は耐熱試験によってガス通路の気密の項に適合し、かつ、操作の異常のないことが確認された温度以下	適合

品質・性能基準の要求性能項目			要求性能等	確認出来る事項
			″点火ユニット（圧電素子を含む）の表面：85℃又は耐熱試験によって使用上支障のないことが確認された温度以下	適合
			器具ガバナのガスの通る部分の外表面：70℃又は耐熱試験によってガス通路の気密の項に適合し、かつ、調整圧力の変化が（0.05P1＋30）Pa 以下であることが確認された温度以下 P1：試験前の調整圧力	適合
			機器後面、側面及び上方天井面の木壁も表面並びに機器下面の木台（据置形に限る）の表面：100℃以下	適合
			給排気筒の貫通部分の木枠の表面（BF 式及び FF 式に適用）：100℃以下	適合
			排気筒トップ又は給排気筒トップの周囲の木壁の表面（CF 式を除く）：100℃以下	適合
			排気温度：260℃以下	適合
		異常時温度上昇	機器後面、側面及び上方天井面の木壁も表面並びに機器下面の木台（据置形に限る）の表面：100℃以下	適合
			排気筒の周囲の木壁の表面：100℃以下	適合
			給排気筒の貫通部分の木枠の表面（BF 式及び FF 式に適用）：100℃以下	適合
			排気筒トップ又は給排気筒トップの周囲の木壁の表面：100℃以下	適合
	電気点火性能	無風状態での電気点火性能	電気点火式のバーナの場合は、「無風状態試験」を行い、10 回中 8 回以上点火し、連続して不点火のないこと。また、点火音は、（６）１）ｂ．騒音の「②点火音」で定める点火音以下であること	適合
		散水状態での電気点火性能	[BF 式／BF-W、FF 式及び RF 式] 電気点火式のバーナの場合は、「散水状態試験」を行い、10 回中 8 回以上点火し、連続して不点火のないこと。また、爆発的に点火しないこと	適合
		低酸素雰囲気状態での電気点火性能	[BF 式／BF-D] 電気点火式のバーナの場合は、「低酸素雰囲気状態試験」を行い、10 回中 8 回以上点火し、連続して不点火のないこと。また、爆発的に点火しないこと	適合
		有風状態での電気点火性能	[BF 式／BF-W、BF-C、FF 式及び RF 式] 電気点火式のバーナの場合は、「有風状態試験」を行い、10 回中 5 回以上点火すること。また、爆発的に点火しないこと	適合
	安全性能	″立消え安全装置	（ガス通路が自動的に閉ざされる構造のもの） ガス通路が自動的に閉ざされる構造の立消え安全装置の場合は、「立消え安全装置(1)試験」を行い、点火時の開弁時間が 30 秒以内、消火時の閉弁時間が 1.5 分以内、また、自動的に点火操作を行うものの不点火時の閉弁時間が 1.5 分以内であること	適合
		立消え安全装置	（自動的に再点火する構造のもの） 自動的に再点火する構造の立消え安全装置の場合は、「立消え安全装置(2)試験」を行い、点火時の開弁時間が 30 秒以内、消火時の閉弁時間が 1 分以内、また、再点火時の不点火時の場合の閉弁時間が 1 分以内であること	適合
		排気閉そく安全装置	[FE 式] 排気閉そく安全装置は、「排気閉そく安全装	適合

品質・性能基準の要求性能項目			要求性能等	確認出来る事項
			置試験」を行い、消火、逆火又は炎のあふれを生ずる以前で、かつ、燃焼ガスが流出したときから 5 分以内にバーナへのガス通路を閉ざし、自動的に再び開かないこと	
		過大風圧安全装置	[FE 式] 過大風圧安全装置は、「過大風圧安全装置試験」を行い、排気筒に過大な風圧がかかったとき、消火、逆火又は炎のあふれを生ずる以前にバーナへのガス通路を閉ざすこと	適合
		過熱防止装置	過熱防止装置は、「過熱防止装置試験」を行い、設定温度で作動し、ガス通路を自動的に閉ざすこと。また、温度が平常に戻った場合にガス通路が自動的に開かないこと	適合
		過圧防止安全装置	過圧防止装置は、「過圧防止装置試験」を行い、機器内の水通路の開弁水圧が、1.75MPa 以下であること	適合
		空だき安全装置又は空だき防止装置	[追いだき機能付給湯器] 空だき安全装置又は空だき防止装置は、「空だき安全装置又は空だき防止装置試験」を行い、機器が損傷する以前にメーンバーナへのガス通路を閉ざし、自動的に再び開かないこと	適合
		断水安全装置	[追いだき機能付給湯器] 断水安全装置は、「断水安全装置試験」を行い、給湯部への通水が停止したとき、機器が損傷する以前にメーンバーナへのガス通路を閉ざし、自動的に再び開かないこと	適合
		熱交換部損傷安全装置	熱交換部に異常が生じたとき、バーナへのガス通路を自動的に閉ざすこと	適合
			作動した後、バーナへのガスの通路が再び開かないこと	適合
			熱交換部損傷安全装置の検出部が損傷したとき、バーナへのガスの通路を自動的に閉ざすこと	適合
		湯温ハイリミット	[瞬間貯湯式、貯湯式] 湯温ハイリミットは、サーモスタットの機能を止めて安全装置が作動した状態の時、蒸気が噴き出さないこと	適合
		残火安全装置	[瞬間式] 残火安全装置は、通水を検知するセンサーを強制的に通水している状態とし、点着火させ熱交換器が十分冷却した後、熱交換器からの水漏れ、給湯器の機能に影響を及ぼす著しい変形・破損がなく再使用が可能なこと	適合
		凍結防止装置屋内設置	凍結防止装置は、冷凍室に給湯器を設置し、追いだきを含む配管部及び給湯器に水を充満させ、凍結防止操作を行い、次のいずれかに適合するものであること。ｲ.凍結部分がなく、正常に使用できること。ﾛ.供試給湯器の一部に凍結部分はあるが、給湯器は損傷を受けておらず、かつ、給湯栓の開栓後 5 分以内に正常運転が行われること	適合
		凍結防止装置屋外設置	凍結防止装置は、冷凍室に給湯器を設置し、危険風向の状態で追いだきを含む配管部及び給湯器に水を充満させ、凍結防止装置を作動させた後に、給湯器内のどの部分の水も凍結することがなく、機能及び外観に異常が認められないこと	適合
		停電安全装置	停電安全装置は、「交流電源の異常（停電）試験」を行い、安全性に支障がないこと	適合
		サーモスタッ	[瞬間貯湯式、貯湯式]	適合

品質・性能基準の要求性能項目			要求性能等	確認出来る事項
		ト	サーモスタットは、「サーモスタット作動試験」を行い、閉弁したときの温度が取扱説明書などに表示された最高温度±5K で、開弁したときの温度が閉弁温度の-20K 以内であること	
		逃し弁	[瞬間貯湯式、貯湯式] 逃し弁は、「逃し弁試験」を行い、機器水通路内部の圧力がゲージ圧力 100kPa に達するまでに開弁し、圧力を水通路外に逃がすこと。なお、逃し弁の開弁水圧は、表示最高水頭圧以下であること	適合
	電気部	交流電源を使用する機器	絶縁抵抗平常時温度上昇試験前：1MΩ以上	適合
			絶縁抵抗散水後（BF-W 式、FF 式及び RF 式に適用）：1MΩ以上	適合
			絶縁抵抗異常時温度上昇試験後：0.3MΩ以上	適合
			耐湿絶縁抵抗（定格電圧が 30V を超えるふろがまに適用）：0.3MΩ以上	適合
		交流電源を使用する機器	耐電圧：耐えること	適合
			耐衝撃電圧：使用上支障のないこと	適合
			始動：始動すること	適合
			電圧変動：運転が継続すること	適合
		定格消費電力に対する精度	10 以下：表示定格消費電力の＋25%	適合
			10 を超え 30 以下：表示定格消費電力の±25%	適合
			30 を超え 100 以下：表示定格消費電力の±20%	適合
			100 を超え 1,000 以下：表示定格消費電力の±15%	適合
			1,000 を超えるもの：表示定格消費電力の±15%	適合
		巻線温度上昇（括弧内の値は回転機の巻線に適用する）	A 種絶縁：100℃以下	適合
			E 種絶縁：115℃以下	適合
			B 種絶縁：125(120)℃以下	適合
			F 種絶縁：150(140)℃以下	適合
			H 種絶縁：170(165)℃以下	適合
		交流電圧異常	停電：安全性に支障のないこと	適合
			電圧降下：安全性に支障のないこと	適合
		電源雑音	（電子制御装置をもつものに適用） 安全性に支障のないこと″	適合
		交流電源を使用する機器	ｲ.静電気機器本体並びにリモコンの電装部分は、静電容量 150pF、放電抵抗 150Ωにて、正及び負の極性を変え 5kV の電圧を 3 回印加して、誤動作その他の異常がないこと	適合
			ﾛ.筐体設置放電アース接続した筐体は、静電容量 150pF、放電抵抗 150Ωにて、正及び負の極性を変え 10kV の電圧を 1 面につき 3 点の場所に各々3 回印加して、誤動作その他の異常がないこと	適合
			ﾊ.衝撃電流耐性機器本体並びにリモコンの電装部分は、電源線路間に波頭長 8 マイクロ秒、波尾長 20 マイクロ秒にて 250A 電流を正及び負の極性を変え 3 回印加して、誤動作その他の異常がないこと	適合
			ﾆ.放射電磁界機器本体並びにリモコンの電装部分は、操作部（コック、スイッチ、調整装置等）を任意に操作したり、自動操作部が作動したときに、近接したテレビ及びラジオの妨害となるような連続的な雑音がないこと	適合
		直流電源を使用する機器	直流電源を使用する機器は、「直流電源を使用する機器試験」を行い、安全性に支障のな	適合

品質・性能基準の要求性能項目			要求性能等	確認出来る事項
			いこと	
		電子制御装置を使用する機器	電子制御装置を使用する機器は、「電子制御装置を使用する機器試験」を行い、回路が短絡又は断線したとき安全性に支障のないこと	適合
		水滴落下	バーナは、「水滴落下試験」を行い、水滴落下によってバーナが消火しないこと	適合
		熱湯の飛散	[瞬間式、浴室内設置型] 瞬間式にあっては、「熱湯飛散試験」を行い、蒸気の噴出による危険を生じないこと	適合
			[瞬間式、浴室内設置型] 浴室内設置型にあっては、「熱湯飛散試験」を行い、蒸気の噴出による危険を生じないこと	適合
		熱湯の飛散出湯管閉そく	[シャワーヘッドをもつもの] 出湯管（シャワーヘッド）は、「熱湯飛散試験」を行い、出湯管に異常が生じ通水が一時停止した後においても、蒸気の噴出による危険を生じないこと	適合
	水通路部の耐圧	給湯機能部の耐圧	給水接続口から給湯接続口までの給湯機能部の耐圧性は、「耐圧性能（瞬間湯沸器）試験」を行い、漏れ及び変形のないこと	適合
		追いだき機能部の耐圧	直接循環加熱式（自然循環）にあっては、循環口の一方を密封した状態にて他方から 14.7kPa の空気圧を２分間加えたとき、漏れ及び変形がないこと	適合
			直接循環加熱式（強制循環）にあっては、循環口の一方を密封した状態にて他方から使用最高圧力の 2 倍の水圧を 5 分間加えたとき、漏れ及び変形がないこと	適合
			間接循環加熱式にあっては、前項ⅱ）と同様の試験条件により漏れ及び変形がないこと	適合
			高温水供給式にあっては、前項①と同様の試験条件により漏れ及び変形がないこと	適合
		貯湯部の耐圧	［瞬間貯湯式、貯湯式］ 貯湯部の耐圧は、「耐圧性能（貯湯湯沸器＜貯湯部＞）」により、漏れ及び変形のないこと	適合
		逃がし弁の耐圧	［瞬間貯湯式、貯湯式］ 逃がし弁の耐圧は、「耐圧性能（貯湯湯沸器＜逃がし弁＞）試験」を行い、機器本体の破損、漏れ及び変形のないこと	適合
	出湯水の水質		水道直結式のもの及び飲用を目的とするものの出湯水は、「水道用器具-浸出性能試験方法」により試験を行い、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 14 号）の基準を満たすこと	適合
	高温水供給式の火傷防止対策[高温水供給式]		規定の浴槽が空の状態で追いだき機能の操作を開始したときに、温水供給が５Ｌ以内で停止し、かつ浴槽内の湯温が 60℃以下となること	適合
耐久性	ケーシング・給排気部品等の耐食性		ケーシング・給排気部品等の金属材料は、JIA C 002 の付表１（耐食性材料）の材料を用いるか、又は「耐食性(2)試験」を行い、腐食のないこと又はレイティングナンバ 9.8 から 6 までの腐食面積率であること	適合
			金属材料のケーシングに塗装を行う場合、「耐食性(3)試験」を行い、クロスカットラインの周囲 2.5mm 幅及び端面周囲 10mm 幅以外の部分における錆及びふくれのないこと	適合
	ガス用電磁弁の繰返し強度		ガス用電磁弁は、10 万サイクルの試験を行	適合

品質・性能基準の要求性能項目			要求性能等	確認出来る事項
			った後、ガス通路に 4.1kPa の空気圧を加えたとき、漏れがなく、かつ異常及び変形のないこと	
	反復使用		器具栓/元止め式、給湯機能のあるもの/12,000 回：ガス通路の気密の項に適合し、かつ、使用上支障がないこと	適合
			器具栓/その他のもの /6,000 回：ガス通路の気密の項に適合し、かつ、使用上支障がないこと	適合
			電気点火装置/元止め式、給湯機能のあるもの/12,000 回：電気点火性能の項に適合し、かつ、使用上支障がないこと	適合
			電気点火装置/その他のもの/6,000 回：電気点火性能の項に適合し、かつ、使用上支障がないこと	適合
			器具ガバナ/30,000 回：ガス通路の気密の項に適合し、かつ、調整圧力の変化が（0. 05P1＋30）Pa 以下であること P1：試験前の調整圧力	適合
			立消え安全装置/1,000 回：ガス通路の気密の項及び立消え安全装置の項に適合すること	適合
			電磁弁/30,000 回：ガス通路の気密の項に適合し、かつ、使用上支障がないこと	適合
			タイマ（電子式のものを除く）/電磁弁方式/2,000 回：作動時間の変化が 10%以下で、かつ、使用上支障がないこと	適合
			タイマ（電子式のものを除く）/直動方式/2,000 回：ガス通路の気密の項に適合し、作動時間の変化が 10%以下で、かつ、使用上支障がないこと	適合
			サーモスタット（電子式、比例制御式を除く）/電磁弁方式/6,000 回：サーモスタット性能の項に適合し、かつ、使用上支障がないこと	適合
			サーモスタット（電子式、比例制御式を除く）/直動方式/バイパスつき 1,000 回：ガス通路の気密の項及びサーモスタット性能の項に適合し、かつ、使用上支障がないこと	適合
			サーモスタット（電子式、比例制御式を除く）/直動方式/バイパスなし 6,000 回：ガス通路の気密の項及びサーモスタット性能の項に適合し、かつ、使用上支障がないこと	適合
			不完全燃焼防止装置/1,000 回：不完全燃焼防止の項に適合すること	適合
			遠隔操作装置（電子式のものを除く）/6,000 回：使用上支障がないこと	適合
	連続燃焼		ガス通路の気密：器具栓を通して漏れる量が 70mL/h 以下であること	適合
			燃焼状態：CO%は 0.28%以下、消火及び逆火のないこと	適合
			熱交換部の異常：ないこと	適合
	定量（定水位）止水感知機構部の耐久性		定量（定水位）止水感知機構部は、各社で定めた社内試験方法により耐久性の確認を行い、そのとき使用上支障がないこと	適合
	高温水遮断機能部の耐久性	スプリング式高温水遮断機能部を有する高温水供給式	遮断時水圧を 1.75MPa{17.8kgf/cm２}かけたときに、各部に漏れや変形がないこと。ただし、キャップねじ部及び弁部からの漏れは除く	適合
			浴槽が空の状態で通常の追いだき機能の操作を行ない、遮断動作を 1000 回繰り返した後、再度、通常の追いだき機能の操作をした	適合

品質・性能基準の要求性能項目			要求性能等	確認出来る事項
			場合、５Ｌ以内で高温水供給が停止し、かつ各部に漏れや変形がないこと。ただし、キャップねじ部及び弁部からの少量の漏れは除く	
機能性	機器特性 騒音	全ガス消費量	全ガス消費量は、「ガス消費量試験」を行い、表示ガス消費量に対し±10%以下であること	適合
		給湯機能部のガス消費量	[追いだき機能付給湯器] 表示能力大時表示能力大時におけるガス消費量は、「ガス消費量試験」を行い、表示ガス消費量に対し±10%以下であること	適合
			[追いだき機能付給湯器] 表示能力小時表示能力小時におけるガス消費量は、ガス消費量が最も少ない状態で使用したとき、表示ガス消費量に対する差が著しく大きくない	適合
		追いだき機能部の全ガス消費量	[追いだき機能付給湯器] 追いだき機能部におけるガス消費量は、「ガス消費量試験」の試験を行い、表示ガス消費量に対し±10%以下であること	適合
		出湯湯温の安定性	[瞬間式（自動湯温安定式）・瞬間貯湯式] 出湯湯温は、出湯量を変化させたとき、設定温度±1.5K 以内への収束時間が 60 秒以内であること。また、可変湯温式においては、出湯量の変化中に最高温度が 60℃を超えないこと	適合
		出湯能力（最大給湯能力時）	[瞬間式、瞬間貯湯式] 最大給湯能力時の出湯量は、「出湯能力試験」を行い、水温＋25K 並びに水温＋40K のとき、取扱説明書の表示出湯量の 95%以上であること	適合
		出湯能力（最小給湯能力時）	[瞬間式] 最小給湯能力時の出湯量は、取扱説明書等に表示する条件のとき、取扱説明書等に表示する出湯量の 110%以下であること	適合
		有効出湯量[貯湯式]	有効出湯量は、「有効出湯量試験」を行い、取扱説明書等に表示する有効出湯量の 90%以上であること	適合
		給湯機能の出湯温度	手動能力切替式にあっては、水温＋55K 以上の出湯温度が得られること	適合
			自動湯温安定式の固定湯温式にあっては、固定温度（60℃以上）±5℃の出湯温度が得られること	適合
			自動湯温安定式の可変湯温式にあっては、40±3℃及び 60±3℃の出湯温度が得られること	適合
		追いだき機能（高温水供給式）の出湯温度	高温水供給式Ⅰ型の場合は、90℃以上の出湯温度が得られること	適合
			高温水供給式Ⅱ型の場合は、80℃以上 90℃未満の出湯温度が得られること	適合
		加熱速度	[瞬間式] 加熱速度は、「加熱速度試験」を行い、30 秒以下であること	適合
		沸き上がり時間	[瞬間貯湯式、貯湯式] 沸き上がり時間は、サーモスタットを最高温度にセットしたとき、瞬間貯湯式にあっては 5 分以内であること。また、貯湯式にあっては著しく遅延しないこと	適合
		後沸き	″[瞬間式] 後沸きは、「後沸き試験」を行い、設定温度＋18K 以下であること	適合
		放熱特性	[瞬間貯湯式、貯湯式] 放熱特性は、貯湯タンクに沸き上げた湯を貯	適合

品質・性能基準の要求性能項目			要求性能等	確認出来る事項
			めて一定時間放置したとき、瞬間貯湯式にあっては 186W 以下、貯湯式にあっては 140W 以下、住棟セントラル給湯方式で貯湯タンクを組み込む場合にあっては、貯湯量 200L あたり 140W 以下であること	
		最低作動水圧（作動水量）	[瞬間式] 最低作動水圧（作動水量）は、給水圧を 0kPa より少しずつ昇圧していき、設定二次圧の 95%以上に達したとき、著しく高くないこと	適合
		連続騒音	連続騒音は、「連続騒音試験」を行い、屋内設置及び屋外設置の給湯専用型で給湯能力 27.9kW（給湯能力 16 号）以下の場合は 50dB(A)以下、屋外設置の給湯専用給湯器で給湯能力 27.9kW（給湯能力 16 号）を超えるもの及び追いだき機能付給湯器の場合は 52dB(A)以下、住棟セントラル給湯方式の場合は 60dB(A)　以下であること	適合
		点火音	点火音は、「無風状態における電気点火性能試験」を行い、65dB(A)以下であること	適合
		消火音	火音は、「消火音試験」を行い、65dB(A)以下であること	適合
	自動機能	湯張り水位	湯張り水位は、自動湯張り運転を 2 回繰返し作動させたとき、1 回目との水位差が 3cm 以内であること	適合
		沸き上げ温度	沸き上げ温度は、自動沸き上げ運転を 2 回繰返し作動させたとき、1 回目との温度差が 2K 以内であること	適合
		自動機能足し湯作動時の水位	足し湯作動時の水位は、自動湯張り運転停止後、足し湯動作に入る付近まで浴槽水を排水し、自動足し湯機能を作動させてその運転が停止したとき、自動湯張り時との水位差が 3cm 以内であること	適合
		保温作動時の湯温	保温作動時の湯温は、自動湯張り・沸き上げ運転停止後、保温動作に入る付近まで浴槽の湯温を低下させ、自動保温運転を作動させてその運転が停止したとき、自動沸き上げ時との温度差が 2K 以内であること	適合
	ガス通路の気密	器具栓	器具栓は、「ガス通路の気密(1)試験」を行い、漏れ量が 70mL/h 以下であること	適合
		器具栓以外のガス閉止栓	器具栓以外のガス閉止栓は、「ガス通路の気密(2)試験」を行い、漏れ量が 550mL/h 以下であること	適合
		ガス接続口から炎口まで	ガス接続口から炎口までは、「ガス通路の気密(3)試験」を行い、外部漏れがないこと	適合
		気密構成部の気密	[BF 式、FF 式] 気密構成部は、「気密構成部の気密試験」を行い、気密構成部からの漏れ量は、表示ガス消費量 1kw 当り 0.86m3 以下であり、かつ表示ガス消費量に関わらず、漏れ量は 20m3/h 以下であること	適合
	シャワーの散水状態	［浴室内設置型、外壁貫通設置形］	シャワーは、給水圧 98kPa 及び 68.6kPa のとき、散水状態が著しく飛散しないこと	適合
その他	環境に対する負荷の低減	燃焼状態すす発生の有無	バーナは、「すすの発生」により、すすの発生がないこと	適合
		燃焼状態理論乾燥燃焼ガス中の CO 濃度	理論乾燥燃焼ガス中の CO 濃度は、「CO%試験」を行い、体積%が 0.28%以下であること	適合
		熱効率給湯機能部（最大給湯能力時）	最大給湯能力時の給湯機能部における熱効率は、瞬間式及び瞬間貯湯式にあっては 78%以上（住棟集中給湯方式にあっては 80%以	適合

品質・性能基準の要求性能項目			要求性能等	確認出来る事項
			上)、貯湯式にあっては 70%以上（連続通水方式により試験する場合は 78%以上）であること	
		熱効率給湯機能部（最小給湯能力時）	最小給湯能力時の給湯機能部における熱効率は、著しく低くないこと。また、住棟セントラル給湯方式の熱源機の熱効率にあっては、1/9 出力時に 75%以上であること	適合
		熱効率追いだき機能部	追いだき機能部の熱効率は、自然循環にあっては 70%以上、強制循環、間接循環加熱式及び高温水供給式にあっては 72%以上であること	適合

3．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目			要求性能等	確認出来る事項
材料			必須構成部品及び選択構成部品の使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること	適合
安全性			身体に触れる部分は、鋭角部や突起物等がなく、怪我をするおそれがないこと	適合
			共用部分に設置される機器は、操作部等に容易にいたずらされないような工夫がなされていること	適合
	離隔距離等に対する防火上の有効性		JIA ガス機器防火性能評定規定第２条に該当する燃焼機器は、「ガス機器防火性能評定委員会（事務局：(財)日本ガス機器検査協会)」の承認を得たものであること	適合
	高温水供給式の火傷防止対策[高温水供給式]		[高温水供給式] 浴室リモコンの追いだき機能操作部には、「誤操作防止を考慮した機構」を有すること。＜仕様規定＞＊ 「誤操作防止を考慮した機構」の例示ⅰ.スイッチの長押し（１秒以上）ⅱ.複数のスイッチの同時押し″	適合
			[高温水供給式] 浴室リモコンには、追いだき機能作動時の「火傷防止のための表示等」の機能を有すること。＜仕様規定＞＊ 「火傷防止のための表示等」の例示 ⅰ.「高温」であることの表示ⅱ.高温水の「湯温」の表示ⅲ.音声又は音による警告	適合
機能性	機器特性	給湯・追いだき機能の能力	[追いだき機能付給湯器/追いだき機能部/直接循環加熱式/自然循環、強制循環] 浴槽の湯温 30℃のとき、5.8 kW 以上	適合
			給湯専用給湯器/貯湯式：5℃の水を 40K 上昇させた湯を 20 分以内に 180L 出湯し、その後シャワーが使用できること	適合
			[追いだき機能付給湯器/給湯機能部/瞬間式、瞬間貯湯式]最大：15.7kW（給湯能力 9 号）以上最小：5.2kW（給湯能力 3 号）以下	適合
			[追いだき機能付給湯器/追いだき機能部/直接循環加熱式/自然循環、強制循環] 浴槽の湯温 30℃のとき、5.8 kW 以上	適合
			[追いだき機能付給湯器/追いだき機能部/間接循環加熱式] 浴槽の湯温 30℃のとき、5.8 kW 以上	適合
			[追いだき機能付給湯器/追いだき機能部/高温水供給式/Ⅰ型、Ⅱ型]	適合

品質・性能基準の要求性能項目			要求性能等	確認出来る事項
			浴槽の湯温 30℃のとき、5.8 kW 以上	
		能力変化性能	[自動湯温安定式以外の瞬間式] 能力変化性能は、3 段以上（出力 17.4kW 以下のものは 2 段以上）を有すること"	適合
	自動機能	住棟セントラル給湯方式の給湯負荷変動への対応	住棟セントラル給湯方式のものにあっては、想定される給湯負荷変動へ十分対応できること。また、熱交換器及びポンプユニット内のポンプは複数化されていること	適合
		太陽熱温水器補助加熱機器の制御	太陽熱温水器の補助加熱機器のものにあっては、太陽熱温水器からの湯温に対応した制御ができること	適合
	操作性		住戸セントラル方式の操作部は、操作方法が容易で、高齢者、子供等を含めて誤操作による危険が生じないように工夫されたものであること。また、音で報知する機能を有するものは、適切な音であること	適合
			操作部の操作方向は以下によること。ｲ. 電源（運転）スイッチの操作方法は次による。［シーソースイッチ］　［ボタンスイッチ］	適合
			能力切替、温度調節及び時間設定時における、レバー、ダイヤル等の操作方向、回転方向は次による。また、LED 表示はこれに準ずる。［レバー］　［ダイヤル］	適合
			操作部は、次の機能を有すること。ｲ. 電源（運転）ﾛ. 燃焼確認ﾊ. 湯温選択（固定湯温式は除く）なお、浴室リモコンにあっては、以下の機能も有すること。ﾆ. 追いだき機能の運転ﾎ. 湯温選択の優先機能（可変湯温式のみ）	適合
			湯温選択並びに湯温選択の優先機能については、以下の条件を満たすものであること。ｲ. 60℃以上の湯温選択が可能なこと。ﾛ. 湯温選択の優先機能の解除後には、設定湯温が 60℃以下になること。ﾊ. 設定湯温に寄与していない他のリモコンにも、設定湯温が表示されること。ﾆ. 湯温選択の際使用者が意図しなければ、60℃を超える湯温設定ができないようになっていること。	適合
			住棟セントラル給湯方式のものにあっては、次の事項に配慮された機能を有すること。ｉ）自動運転制御により安全に運転ができ、使用者は操作不要であること。ii）保守管理及び日常の点検が容易であること。iii）運転に特別な資格を要しないこと	適合
	メンテナンス		一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。なお、清掃方法や清掃時の注意事項が取扱説明書等に明示されていること	適合
			取り替えパーツについては、交換ができる構造であること	適合

4．別途仕様の確認が必要な項目

BL 認定企業のカタログ、仕様書等で仕様を確認してください。

品質・性能基準の要求性能項目			仕様の確認内容
安全性			使用者が直接触れるおそれのある給排気筒などで高温となる箇所には、火傷防止のための警告表示をすること
	火災に対する安全性	機器周囲の木材や排気温度	機器後面、側面及び天井面等の機器周囲における木壁、木台、木枠の表面温度並びに排気温度は、7.(3)の 4)温度上昇（ａ.平常時温度上昇及びｂ.異常時温度上昇）で定める温度以下であること
その他	低騒音型		次の基準を満たすものは、カタログ等に「低騒音型」と表示でき

品質・性能基準の要求性能項目			仕様の確認内容
			るものとする。JIS Z 8734:1988（残響室における音響パワーレベル測定方法）により試験を行い、屋内設置にあっては40dB(A)以下、屋外設置にあっては45dB(A)以下であること

公共仕品質・性能基準品目　電気温水器　　BL 部品の品目　電気給湯機

２．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	高温水供給式の火傷防止対策	[高温水供給式] ①規定の浴槽が空の状態で追いだき機能の操作を開始したときに、温水供給が５Ｌ以内で停止し､かつ浴槽内の湯温が 60℃以下となること	適合
	絶縁抵抗	絶縁抵抗は､「絶縁抵抗試験」を行い、１ＭΩ以上であること	適合
	耐電圧	耐電圧は､「耐電圧試験」を行い、１分間耐えること	適合
	漏れ電流	漏れ電流は､「漏れ電流試験」を行い、１ｍＡ以下であること	適合
	注水絶縁	［屋外型のみ］ 注水絶縁は､「注水絶縁試験」を行い、絶縁抵抗が１ＭΩ以上で、かつ、耐電圧に耐えること	適合
	平常温度	平常温度は､「平常温度試験」を行い、測定箇所の温度が表１１−２の値以下で、漏れ電流は１ｍＡ以下、絶縁抵抗は１ＭΩ以上であり、かつ、耐電圧に耐えること	適合
	温度ヒューズ	温度ヒューズを有する場合は､「温度ヒューズ試験」を行い、定格動作温度と測定温度との差が±７Ｋであること	適合
	温度過昇防止器	温度過昇防止器を有する場合は､「温度過昇防止器試験（１）及び（２）」を行い、(1)の試験にあっては、開路したときの温度の平均値が設定温度に対して、その差が±15Ｋであること。また、(2)の試験にあっては、各部に異常がなく、かつ開路したときの温度の平均値が試験前の平均値に対して±５％であること	適合
	雑音対策	瞬時停電 定格電圧印加中に 0.05、0.1、0.2、0.5、1.0 秒間の各瞬時停電を加えたとき、誤動作その他異常のないこと	適合
		瞬時電圧低下 定格電圧印加中に定格電圧の 50%の電圧を 0.1、0.5、1.0、2.0、3.0 秒間加えたとき、誤動作その他異常のない	適合
		静電気 前面板の電装品付近及びリモコンの各部に静電容量 500PF、放電抵抗 150Ωにて、正及び負の極性を変え５kV の電圧を３回以上加えたとき、誤動作その他異常のないこと	適合
		筐体設置放電 アース接続された筐体に静電容量 500PF、放電抵抗 150Ωにて、正及び負の極性を変え 15kV の電圧を筐体の各側面（５面）の１面につき各３点以上の場所に３回以上（１面、計９回）加えたとき、誤動作その他異常のないこと	適合
		電源雑音 定格電圧印加中に電源部に 1.5kV の電圧をパルス幅１マイクロ秒、0.05 マイクロ秒、繰返し周期は 100Hz を３秒間加えたとき、誤動作その他異常のないこと	適合
		衝撃電圧耐性 交流 100V 及び 200V 電源に波頭長 1.2 マイク	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		ロ秒、波尾長 50 マイクロ秒にて電源線路間にあっては 5kV、電源線路とアース間にあっては 10kV 電圧を正及び負の極性を変えて３回以上加えたとき、誤動作その他異常のないこと	
		衝撃電流耐性 交流 100V 及び 200V 電源に波頭長 8 マイクロ秒、波尾長 20 マイクロ秒にて電源線路間にあっては 250A、電源線路とアース間にあっては 500A 電流を正及び負の極性を変えて３回以上加えたとき、誤動作その他異常のないこと	適合
		放射電磁界 機器の操作部を任意に操作し、或いは、自動装置部が作動したとき、近接したテレビ及びラジオの妨害となるような連続的な雑音がないこと	適合
	逃し弁	逃し弁は、「吹き始め圧力試験」、「吹き止り圧力試験」、「耐圧性能試験」、「耐寒性能試験」、「耐久性能試験」、「浸出性能試験」を行い、JIS B 8414:1999（温水機器用逃し弁）の「5.性能」で規定する性能を満たすこと	適合
	減圧弁	減圧弁は、「設定圧力試験」、「開放流量試験」、「圧力特性試験」、「逆流防止性能試験」、「耐圧性能試験」、「耐寒性能試験」、「耐久性能試験」、「浸出性能試験」を行い、JIS B 8410:1999（水道用減圧弁）の「5.性能」で規定する性能を満たすこと	適合
	耐水圧	機器本体は、「水道用器具-耐圧性能試験方法」に基づき試験を行い、漏れ及びその他の異常がないこと	適合
	負圧強度	機器本体は、機器を標準の設置状態に設置し、所定の負圧（階下給湯又は機器の２次側にポンプを設置する等により機器が負圧になる条件に基づく圧力）を機器に加えたとき、変形及び破損がないこと	適合
	耐凍結性能	耐凍結性能は、機器を通常の使用状態のとおり設置並びに配管し、規定量まで 20±2 ℃の水を満水にした後、所定の水抜き方法にて水抜きを行い、－５℃以下の温度（供給する地域の実情にあわせた最低温度）にて８時間保ち、その後、同温度条件下で再通水したとき、各部に漏れ・変形がなく、かつ使用上支障がないこと	適合
	出湯水の水質	水道直結式のもの及び飲用を目的とするものの出湯水は、「水道用器具-浸出性能試験方法」により試験を行い、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 14 号）の基準を満たすこと	適合
	異常温度	異常温度は、「異常温度試験」を行い、外郭の温度が 150℃以下で供試品又は木台が燃焼する恐れがなく、かつ絶縁抵抗は 0.1ＭΩ以上であること	適合
	保温材の難燃性	保温材は、「保温材の難燃性試験」を行い、燃えつきることなく、かつ残炎時間は 10 秒以内であること	適合
耐久性	貯湯タンクの耐食性	貯湯タンクの耐食性は、貯湯タンクの材質がステンレス鋼製のものにあっては「タンクの耐食性試験(1)及び(2)」、またステンレス鋼製以外のものにあっては「タンクの耐食性試験(3)」を行い、材質に応じて次の基準を満	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		たすこと①貯湯タンクの材質がステンレス鋼製のものにあっては、連続した溝状の組織が生じず、かつ割れが生じないこと②貯湯タンクの材質がステンレス鋼製以外のものにあっては、著しい腐食が生じないこと	
	ケーシングの耐食性	塩水噴霧 ケーシングの塗装金属部分は、JIS Z 2371:2000（塩水噴霧試験方法）により塩水噴霧を連続500時間行い、塗膜のふくれ、割れ、剥がれ及び錆がないこと	適合
		塗膜の付着性［ケーシングが塗装してある給湯機］ケーシングの塗装金属部分は、試験片の塗膜をカッターナイフで下地面に達するまで碁盤目状（間隔2㎜、縦・横に７本の線を交差させ36の升目を作る。）に切り、セロハン粘着テープを碁盤目に圧着し、長手方向に剥がし、塗膜の剥がれがないこと	適合
	発熱体の耐食性	発熱体の耐食性は、発熱体の材質がステンレス鋼製のものにあっては「発熱体の耐食性試験(1)及び(2)」、またステンレス鋼製以外のものにあっては「発熱体の耐食性試験(3)」を行い、材質に応じて次の基準を満たすこと ①貯湯タンクの材質がステンレス鋼製のものにあっては、連続した溝状の組織が生じず、かつ割れが生じないこと ②貯湯タンクの材質がステンレス鋼製以外のものにあっては、著しい腐食が生じないこと	適合
	自動温度調節器	自動温度調節器は、「自動温度調節器試験」を行い、各部に異常がなく、かつ、次の基準を満たすこと①試験前の測定値の平均値は、設定温度に対して±５Ｋであること②試験後の測定値の平均値は、試験前の平均値に対して±５Ｋであること	適合
	発熱体の過負荷	発熱体の過負荷は、「発熱体の過負荷試験」を行い、電熱線(帯)の断線がないこと	適合
	高温水遮断機能部の耐久性	［スプリング式高温水遮断機能部を有する高温水供給式］ ①遮断時水圧を 0.3MPa{3.06kgf/cm２}かけたときに、各部に漏れや変形がないこと。ただし、キャップねじ部及び弁部からの漏れは除く ②浴槽が空の状態で通常の追いだき機能の操作を行ない、遮断動作を1000回繰り返した後、再度、通常の追いだき機能の操作をした場合、５Ｌ以内で高温水供給が停止し、かつ各部に漏れや変形がないこと。ただし、キャップねじ部及び弁部からの少量の漏れは除く	適合
機能性	機器特性	貯湯タンクの保温性能 貯湯タンクの保温性能は、「保温性能試験」を行い､13時間放置後の湯温が沸き上がり湯温-13℃以上であること	適合
		風呂加熱機能 ｲ　保温式の湯温保温作動時の湯温は、浴槽に40±２℃の湯を張った後､保温動作に入る付近の温度まで浴槽湯温を下げて保温運転を行い運転停止後、最初の湯張り時との温度差が２Ｋ以内であること ﾛ　高温水供給式の出湯温度高温水供給式の出湯温度は、取扱説明書にて指示している高	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		温水の出湯条件に基づき貯湯タンク内の水を沸き上げ、規定の間隔及び採湯量にて出湯した後、風呂加熱機能を作動させたとき、出湯温度が 80℃（許容差−２Ｋ）以上であること	
機能性	自動機能	湯張り水位・温度 湯張り水位および温度は、自動湯張り運転を２回繰返し作動させたとき、１回目との水位差が３㎝以内かつ温度差が２Ｋ以内であること	適合
		足し湯作動時の水位 足し湯作動時の水位は、自動湯張りの運転停止後、足し湯動作に入る付近まで浴槽水を排水し、自動足し湯運転を作動させたとき、自動湯張り時との水位差が３㎝以内であること	適合
		保温作動時の湯温 保温作動時の湯温は、自動湯張りの運転停止後、保温動作に入る付近の温度まで浴槽湯温を下げ、自動保温運転を作動させたとき、自動沸き上げ時との温度差が２Ｋ以内であること	適合
	使用性能	使用性能は、貯湯タンク内を満水にした状態で定格電圧に等しい電圧を加え連続して８時間、又は自動温度調節器が作動した後ヒーター又は熱源機の電源を切り、規定の間隔・採湯量にて出湯した後、最終採湯湯温が貯湯量 200Ｌ未満は沸き上がり湯温−25℃以上、貯湯量 200Ｌ以上は沸き上がり湯温−20℃以上であること	適合
	電気ヒートポンプ式給湯機の低温時の加熱性能	″[電気ヒートポンプ式給湯機] 低温時において、貯湯タンク容量の 1／2 に当たる採湯を行った際の湯温が、沸き上げ湯温設定温度の−10℃以上で、かつ 90℃を超えないこと	適合
	熱源機の騒音	[電気ヒートポンプ式給湯機(住棟セントラル給湯方式のものは除く。)] 電気ヒートポンプ式給湯機の熱源機の騒音レベルは、標準運転状態で、機器より１ｍ離れた位置での騒音を測定し、等価騒音レベルが 55dB(A)以下で、かつ表示された騒音レベルに対し+3dB 以下であること	適合
	取付部の強度	機器本体の取付部及び取付部品は、給湯機を施工説明書で指示している固定方法にて固定し、満水等の荷重に達するまで重心位置を弱軸方向へ連続的に荷重を加えたとき、破損及び著しい変形がないこと	適合
その他	電気温水器の加熱性能・エネルギー効率	[電気温水器] 加熱性能は、ヒーターによる沸き上がり湯温が表示値の±5Ｋ、かつ 90℃を超えないこと。また、エネルギー効率は 90%以上であること	適合
	電気温水器の消費電力	″[電気温水器] 電気温水器の消費電力は、「消費電力試験」を行い、定格消費電力に対する許容差が±5%以内であること	適合
	ヒートポンプの加熱性能・消費電力	[電気ヒートポンプ式給湯機] ヒートポンプの加熱性能は、夏期及び冬期を想定した条件下で、沸き上げ運転を行い、夏期、冬期ともに表示された能力の 95%以上であること。また、そのときのヒートポンプの消費電力は、夏期、冬期ともに表示された消	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		費電力の 110%以下であること	
	電気ヒートポンプ式給湯機のエネルギー効率	[電気ヒートポンプ式給湯機] エネルギー効率（夏期及び冬期の平均）は、ヒートポンプ式の場合は 200%以上、ヒートポンプ･ヒーター併用式の場合は 120%以上であること	適合

3．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料		必須構成部品及び選択構成部品に使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること	適合
安全性	具備すべき安全装置等	破壊、破損、水質汚染、その他の事故に配慮し、使用上の安全を確保すること	適合
		以下の安全装置等を具備していること。 ①異常圧力によるタンク、機器通水部の破壊防止のための逃がし弁等 ②空だきによる機器破損防止のための空だき安全装置等 ③ケーシングの異常過熱による事故防止のための過熱防止装置等 ④湯温の異常高温化による事故防止のための温度過昇防止装置等 ⑤漏電による事故防止のための漏電遮断器、アース端子 ⑥冷媒漏れによる水質汚染防止冷媒漏れ停止機構等［二重管構造による熱交換器の場合］	適合
	高温水供給式の火傷防止対策	[高温水供給式] ②浴室リモコンの追いだき機能操作部には、「誤操作防止を考慮した機構」を有すること ＜仕様規定＞ ＊「誤操作防止を考慮した機構」の例示 ⅰ.スイッチの長押し（１秒以上） ⅱ.複数のスイッチの同時押し	適合
		③浴室リモコンには、追いだき機能作動時の「火傷防止のための表示等」の機能を有すること ＜仕様規定＞ ＊「火傷防止のための表示等」の例示 ⅰ.「高温」であることの表示 ⅱ.高温水の「湯温」の表示 ⅲ.音声又は音による警告	適合
	熱源機の異常高温時対策	[電気ヒートポンプ式給湯機] 熱源機の異常高温に対処できる安全保護装置を有すること	適合
	レジオネラ症防止	ヒーター又は熱交換器による沸き上げ湯温は、60℃未満に設定ができず、かつ自動式の場合は 60℃未満に選択されないものであること	適合
機能性	機器特性	沸き上がり湯温・湯量の設定 ヒーター又は熱交換器による沸き上がり湯温又は湯量の設定が可変できること	適合
		貯湯量 貯湯量は 150Ｌ以上であること	適合
		消費電力	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		定格消費電力は 10kW以下で使用できること。ただし、「住棟セントラル給湯方式」は、その限りでない	
		最高使用圧力 最高使用圧力は 100kPa 以下であること。ただし、Ⅲ ２．で定める「高圧力型電気給湯機」は、その限りでない	適合
	操作性	操作部は、操作方法が容易で、高齢者、子供等を含めて誤操作による危険が生じないように工夫されたものであること。また、音で報知する機能を有する操作部については、適切な音であること	適合
		操作部は以下による。 ｲ　電源表示又はヒーター通電表示があること。 ﾛ　電源（運転）スイッチの入・切の操作方向は次による。 ﾊ　能力切替、温度調節及び時間設定時におけるレバー、ダイヤル等の操作方向及び回転方向は次による。また、ＬＥＤ表示はこれに準ずる。	適合
		操作部は、次の機能を有すること。 ＜温水器本体の操作部（電気温水器のみ）＞ ｲ　電源表示機能（深夜電力対応型以外の温水器のみ） ﾛ　通電表示機能（深夜電力対応型以外の温水器のみ） ﾊ　沸き上げ湯温又は湯量の選択機能（リモコンレスの温水器のみ）＜メインリモコン＞ ﾆ　貯湯タンク内の残湯量表示機能 ﾎ　ヒーター又は熱交換器による沸き上げ湯温又は湯量の選択機能(選択式のみ) ﾍ　給湯温度の選択機能（設定湯温式のみ） ＜浴室リモコン＞ ﾄ　風呂加熱機能の運転 ﾁ　給湯温度の選択機能（設定湯温式のみ） ﾘ　給湯温	適合
		住棟セントラル給湯方式のものにあっては、次の事項に配慮された機能を有すること ｲ　自動運転制御により安全に運転ができ、使用者は操作不要であること。 ﾛ　保守管理及び日常の点検が容易であること。 ﾊ　運転に特別な資格を要しないこと。	適合
形状・寸法		構成部品は、設置場所の建物や配管との取り合いについて配慮されたものであること	適合
	配管接続径	配管接続径は以下の通りとする。給水・給湯…R3／4（20Ａ）又はR1／2（15Ａ） 排水……R3／4（20Ａ）又はR1／2（15Ａ）	適合
	配管位置	配管位置は、図-１によるものとする	適合

公共仕品質・性能基準品目　風呂がま　　BL 部品の品目　密閉式ふろがま

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	［全タイプ］	バーナは、「火移り」の試験を行い、確実に火移りし、爆発的に着火しないこと	適合
		バーナは、「リフティング」の試験を行い、リフティングがないこと	適合
		バーナは、「消火」の試験を行い、消火しないこと	適合
		バーナは、「炎の均一性」の試験を行い、炎が均一であること	適合
		バーナは、「逆火」の試験を行い、逆火がないこと	適合
		バーナは、「黄炎の接触」の試験を行い、電極部又は熱交換部に黄炎が常時接触しないこと	適合
		パイロットバーナの場合は、「パイロットバーナの炎の安定性」の試験を行い、消火、逆火がないこと	適合
	［ＢＦ-Ｗ］	バーナは「バーナの炎の安定性」の試験を行い、消火、逆火又は使用上支障のある炎のあふれがないこと	適合
		パイロットバーナの場合は、「パイロットバーナの炎の安定性」の試験を行い、消火又は逆火のないこと	適合
		バーナは、「火移り」の試験を行い、確実に火移りし、爆発的着火のないこと	適合
		バーナは、「散水状態」の試験を行い、消火のないこと	適合
	［ＢＦ-Ｃ］	バーナは、「バーナの炎の安定性」の試験を行い、消火、逆火又は使用上支障のある炎のあふれのないこと	適合
		パイロットバーナの場合は、「パイロットバーナの炎の安定性」の試験を行い、消火又は逆火のないこと	適合
		バーナは、JIA C 002:1999 の 3.3.5(1)-(d)「火移り」の試験を行い、確実に火移りし、爆発的着火のないこと	適合
	［ＢＦ-Ｄ］	バーナは、JIA C 002:1999 の 3.3.6(1) 「火移り」の試験を行い、確実に火移りし、爆発的着火のないこと	適合
		パイロットバーナの場合は、「パイロットバーナの炎の安定性」の試験を行い、消火又は逆火のないこと	適合
		バーナは、「消火」の試験を行い、消火がないこと	適合
		バーナは、「バーナの炎の安定性」の試験を行い、消火、逆火又は炎のあふれがないこと	適合
	平常時温度上昇	各部位は、「平常時温度上昇」の試験を行い、表１２-２の性能を満たすこと	適合
	電気点火性能	電気点火式のバーナの場合は、「無風状態」の試験を行い、10 回中８回以上点火し、連続して不点火のないこと。また、点火音は、7.(1).2)騒音の「ｂ．点火音」で定める点火音以下であること	適合
		［ＢＦ-Ｗ］ 電気点火式のバーナの場合は、「散水状態」の試験を行い、10 回中８回以上点火し、連続して不点火のないこと。また、爆発的に点火しないこと	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		［ＢＦ−Ｄ］ 電気点火式のバーナの場合は、「低酸素雰囲気状態」の試験を行い、10 回中８回以上点火し、連続して不点火のないこと。また、爆発的に点火しないこと	適合
		［ＢＦ−Ｗ、ＢＦ−Ｃ］ 電気点火式のバーナの場合は、「有風状態」の試験を行い、10 回中５回以上点火すること。また、爆発的に点火しないこと	適合
	立消え安全装置	ガス通路が自動的に閉ざされる構造のものガス通路が自動的に閉ざされる構造の立消え安全装置の場合は、「立消え安全装置(1)」の試験を行い、点火時の開弁時間が 30 秒以内、消火時の閉弁時間が 1.5 分以内、また、自動的に点火操作を行うものの不点火時の閉弁時間が 1.5 分以内であること	適合
		自動的に再点火する構造のもの自動的に再点火する構造の立消え安全装置の場合は、「立消え安全装置(2)」の試験を行い、点火時の開弁時間が 30 秒以内、消火時の閉弁時間が 1 分以内、また、再点火時の不点火時の場合の閉弁時間が 1 分以内であること	適合
	過熱防止装置	過熱防止装置は、「過熱防止装置」の試験を行い、設定温度で作動し、ガス通路を自動的に閉ざすこと。また、温度が平常に戻った場合にガス通路が自動的に開かないこと	適合
	過圧防止装置	過圧防止装置は、「過圧防止安全装置」の試験を行い、機器内の水通路の開弁水圧が、1.75MPa 以下であること	適合
	空だき安全装置又は空だき防止装置	空だき安全装置又は空だき防止装置は、「空だき安全装置又は空だき防止装置」の試験を行い、機器が損傷する以前にメーンバーナへのガス通路を閉ざし、自動的に再び開かないこと	適合
	断水安全装置	断水安全装置は、「断水安全装置」の試験を行い、給湯部への通水が停止したとき、機器が損傷する以前にメーンバーナへのガス通路を閉ざし、自動的に再び開かないこと	適合
	熱交換部損傷安全装置	熱交換部損傷安全装置は、「熱交換部損傷安全装置」の試験を行い、次の条件を満たすこと・熱交換部に異常が生じたとき、バーナへのガス通路を自動的に閉ざすこと・作動した後、バーナへのガスの通路が再び開かないこと・熱交換部損傷安全装置の検出部が損傷したとき、バーナへのガスの通路を自動的に閉ざすこと	適合
		凍結防止機能を有していること	適合
		逃し弁は、「逃し弁試験」を行い、機器水通路内部の圧力がゲージ圧力 100kPa に達するまでに開弁し、圧力を水通路外に逃がすこと。なお、逃し弁の開弁水圧は、表示最高水頭圧以下であること	適合
	バーナ	バーナは、「水滴落下試験」を行い、水滴落下によってバーナが消火しないこと	適合
	燃焼状態	バーナは、「すすの発生」試験を行い、すすの発生がないこと	適合
		理論乾燥燃焼ガス中のＣＯ濃度は、「ＣＯ%試験」を行い、体積%が 0.28%以下であること	適合
	風呂がま使用性能	出湯温度：40±3℃（40℃に調節できないものは±5℃）	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		出湯能力の表示に対する比： 取扱説明書に表示する出湯量の 90%以上の有効出湯量が得られること。 加熱速度（貯湯槽をもつもの及び給湯兼用のものを除く）： 45 秒以下 出湯管閉そく（シャワーヘッドをもつものに適用）：出湯管に異常が生じ、通水に一時停止した後においても、蒸気の噴出による危険を生じないこと。 熱湯の飛散：蒸気の噴出による危険を生じないこと。 後沸き：設定温度＋18K 以下	
		追いだき機能部の耐圧は、「水通路部の耐圧試験（追いだき機能部の耐圧）」を行い、漏れ及び変形がないこと	適合
	異常時温度上昇	機器後面、側面及び上方天井面の木壁の表面並びに機器下面の木台（屋内式の据置型に限る）の表面排気筒の周囲の木壁の表面給排気筒の壁貫通部の木枠の表面排気筒トップ又は給排気筒トップの周辺の木壁の表面 ： 100° C 以下	適合
耐久性	ケーシング・給排気部品等の耐食性	ケーシング・給排気部品等の金属材料は、JIA C 002:1999 の付表１（耐食性材料）の材料を用いるか、又は「耐食性(2)試験」を行い、腐食のないこと又はレイティングナンバ 9.8 から 6 までの腐食面積率であること。	適合
		金属材料のケーシングに塗装を行う場合、「耐食性(3)試験」を行い、クロスカットラインの周囲 2.5mm 幅及び端面周囲 10mm 幅以外の部分における錆及びふくれのないこと	適合
		各部位は、「反復使用試験」を行い、表１２−５の性能を満たすこと	適合
	燃焼性能	（ガス通路の気密） 器具栓を通して漏れる量が 70mL/h 以下であること器具栓以外のガス閉止弁にあっては、ガス閉止弁を通して漏れる量が 550mL/h 以下であることガス接続口から炎口まで外部もれのないこと	適合
		（燃焼状態） ＣＯ%が、0.28%以下 （開放式は、0.14%以下）消火及び逆火がないこと	適合
		（熱交換部の異常） ないこと	適合
機能性	機器特性	給湯・追いだき機能 Ⅰ型： 追いだき/ インプット/11.6ｋW以上	適合
		給湯・追いだき機能 Ⅱ型： 追いだき/ インプット/11.6ｋW以上	適合
		給湯・追いだき機能 Ⅲ型： シャワー及び浴槽への落込み給湯能力/ アウトプット/8.7ｋW以上（浴槽が空の場合とする） Ⅲ型： 追いだき /インプット/10.4ｋW以上	適合
		全ガス消費量は、「ガス消費量」の試験を行い、表示ガス消費量に対し±10%以下であること	適合
		［Ⅲ型］ 表示能力大時におけるガス消費量は、「ガス消費量」の試験を行い、表示ガス消費量に対し±10%以下であること	適合
		追いだき機能部におけるガス消費量は、「ガス消費量」の試験の試験を行い、表示ガス消	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		費量に対し±10%以下であること	
		［Ⅲ型］ 最低作動水圧は、水圧を 0kPa より少しずつ昇圧していき、ガス設定２次圧の 95%以上に達したときの水圧が、49kPa 以下であること	適合
	騒音	連続騒音は、「連続騒音試験」を行い、60dB(A)以下であること	適合
		点火音は、「無風状態における電気点火性能試験」を行い、65dB(A)以下であること	適合
		消火音は、「消火音」の試験を行い、65dB(A)以下であること	適合
	ガス通路の気密	器具栓は、「ガス通路の気密(1)試験」を行い、漏れ量が 70mL/h 以下であること	適合
		器具栓以外のガス閉止栓は、「ガス通路の気密(2)試験」を行い、漏れ量が 550 mL/h 以下であること	適合
		ガス接続口から炎口までは、「ガス通路の気密(3)試験」を行い、外部漏れがないこと	適合
		気密構成部は、「気密構成部の気密」の試験を行い、気密構成部からの漏れ量は、表示ガス消費量 1kw 当り 0.86m3 以下であり、かつ表示ガス消費量に関わらず漏れ量は 20m3/h 以下であること	適合
	熱効率	ふろ部の熱効率：70%以上 熱効率:77%以上(出湯温度が水温より 40K 高いとき) ふろ熱効率の 70%以上	適合

３．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料		必須構成部品及び選択構成部品の使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること	適合
安全性		身体に触れる部分は、鋭角部や突起物等がなく、怪我をするおそれがないこと	適合
		操作部は、誤操作をしないような表示がされていること	適合
形状・寸法		構成部品は、設置場所の建物や配管との取合いについて配慮されたものであること	適合
	機器本体の最大外形寸法	ＢＦ式（Ｉ型）：幅 230mm 以下/奥行き 680mm 以下/高さ 750mm 以下	適合
		ＢＦ(DP)式（Ⅱ型、Ⅲ型）：幅 170mm 以下/奥行き 650mm 以下/高さ ＊	適合
		給排気部の壁穴貫通の寸法は、図−１による	適合
		機器配管接続口径及び配管接続位置については、表１２−１０による	適合
その他		一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。なお、清掃方法や清掃時の注意事項が取扱説明書等に明示されていること	適合
		取り替えパーツについては、交換ができる構造であること	適合

公共仕品質・性能基準品目　住戸セントラル給湯・暖冷房システム

BL 部品の品目　暖冷房システム／ガス熱源機器

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	水通路部の耐圧	器体の耐圧 各接続部から水漏れがないこと	適合
		ボールタップの耐圧 水漏れその他の欠点がないこと	適合
		減圧弁の耐圧 本体の変形、破損、水漏れがないこと	適合
		逆止弁の耐圧 本体の変形、破損、水漏れがないこと	適合
		逃し弁の耐圧 本体の変形、破損、水漏れがないこと	適合
	健康上の安全性の確保	ガス熱源機の健康上の安全性の確保は、10. ガス給湯器（６）１）Ⅰ．出湯水の水質による	適合
	火災に対する安全性の確保	ガス熱源機の火災に対する安全性の確保は、10. ガス給湯器による他、パイプシャフトに設置するものにあっては、各消防局で定める安全対策を講じていること。（別添−２「東京消防庁による指導事項」参照）	適合
	熱源機の性能	ガス熱源機の耐久性の確保は、10. ガス給湯器（６）２）による	適合
機能性	対応性	熱源機の性能は表 13−６を満足すること	適合

3．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料		必須構成部品及び選択構成部品に使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること	適合
安全性	形状・加工状態	身体に触れる部分は鋭利な突起等がないこと	適合
	電気設備	漏電遮断器の施設など漏電による事故防止について対策が講じられていること	適合
		過電流遮断器の施設など過電流による事故防止について対策が講じられていること	適合
	耐漏洩性	ガス、灯油、水、冷媒、給気、排気などの配管やダクト及び電気配線の脱落、変形、破損、詰まり、漏洩等が生じないよう対策が講じられていること	適合
		子供を含めて誤操作による危険が生じないように、また、乳幼児、高齢者に対しても危険が生じないよう対策が講じられていること	適合
	凍結対策	凍結事故が生じないよう計画されていること。凍結した場合の処置、対策についても計画されていること	適合
	荷重・外力	地震時の転倒防止用支持金物は、別添−１「具備すべき支持金物・支持金物の強度基準」に適合していること	適合
		標準的な支持方法が施工説明書等に明記されていること	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
	使用上の安全性	高温部での火傷防止に対して配慮されていること	適合
		火傷による危険表示等が本体に添付されていること	適合
	防火（熱）及び燃焼性	熱源機は、出火、類焼、爆発、火傷、有害ガス発生等の危険がなく、安全で安定した燃焼性能を持つよう対策が講じられていること	適合
耐久性		システム全体並びにシステムを構成する各機器及び搬送部材は、経年変化による著しい機能劣化を生じないものであること	適合
		システムの作動は確実で、信頼性の高いものであること	適合
	搬送部材の性能	保守・管理等の作業が容易に行えるよう工夫されていること	適合
機能性	配管の保温	搬送部材の断熱・結露対策が施されていること	適合
		断熱被覆材は、経年変化による変質及び剥離がしにくいものを使用していること	適合
		室内側の配管であっても、有効な放熱とならない場合は十分に保温すること	適合
	温熱環境	温度、気流、放射などの分布が良好であり、立上り時や連続運転時の室温等の時間変化が適切で、快適な温熱環境が作りだせること	適合
	騒音	機器から発生する騒音を抑制するよう計画されてあること	適合
	異音・振動	機器の始動時・停止時・弁等の作動時並びに熱変形・流水・ウォーターハンマ等による異音の発生や振動等も少ないようにしてあること	適合
	操作性	各機器の運転のための操作の表示は、簡明でわかりやすく操作は容易で、誤操作の生じにくいこと	適合
	対応性	機器容量（能力）及びシステム機器の構成 熱源機や端末機器の能力、能力配分及び強弱等の調節段階は、住宅の間取り、居室の面積及び地域性等、各種の条件に対応できるよう、シリーズ・バリエーション及び選択構成部品の設定がされていること。また、他の住宅部品との整合性についても工夫されていること	適合
		各タイプとも各個室毎に発停と温度調節が可能な方式とすること、又はこれに変わる方式であること	適合
その他		関連する法規などに適合すること	
		別に定める試験による判定基準を満足すること。なお、付加機能のうち給湯機能については、別に定める 10. ガス給湯器の品質･性能基準を満足すること	適合

都市機構の工事特記基準を用いる場合、ベターリビング発行の評価書により以下の項目を確認することができます。

都市機構の工事特記基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	空気汚染	室内へ臭いや粉塵、その他の有害物質の発生を抑制するよう計画されていること	適合
		熱源機器や排気口周辺の臭いや空気汚染についても工夫されていること	適合
	搬送部材の性能	荷重・外力水、冷媒などの配管は、想定される各種の荷重、衝撃力、地震力、熱応力などにより、変形、脱落、破損、漏洩などが生じないよう、材料の選択が適切で、支持・固定・変位吸収処理などの対策が講じられている	適合

都市機構の工事特記基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		こと	
		耐漏洩性水、冷媒などの配管は、腐食等により詰まりや漏洩が生じないよう対策が講じられていること	適合

４．別途仕様の確認が必要な項目

BL 認定企業のカタログ、仕様書等で仕様を確認してください。

品質・性能基準の要求性能項目		仕様の確認内容
安全性	構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策	建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること
		同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること
安全性	移動型機器の安全性	放熱器を水平に置き、傾斜角度 10 度で転倒しないこと
		上記試験の後、傾斜させ転倒に至るまでの角度を測定し、転倒させても異常がないこと
機能性	対応性	放熱部の性能は表 13-７を満足すること
		搬送部材の性能は表 13-８を満足すること

公共仕品質・性能基準品目　調理用ガス機器　　BL 部品の品目　調理用加熱機器

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性		ふた、扉などのガラス部分の耐熱衝撃は、「耐熱衝撃」の試験を行い、ひび割れ、破損が生じないこと	適合
		トッププレートの強度は、「二口以上のこんろのトッププレートの強度」の試験を行い、中央部のひずみ量が 5㎜ 以下であること	適合
		なべなどを支える部分（例；ごとく）の強度は、「ごとくなどの強度」の試験を行い、使用上支障のない強度をもつこと	適合
		調理油過熱防止装置の強度は、「調理油過熱防止装置の強度」の試験を行い、感熱部に使用上支障のある変化を生じないこと	適合
		[グリルを有するもの] グリル用焼き網の強度は、「グリル用焼き網の強度」の試験を行い、網に使用上支障があるひずみが生じないこと。また、30㎜ の球形のものが落ちないこと	適合
		[レンジタイプ] オーブン扉の強度は、「オーブン扉の強度」の試験を行い、転倒しないこと。また、扉の前縁の位置でのひずみ量（オーブン扉の全開時における位置と荷重を加えたときの位置の差）が 15㎜ 以下であり、かつ扉の機能が損なわれないこと	適合
		[キャビネットタイプ] 収納キャビネットの外力に対する剛性度については、キャビネットの一隅部を固定し、対向の隅部に対角線方向に圧縮荷重をかけ、10N /㎜ 以上であること	適合
		[キャビネットタイプ] 収納キャビネットの底部は、「本体底部の強さ試験」を行い、最大残留たわみ量が 3㎜ 以下であること	適合
		[キャビネットタイプ] 収納キャビネットの棚板、棚板受けの強度については、棚板の幅 100㎜ あたり 20Ｎの等分布荷重を加え、載荷 24 時間後の変位量が 5㎜ 以下で、かつL／160 以下（L：棚板の長さ）であること。なお、たわみにより、扉の開閉に支障がなく、棚板には使用上支障のあるがたつきがないこと	適合
		[キャビネットタイプ] 収納キャビネットの取っ手及び取っ手取付部は、「取っ手（把手）の取付部の強度試験」を行い、使用上支障のある変形、緩み及びがたつきのないこと	適合
		ガス通路の気密は、「ガス通路の気密試験」を行い、以下の性能を満たすこと ① 器具栓を通して漏れる量が 70mL/h 以下であること ② 器具栓以外のガス閉止栓を通して漏れる量が 550mL/h 以下であること③ ガス接続口から炎口まで外部漏れがないこと	適合
		梱包した状態の機器は、「振動試験」を行い、前項１２）の「ガス通路の気密」の性能を満たすこと	適合
		立消え安全装置を有することとし、当該装置	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		は、「立消え安全装置の作動性能」の試験を行い、以下の性能を満たすものであること ① 点火時の開弁時間は、バーナに点火したときから5秒以下とする ② 消火時の閉弁時間は、バーナが消火したときから 150 秒以下とする③ 自動的に点火操作を行うものの不点火時の閉弁時間は、60秒以下とする	
		各部の温度は、「平常時温度上昇試験」を行い、表１４−２に示す温度を満たすこと	適合
		[家庭用電源を使用するもの] 絶縁抵抗は、「絶縁抵抗試験」を行い、平常時温度上昇試験前にあっては 1MΩ以上、異常時温度上昇試験後にあっては 0.3MΩ以上であること	適合
		[家庭用電源を使用するもの] 耐電圧は、「耐電圧試験」を行い、耐えること	適合
		[家庭用電源を使用するもの] 耐衝撃電圧は、「耐衝撃電圧試験」を行い、使用上に支障がないこと	適合
		機器後面、側面及び上方天井面の木壁の表面並びに機器下面の木台の表面温度は、「異常時温度上昇試験」を行い、135℃以下であること	適合
		[過熱防止装置を有するもの] 過熱防止装置を有する場合は、「過熱防止装置の作動性能」の試験を行い、作動後バーナへのガス通路を閉ざし、自動的に再び開かないこと	適合
		[ガスこんろを有するもの] 調理油過熱防止装置をこんろの少なくとも１口には有することとし、当該装置は、「安全装置・調理油過熱防止装置」の試験を行い、油の最高温度が 300℃以下であること	適合
耐久性	底板	「金属材料の塩水噴霧試験」によって、192時間試験を行ったとき、腐食のないこと又はレイティングナンバ9.8から6までの腐食面積率であること	適合
		塗膜の塩水噴霧試験」によって、192 時間試験を行ったとき、さび、膨れ及びはく離のないこと	適合
	器具栓	器具栓は、「反復使用試験」を行い、ガス通路の気密の項に適合し、かつ使用上支障がないこと	適合
	電気点火装置	電気点火装置は、「反復使用試験」を行い、電気点火の項に適合し、かつ使用上支障がないこと	適合
	器具ガバナ	器具ガバナは、「反復使用試験」を行い、ガス通路の気密の項に適合し、かつ調整圧力の変化が（0.05P1＋30）Pa 以下であること。（P1：試験前の調整圧力）	適合
	立消え安全装置	立消え安全装置は、「反復使用試験」を行い、ガス通路の気密の項及び立消え安全装置の項に適合すること	適合
	電磁弁	電磁弁は、「反復使用試験」を行い、ガス通路の気密の項に適合し、かつ使用上支障がないこと	適合
	タイマの耐久性	[電子式以外のもの] ① 電磁弁方式のタイマは、「反復使用試験」を行い、使用上支障がなく、かつ作動時限の	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		変化が10%以下であること ② 直動弁方式のタイマは、「反復使用試験」を行い、ガス通路の気密に適合し、使用上支障がなく、かつ作動時限の変化が 10%以下であること	
	サーモスタットの耐久性	[電子式及び比例制御式以外のもの] ① 電磁弁方式の感熱部のサーモスタットは、「反復使用試験」を行い、庫内温度の項に適合し、かつ使用上支障がないこと ② 直動弁方式のサーモスタットは、「反復使用試験」を行い、ガス通路の気密及び庫内温度の項に適合し、かつ使用上支障がないこと	適合
		器具コンセントは、「反復使用試験」を行い、ガス通路の気密の項に適合し、かつ脱着が円滑確実であること	適合
		自在ゴム管口は、「反復使用試験」を行い、ガス通路の気密の項に適合し、かつ使用上支障がないこと	適合
		調理油過熱防止装置は、「反復使用試験」を行い、ガス通路の気密の項及び安全装置の調理油過熱防止装置の項に適合すること	適合
		グリル、オーブンなどの扉は、「反復使用試験」を行い、使用上支障がないこと	適合
	[キャビネットタイプ]	収納キャビネットの引出しは、内容量 1dm3（1000cm3）当り質量 0.3kg を載荷（ただし、最大載荷量は質量 7.5kg とする。）した状態で 5,000 回の開閉繰返し後、開閉始動力が 49N 以下であり、かつ引出し及びランナーに著しい変形、がたつき等がないこと	適合
		収納キャビネットの開き戸は、全閉状態から 45° の角度で、10,000 回の開閉繰り返し後、円滑に開き戸が全開・全閉でき、開閉の際の異常発生音がなく、かつ扉、丁番及びキャッチ機構に著しい変形、がたつきがないこと	適合
機能性	調理性能	グリルの焼き性能は、「機器の使用性能・グリル焼き性能」の試験を行い、表面に著しい焦げ、むらがなく、内部に生焼けのないこと	適合
		オーブンの焼き性能は、「機器の使用性能・オーブン焼き性能」の試験を行い、表面に著しい焼きむらがないこと	適合
		オーブンの温度分布は、「機器の使用性能・オーブン・温度分布」の試験を行い、中央の測定点と他の 6 測定点のそれぞれの温度差が 20K 以内であること	適合
		オーブンの加熱速度は、「機器の使用性能・オーブン・加熱速度」の試験を行い、20 分以下であること	適合
		オーブンの最高温度は、「機器の使用性能・オーブン・最高温度」の試験を行い、220℃以上であること	適合
		オーブンの庫内温度は、「機器の使用性能・オーブン・庫内温度」の試験を行い、サーモスタットによるものの場合は表示温度の±20K、温度表示器によるものの場合は指示温度±25K であること	適合
	ガス消費量	ガス消費量は、「ガス消費量試験」を行い、以下の性能を満たすこと ① 全ガス消費量の表示ガス消費量に対する精度が±10%であること ② 個々のバーナの表示に対する精度は、取扱説明書に表示する値の±10%であること	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		③ 全ガス表示量の個々のバーナのガス消費量の総和に対する比は、80%以上であること	
	電気点火性能	電気点火性能は、「電気点火性能試験」を行い、10 回中 8 回以上点火し、連続して不点火がないこと。また、爆発的点火がないこと	適合
		無風状態で「無風燃焼状態試験」を行い、以下の性能を満たすこと ① 確実に火移りし、爆発的着火がないこと。 ② リフティングがないこと。 ③ 消火がないこと。 ④ 炎が均一であること。 ⑤ 逆火がないこと。 ⑥ 連続騒音が 60dB（A）以下であること。 ⑦ 消火時に爆発音がないこと。 ⑧ 理論乾燥燃焼ガス中の CO 濃度（体積%）が 0.14%以下であること。 ⑨ すすが発生しないこと。 ⑩ 電極部に黄炎が常時接触しないこと。 ⑪ パイロットバーナの消火及び逆火がないこと。	適合
		過大なべ使用時のこんろの燃焼状態は、「燃焼状態・過大なべ使用状態」の試験を行い、炎のふらつき、もやもや及び刺激臭がないこと	適合
		オーブンの扉の開閉時の燃焼状態は、「燃焼状態・オーブン扉開閉時」の試験を行い、パイロットバーナ及びメーンバーナの消火及び逆火がなく、かつパイロットバーナだけに点火した場合もパイロットバーナの消火及び逆火がないこと	適合
	オーブンサーモスタット作動時の燃焼状態	[レンジタイプ] ① オーブンサーモスタット作動時に消火しないオーブンバーナの場合オーブンサーモスタット作動時の燃焼状態は、「燃焼状態・オーブンサーモスタット作動時」の試験を行い、消火及び逆火がないこと ② オーブンサーモスタット作動時に消火するオーブンバーナの場合オーブンサーモスタット作動後の再点火時の燃焼状態は、「燃焼状態・オーブンサーモスタット作動時」の試験を行い、確実に火移りし、爆発的着火がないこと	適合
		キャビネット扉開閉時の燃焼状態は、「燃焼状態・キャビネット扉開閉時」の試験を行い、消火及び逆火がないこと	適合
		煮こぼれ時の対策として、「煮こぼれの浸入」の試験を行い、煮こぼれの浸入がないこと	適合
		熱効率は、「機器の使用性能・熱効率」を行い、こんろ専用バーナの場合は 45%以上、グリル兼用バーナの場合は 35%以上であること	適合

3．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目	要求性能等	確認出来る事項
材料	必須構成部品及び選択構成部品に使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明でき	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		ること	
安全性		操作部は、操作方法が容易で、高齢者、子供等を含めて誤操作による危険が生じないように工夫されたものであること	適合
健康上の安全性の確保	ホルムアウデヒド対策	構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策構成部品に使用する材料は、次のいずれかであること ①建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること ②同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること	適合
		表示前項「１）構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」が施された材料を使用する場合には、当該住宅部品、カタログ等にホルムアルデヒド発散速度又は発散区分を表示すること。また、当該住宅部品を設置するために使用する補強材や接着剤等に、ホルムアルデヒドの放散が少ない材料を選択する必要がある旨を、設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供すること	適合
機能性	調理性能	通常の調理において十分な調理性能が発揮できるものであること	適合
	オーブンサーモスタット作動時の燃焼状態	［選択構成部品として有する場合のみ］ 換気扇連動システムは、有効に機能し、運転停止後も十分な換気ができるものであること	適合
形状・寸法		こんろの間隔は、隣のこんろとの中心距離が180㎜以上であること	適合
		組込型の寸法は、システムキッチンのワークトップの調理用加熱機器用開口部が以下に示す寸法のものに対応ができること幅 400 又は 410＋奥行き 460 又は 500 幅 550 又は 560＋奥行き 460 又は 500	適合
	据置型の寸法	機器本体の幅は、モデュール呼び寸法 600 ㎜のものとし、モデュール呼び寸法が 600＋100ｎ又は 600＋150ｎのものをバリエーションとして付加してもよい	適合
		機器本体の高さは、セクショナルキッチンの調理台の高さ（800 ㎜又は 850 ㎜）に対応ができること	適合
その他		一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。なお、清掃方法や清掃時の注意事項が取扱説明書等に明示されていること	適合
		ごとく、排気口、グリルの魚を焼く部分等の取り外しが容易にでき、かつ元に確実に戻せること	適合
		取り替えパーツについては、交換ができる構造であること	適合
		ガス熱源を有する場合のガスの接続口は維持管理、交換を考慮したものとなっていること。また、キャビネットタイプのキャビネット内又はレンジタイプのガスレンジ内でガス栓を接続するものにあっては、作業工具等のふり幅、作業スペースを確保すること	適合

都市機構の工事特記基準を用いる場合、ベターリビング発行の評価書により以下の項目を確認することができま

す。

都市機構の工事特記基準の要求性能項目			確認出来る事項
形状・寸法	据置型の寸法	機器本体の奥行きは、奥行き 550 ㎜のこんろ台に対応ができること	適合

公共仕品質・性能基準品目　換気扇類及び付属部品　　BL 部品の品目　換気ユニット

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	構造	［台所用ファン、サニタリー用ファン、居室用ファン、セントラル換気システム］ 各機器は、「構造試験」を行い、JIS 9603:1988 の「6. 構造」及び「11.表示」の性能を満たしていること	適合
	始動	［台所用ファン、サニタリー用ファン、居室用ファン、セントラル換気システム］ 各機器は、「始動試験」を行った時、羽根の位置に関係なく始動すること	適合
	電圧変動	［台所用ファン、サニタリー用ファン、居室用ファン、セントラル換気システム］ 各機器は、「電圧変動試験」を行った時、運転が支障なく継続できること	適合
	絶縁	［台所用ファン、サニタリー用ファン、居室用ファン、セントラル換気システム］ ①各機器の絶縁抵抗は、「絶縁抵抗試験」を行った時、1MΩ以上であること ②各機器の耐電圧は、「耐電圧試験」を行った時、これに耐えること ③各機器耐湿絶縁性能は、「耐湿絶縁抵抗試験」を行った時、0.3MΩ以上であること	適合
	温度上昇	［台所用ファン、サニタリー用ファン、居室用ファン、セントラル換気システム］ 各機器の温度上昇は、「温度試験」を行い、JIS 9603:1988 の「5.4 温度上昇」で規定されている性能を満たしていること	適合
	スイッチの接点温度上昇	［台所用ファン、サニタリー用ファン、居室用ファン、セントラル換気システム］ 各機器のスイッチは、「スイッチ試験」を行い、JIS 9603:1988 の「5.8 スイッチ」で規定されている性能を満たしていること	適合
	防火ダンパーの構造	建築基準法施行令第 109 条の規定する防火設備又は、建築基準法施行令 112 条 16 項に定められた特定防火設備であること	適合
	煙逆流防止型ダンパーの構造	煙逆流防止型ダンパーは、平成 12 年 5 月 25 日付け建設省告示第 1403 号で定めた構造方法であること	適合
耐久性	防錆	［サニタリー用ファン(浴室用、多室用)、換気口部品(外壁用端末換気口、防火ダンパー(外壁用端末換気口付))］ 金属部分の防錆は、16 時間噴霧、8 時間休止を 1 サイクルとした「塩水噴霧試験」を 8 サイクル実施し、著しい腐食等のないこと。 （換気口部品で磁性のないステンレス製、アルミニウム製については除く。）	適合
機能性	風量静圧特性	台所用ファン、サニタリー用ファン、居室用ファンの風量静圧特性は、「風量試験」を行い、表 15-5～7 の性能を満たすこと。ただし、測定点は、日本電機工業会規格（JEM）の特殊換気扇の測定方法による	適合
		セントラル換気システムの風量は、JIS C 9603:1988 の 8.8 に示された試験装置を用い、セントラル換気ユニット、補助換気ユニットを申請者の指定した標準運転条件のもとで運転し、仕様表示値の±10%以内であること。なお、使用状態で給気側または排気側にダクトが接続される場合は、原則として長	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		さ0.3mのダクトを接続して風量を測定する	
	有効換気量	〔居室用ファン〕 居室用ファン（熱交換型）の有効換気量は、定格周波数の定格電圧のもとで運転し、炭酸ガス移行率と漏洩量を測定し、定格機外静圧時に表15-8の性能を満たすこと	適合
		〔居室用ファン〕 熱交換型の有効換気量は、熱交換型セントラル換気ユニットを定格周波数の定格電圧のもとで運転し、風量調整装置を持つものは常時使用され、熱交換を行うノッチに調整し、炭酸ガス移行率と漏洩量を測定し、定格機外静圧時に定格風量の85%以上であること	適合
	騒音	台所用ファン、サニタリー用ファン、居室用ファンの騒音は、「騒音試験」を行い、表15-5～8の性能を満たすこと。ただし、測定点は、日本電機工業会規格（JEM）の特殊換気扇の測定方法による	適合
		セントラル換気システムの騒音は、JIS C 9603 の 8.9 に示された試験装置を用い、セントラル換気ユニット、補助換気ユニットを申請者の指定した標準運転条件のもとで測定したとき、35dB(A)以下であること	適合
	熱交換効率	居室用ファン(熱交換型)の顕熱交換効率は、室内・室外を想定した測定室の中間にある壁に試験体を取り付け、室内外の空気温度より算出し、50%以上であること	適合
		セントラル換気システム(熱交換型)の熱交換効率は、室内・室外を想定した測定室の中間にある壁に試験体を取り付け、室内外の空気温度より算出し、仕様書表示値の 90%以上であること。なお､温度効率は60%以上であること	適合
	逆風止め性能	台所用ファンプロペラ型の逆風止め性能は、機器の吐出口を空気室側に取り付け、風量静圧曲線を求める。静圧100Paまで求め、これを漏れ風量曲線とし、漏れ風量曲線は、以下の性能を満たすこと 15型　:　30Pa-45m3/h以下 20型　:　30Pa-80m3/h以下 25型　:　30Pa-117m3/h以下	適合
	圧力損失係数	電動シャッター方式の給気口は、通気量試験を実施し、圧力損失係数を求め、以下の値以下であること １５０φ　:　2.5(35Pa-300ｍ３/h) １７５φ　:　3.8(28Pa-300ｍ３/h)	適合
		換気口部品（外壁用端末換気口、防火ダンパー(外壁用端末換気口付)）は、通気量試験を実施し、圧力損失係数を求め、表15-11の値以下であること。また、防火ダンパー(外壁用端末換気口付)は、本表の圧力損失係数に0.5を加えた数値以下であること。ただし、低圧損型は、防火ダンパーの有無にかかわらず表15-11の値以下であること	適合
	通気量	換気口部品(自然給排気口)の通気量は、JIS C 9603:1988付属書に示された試験装置に換気口を取り付け、風量-静圧曲線を求める。この状態から換気口のみを取り外し、同様に風量-静圧曲線を求める。両曲線の差分を通気曲線とし、静圧10Paの時15m3/h以上であること	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		換気口部品（給気口）の通気量は、JIS C 9603:1988 付属書に示された試験装置に換気口を取り付け、風量-静圧曲線を求める。この状態から換気口のみを取り外し、同様に風量-静圧曲線を求める。両曲線の差分を通気曲線とし、定格静圧時において、仕様表示値の±10%以内であること	適合
	排気補集効率	排気補集効率レンジ用フードファンの排気捕集率は、鍋に水を満たし 3,488Wの発熱量で沸騰状態にし、ＣＯ２濃度、ＣＯ２発生量を測定し、次式により求め、風量 300ｍ３/h 時に 82%以上であること $\text{捕集率} = \frac{\text{Ｂ地点ＣＯ２濃度-Ａ地点ＣＯ２濃度}}{\text{実測 ＣＯ２発生量}} \times \text{排気風量} \times 100\ (\%)$	適合
	フィルターの油補集効率	フィルターの油補集効率レンジ用フードファンのフィルターの油補集率は、コンロの上に乗せた熱したフライパンに、油滴、水滴を摘下し蒸発させ、グリスフィルターの付着量と油分の発生量を測定し、次式により求めた値が 30%以上であること。 $\text{フィルターの油捕集効率} = \frac{\text{グリスフィルターの付着量}}{\text{油分の発生量}} \times 100\ (\%)$	適合
	遮音性能	［居室用ファン、換気口部品(自然給排気口)］ 遮音機能を組み込んだ居室用ファン及び換気口部品(自然給排気口)の遮音性能は、基準化透過損失を測定し、D-20 の値を上まわること	適合
	耐雨性能	［換気口部品(自然給排気口)］ 換気口部品(自然給排気口)の耐雨性能は、シャワー等により毎分５Ｌの水を出し、送風機にて風を送り、シャワーの水ががらり全面に当たるようにし、風速 10m/s、15m/s で各 30 分づつ行った時、パイプ内に著しい雨水の侵入のないこと	適合
その他	環境に対する負荷の低減	消費電力 ①台所用ファン、サニタリー用ファン、居室用ファンの消費電力は、「消費電力試験」を行い、プロペラ型は、JIS 9603:1988 の「5.3 消費電力」で規定されている性能を満たしていること。プロペラ型以外の換気ユニットについては、表示値に対する許容差が、表示の消費電力が 30ｗ以下のものは±25%、30～100Wのものは±20%、100Wを超えるものは±15%以下であること	適合
		消費電力 セントラル換気システムの消費電力は、セントラル換気ユニットを定格周波数の定格電圧のもとで運転し、風量調整装置を持つものは常時使用され、熱交換型は熱交換を行うノッチに調整して、定格機外静圧時の測定値が、電気用品取締法が定める許容差範囲内であること	適合

３．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目	要求性能等	確認出来る事項
材料	必須構成部品及び選択構成部品に使用する主要材料が明確にされていること。明確にす	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		るにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること	
安全性	振動	［台所用ファン、サニタリー用ファン、居室用ファン、セントラル換気システム］ 各機器は、風の流れを邪魔しない状態で堅固な台に試験体を置き、定格周波数の定格電圧のもと、最高速度で連続運転した時に著しい振動がないこと	適合
	防虫・防鳥・防雨等	［換気口部品(自然給排気口、給気口)］ ①防虫網を備えていること ②全閉できること	適合
		［居室用ファン、換気口部品(自然給排気口、給気口、外壁用端末換気口、防火ダンパー(外壁用端末換気口付))］ ③雨水の侵入しにくい構造であること	適合
	水抜き	［サニタリー用ファン（浴室用、多室用)］ 水抜きについて水抜き穴または排水ドレンを備えていること	適合
		人体の触れやすい箇所に、バリ、メクレ、危険な突起物がないこと	適合
	スイッチの接点温度上昇	［台所用ファン、サニタリー用ファン、居室用ファン］ 充電部は露出しない構造であること	適合
		電気的結線及び配線は確実であること	適合
	空気汚染	［セントラル換気システム（熱交換型)］ ①給気フィルターの粒子補集率 JIS B 9908:1991「換気用エアフィルタユニット」の形式３（質量法）により試験を実施し、補集率が 80%以上であること	適合
		［セントラル換気システム］ ②給気経路から、ホルムアルデヒド、防蟻剤、防腐剤等の有害物質が室内へ入にくい様工夫されていること ③床下等の空間を空気搬送経路とする場合は、屋外からの給気が室内からの排気と混ざらないよう、気密が確保されていること	適合
健康上の安全性の確保	ホルムアルデヒド対策	構成部品に使用する材料は、次のいずれかであること。 ａ．建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。 ｂ．同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること	適合
	表示	前項「２）構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」が施された材料を使用する場合には、当該住宅部品、カタログ等にホルムアルデヒド発散速度又は発散区分を表示すること。また、当該住宅部品を設置するために使用する補強材や接着剤等に、ホルムアルデヒドの放散が少ない材料を選択する必要がある旨を、設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供すること	適合
耐久性	メンテナンス	一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。なお、清掃方法や清掃時の注意事項が取扱説明書等に明	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		示されていること	
		取り替えパーツについては、交換ができる構造であること。なお、温度ヒューズについては、公称作動温度の違うものの取り付けが間違いにくいよう処置されていること	適合
		自然換気口の手動シャッター方式については、注油が不要であること	適合
		防火ダンパー開閉の点検及び温度ヒューズの交換は、ダンパー本体を取り外すことなくできること	適合
	劣化	セントラル換気システム全体並びにシステムを構成する各機器及びダクトは、経年変化による著しい機能劣化を生じないものであること	適合
	構成部品、部材の耐久性	〔セントラル換気システム〕 ①床下等の空間を空気搬送経路とするものは、床等の構造体としての耐久性を有すること ②接続部分は、外力、繰返し操作及び気温の変化に十分耐えるものであること	適合
その他	ダクトの通気特性	［セントラル換気システム］ ダクトの通気特性は、省エネルギー性を維持するために適切な仕様等となっていること	適合
		［セントラル換気システム（熱交換型）］ 熱回収対象空気が室内を経由して熱交換器へ導かれること	適合

公共仕品質・性能基準品目　エレベーター

BL 部品の品目　高層住宅用／マシンルームレス型エレベーター

1．選定・発注に当たり仕様の指定が必要な項目

都市機構の工事特記基準を用いる場合は、以下の項目を満たすこととなっています。

都市機構の工事特記基準の要求性能項目		仕様の確認内容
都市機構特記基準		特記がなければ別冊「部品及び機器の品質・性能基準」の基準によるほか、都市機構が別に定める「エレベーター仕様書（マシンルームレス型エレベーター）（標準型乗用エレベーター）（非常用エレベーター）」並びに製造所の社内規格に定めるところによる

2．評価書により試験成績書等を省略できる項目

ベターリビング発行の評価書は、品質・性能基準の以下の項目の試験成績書に代えることができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
安全性	安全装置	安全装置乗場ドアースイッチ、乗場ドアーロック、非常停止スイッチ、調速機、リミットスイッチ、ファイナルリミットスイッチ、緩衝器、過荷重検出装置、各階強制停止装置等の安全装置は確実に作動すること	適合
	非常時の安全性	かご内停電灯は、操作盤直下の床面で１lx以上あること。60 分以上点灯が行えること	適合
機能性	速度特性・加減速特性	速度特性・加減速特性 長階床運転、短階床運転において、オシロ測定及び速度測定を行ない、かごに積載荷重の100%の荷重を載せた場合、上昇の際の速度が定格速度の 90%以上 105%以下であること。また、積載荷重を載せない場合及び積載荷重の110%の荷重を載せた場合、定格速度の 125%以下であること	適合
		長階床運転、短階床運転において、オシロ測定及び速度測定を行ない、かごに積載荷重の100%の荷重を載せた場合、積載荷重を載せない場合及び積載荷重の 110%の荷重を載せた場合、エレベーター起動及び停止時の加減速度は、0.1G 以下であること	適合
	乗心地	乗心地 マシンルームレス型の乗心地は、定格積載し長階床運転、短階床運転を行ない、振動検出器などにより振動の測定を行ない、異常な振動が無いこと	適合
	着床誤差	着床誤差 マシンルームレス型エレベーターの着床誤差は、電圧変動率５%以内において、かごに積載荷重の 0%、50%、100%のそれぞれの荷重で、長階床運転、短階床運転を各 3 回行ない、±20㎜ 以内であること一般型エレベーターの着床誤差は、かごに積載荷重の 0%、100%、110%のそれぞれの荷重で、長階床運転、短階床運転を各 3 回行ない、±20㎜ 以内であること	適合
	運転騒音	運転騒音は、JIS Z 8731:1999（環境騒音の表示･測定方法）に基づく「騒音試験」を行ない、駆動装置より１ｍ離れた位置において、かごに積載荷重の 100%の荷重で始動から停止までの最高値が 70dB(A)以下であること	適合
	使い勝手	かご内の照度は、かご中央床面より 1ｍの高さにおいて 200 lx 以上であること	適合
		扉開時間、扉閉時間は、オシロ及びストップウオッチ等により測定し、表示扉開時間、表示扉閉時間に対して±20%以内であること	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
	構造上の機能性	制御盤の動作 制御盤のリレー回路、主回路等の各接点は確実に作動すること	適合
		非常止め装置 JIS A 4302:1992「昇降機の検査標準」、4.2.1の (6)「非常止め装置の作動状態」の試験を実施し、かごに積載荷重の100%の荷重を載せて高速で運転し、次のⅰ)～ⅲ)の確認を行うこと ⅰ)かごを下降中調速機のキャッチを手できかせて、かごをいったん停止させた後、更にかごを下降させるように巻上機を操作する。綱車が回転してもかごが下降しなくなることによって非常止め装置が作動したことを確認すること ⅱ)非常止め装置が作動したままの状態で、機械装置及びｶﾞﾊﾞﾅｰﾛｰﾌﾟになんら損傷を受けていないこと。非常止めは左右両側とも平均に作用し、かご床の水平度は水準器を用いて測った場合いずれも1/30以内であること ⅲ)次第ぎき非常止め装置のものでは、非常止め装置の作動のはじめから完全停止までの距離をレール面状について 4 つのこん跡を測り、平均値が表16-3の範囲であること	適合
		巻上機の取付けは緩みやがたつきがなく、綱車はひびわれがなく、自動停止の際、主索との間に過度のすべりがないこと	適合
		乗場のドアーロック及びスイッチの取付けが堅固であること	適合
		かご上の安全スイッチは確実に作動すること	適合
		ガバナーロープの取付けに緩みやがたつきがないこと	適合
		非常止めの連結機構が、確実に作動すること	適合

3．評価書により確認できるその他の項目

ベターリビング発行の評価書により、品質・性能基準の以下の項目を確認することができます。

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
材料		必須構成部品及び選択構成部品に使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること	適合
安全性		身体に触れる部分は、鋭利な突起等がないこと	適合
	非常時の安全性	故障時あるいは停電時などエレベーターが途中階で停止した場合においても、かご天井救出口を設ける場合は、かご外から簡単な操作で開くことができること。なお、天井救出口を設けない場合にあっては、かご内の乗客を安全に救出できること	適合
	ホルムアルデヒド対策	かご内に使用する手すり以外の材料は、次のいずれかであること ⅰ建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		ⅱ同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること	
		手すりに使用する材料は、次のいずれかであること ⅰ建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること ⅱ同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること ⅲ夏季におけるホルムアルデヒドの発散量が、その表面積１㎡につき毎時 0.005 ㎎以下のものであること	適合
		かご床下地材に使用する材料は、次のいずれかであること ⅰ建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること ⅱ同条第３項及び第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること	適合
	表示	前項「１）構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」が施された材料を使用する場合には、当該住宅部品、カタログ等にホルムアルデヒド発散速度又は発散区分を表示すること。また、当該住宅部品を設置するために使用する補強材や接着剤等に、ホルムアルデヒドの放散が少ない材料を選択する必要がある旨を、設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供すること	適合
耐久性		金属材料は腐食が生じにくい下地処理、仕上げとなっていること	適合
機能性	出入口の床先とかごの水平距離	マシンルームレス型エレベーターの出入口の床先とかごの水平距離は、設計値で 30 ㎜以内、施工誤差±2.5 ㎜以内であること	適合
	使い勝手	かごの位置表示器（乗場及びかご内）は、見やすい位置に設置すること	適合
寸法・取合い	かご内法、出入口寸法	かご内法、出入口寸法は表 16-4 によること。なお、出入り口寸法については、表 14-4 を下限値として寸法違いを用意することが出来る	適合
	昇降路有効内法寸法、オーバーヘッド、ピット深さ寸法	マシンルームレス型エレベーターが設置される、昇降路有効内法寸法、オーバーヘッド、ピット深さ寸法は、表 16-5 による。ただし、オーバーヘッド、ピット深さ寸法は、平成１２年建設省告示第１４２３号第一項第１号ロの規定に基づき異なる寸法を用意することが出来る	適合
	昇降路有効内法寸法、オーバーヘッド、ピット深さ並びに機械室高さ寸法	一般エレベータが設置される、昇降路の有効内法寸法、オーバーヘッド、ピット深さ並びに機械室高さ寸法は表 16-6 による	適合
その他	いたずら防止	押しボタン、インジケータなどは、難燃性の材料など燃えにくい材料又は、加工が施されていること	適合
	メンテナンス体制	一般に製造・販売・使用されている清掃用具又は取扱説明書等に明示されている清掃用具を使用して清掃ができること。なお、清掃	適合

品質・性能基準の要求性能項目		要求性能等	確認出来る事項
		方法や清掃時の注意事項が取扱説明書等に明示されていること	
		部品の交換、補修、清掃、点検が容易に行えるよう工夫されていること。また、取替えパーツについては、交換が出来る構造であること	適合
		故障時等に迅速な対応がとれるよう 24 時間体制をとると共に、以下の要件が整備されていること ⅰ)故障等発生後１時間以内に現場で応急対応ができる体制を備えていること ⅱ)遠隔監視体制を備えていること	適合
		メンテナンス契約等で保守点検が確実に行える体制が整備されていると共に、適切なメンテナンス計画書が整備されていること。また、当該計画書の中に具体的内容(以下のⅰ)～ⅴ) が明記されていること ⅰ)法定検査の立ち会い ⅱ)定期点検、手入れ保全、必要な機器の構成部品の修理・交換及び交換必須部品の交換時期の目安 ⅲ)異常時の緊急対応 ⅳ)遠隔監視点検・保守とする場合は、リモート点検、異常監視・直接通話サービス、維持管理のための情報サービス等とすること ⅴ)点検報告書の提出	適合

4．別途仕様の確認が必要なその他の項目

BL 認定企業のカタログ、仕様書等で仕様を確認してください。

品質・性能基準の要求性能項目		仕様の確認内容
機能性	構造上の機能性	電動機は、JIS A 4302:1992「昇降機の検査標準」、4.2.1 の (4) の試験を実施し、電動機は運転状態において振動が少なく、異音等の発生、過度の温度上昇がないこと
		制動機の取付けは緩みやがたつきが無く、動力遮断の際かごを安全に減速停止させることができること

都市機構の工事特記基準の要求性能項目		仕様の確認内容
都市機構特記基準		特記がなければ別冊「部品及び機器の品質・性能基準」の基準によるほか、都市機構が別に定める「エレベーター仕様書（マシンルームレス型エレベーター)(標準型乗用エレベーター)(非常用エレベーター)」並びに製造所の社内規格に定めるところによる

3

メーカーリスト

3．メーカーリスト

◆メーカーリストの読み方

評価書の発行を受けているBL認定企業と評価書の発行を受ける予定企業を掲載しています。品目ごとに認定企業名および営業窓口、連絡先、評価書番号などが確認できます。公共住宅用BL部品を発注またはお問合せの際にご利用ください。

なお、評価書発行済企業各社の対象型式につきましては、当財団のホームページでもご確認いただけます。評価書が発行される度にリストが更新されますので、常に最新の状況を確認することができます。企業別型式リストは次のURLからご覧いただけます

http://www.cbl.or.jp/koukyou/

◆玄関ドア（玄関ドア）

■評価書発行企業

●三和シヤッター工業株式会社

評価書番号：J16-050
問合せ窓口：お客様相談センター
電　話：03-3346-3011
住　所：〒163-0478　東京都新宿区西新宿 2-1-1　新宿三井ビル 52F
その他窓口：
ホームページ：http://www.sanwa-ss.co.jp/

●新日軽株式会社

評価書番号：J16-041
問合せ窓口：ビル建材事業本部営業推進部
電　話：03-5759-2217
住　所：〒141-0032　東京都品川区大崎1丁目 11 番1号ゲートシティ大崎ウエストタワー
その他窓口：
札幌ビル建材支店　011-219-7511
東北ビル建材支店　022-297-3381
北関東ビル建材支店　048-684-6658
東京ビル建材支店　03-3842-7130
開発営業統括部／開発営業1部　03-5759-2175
開発営業統括部／開発営業2部　03-5759-2168
首都圏営業統括部／営業1部　03-5759-2188
首都圏営業統括部／営業2部　03-5759-2189
東関東ビル建材支店　043-247-1251
北越ビル建材支店　025-283-6681
横浜ビル建材支店　045-641-2131
名古屋東海ビル建材支店　052-731-1381
大阪ビル建材支店　06-6390-1330
中四国ビル建材支店　082-544-4135
九州ビル建材支店　092-523-7733
ホームページ：http://www.shinnikkei.co.jp/

●トステム株式会社

評価書番号：J16-101
問合せ窓口：ビル建材事業本部 ビル商品事業部
電　話：03-3638-8222
住　所：〒136-8535　東京都江東区大島2丁目1番1号
その他窓口：
ホームページ：http://tostem.co.jp

●日本フネン株式会社

評価書番号：J16-051,J16-051
問合せ窓口：東京支店　東京営業部
電　話：03-5542-8821
住　所：〒104-0033　東京都中央区新川 1 丁目 25 番 12 号　新川フロンティアビル　3F
その他窓口：
東京支店／横浜営業所　045-651-2991
大阪支店／大阪営業所　06-6261-2419
名古屋支店　052-561-5506
西日本支店／西日本営業所　092-481-5811
徳島本社　0883-25-4660
西日本支店／四国営業所　0883-25-2447
ホームページ：http://www.nihonfunen.co.jp/

●不二サッシ株式会社

評価書番号：J16-025
問合せ窓口：技術本部技術管理部　副部長　宮本　潔
電　話：044-422-1136
住　所：〒211-0012　神奈川県川崎市中原区中丸子 35-4
その他窓口：
ホームページ：http://www.fujisash.co.jp/

□評価書申請予定企業

◯エコー産業株式会社

問合せ窓口：設計・業務部
電　話：0776-56-2918
住　所：〒910-0121　福井県福井市定正町 514
その他窓口：
ホームページ：
http://www.shu-shu.jp/content_frame03.html

◯コスモ近畿株式会社

問合せ窓口：商品統轄部
電　話：03-5339-2080
住　所：〒160-0023　東京都新宿区西新宿 3-2-11 新宿三井ビル2号館9F
その他窓口：
ホームページ：http://www.cosmokinki.co.jp

◯三和アルミ工業株式会社

問合せ窓口：ファサード事業部
電　話：03-5952-0226
住　所：〒170-0005　東京都豊島区南大塚 3-40-5　三和ビル4F
その他窓口：
ホームページ：http://www.sanwa-alumi.com

◯テクノ・ナミケン株式会社

問合せ窓口：ビルサッシ部
電　話：06-6533-3855
住　所：〒550-0013　大阪府大阪市西区新町 1-4-26
その他窓口：東京支店　03-5820-2021
仙台営業所　022-711-0377
京滋支店　077-524-2539
名古屋支店　052-583-4123
ホームページ：http://www.t-namiken.co.jp

◯YKK　AP株式会社

問合せ窓口：ビル建材第二事業部　商品企画部
電　話：03-3864-2242
住　所：〒101-0024　東京都千代田区神田和泉町 1-1-1 日通商事秋葉原ビル8階
その他窓口：東京支店　03-5820-2021
仙台営業所　022-711-0377
京滋支店　077-524-2539
名古屋支店　052-583-4123
ホームページ：http://www.t-namiken.co.jp

◆パイプシャフトドア（パイプシャフト用ドア）

■評価書発行企業

●日本フネン株式会社

評価書番号：J16-006
問合せ窓口：東京支店　東京営業部
電　話：03-5542-8821
住　所：〒104-0033　東京都中央区新川 1 丁目 25 番 12 号　新川フロンティアビル　3F
その他窓口：
　東京支店／横浜営業所　045-651-2991
　大阪支店／大阪営業所　06-6261-2419
　名古屋支店　052-561-5506
　西日本支店／西日本営業所　092-481-5811
　徳島本社　0883-25-4660
　西日本支店／四国営業所　0883-25-2447
ホームページ：http://www.nihonfunen.co.jp/

□評価書申請予定企業

◯YKK　AP株式会社

問合せ窓口：ビル建材第二事業部　商品企画部
電　話：03-3864-2242
住　所：〒101-0024　東京都千代田区神田和泉町 1-1-1 日通商事秋葉原ビル8階
その他窓口：
ホームページ：http://www.ykkap.co.jp/search-b/

◆アルミサッシ（サッシ（RC造住宅用サッシ）

■評価書発行企業

●三協立山アルミ株式会社

評価書番号：J16-096
問合せ窓口：ビル建材事業本部ビル建材部ビル建材課
電　話：0766-20-2201
住　所：〒933-8610　富山県高岡市早川 70
その他窓口：
ホームページ：http://www.sankyotateyama-al.co.jp/

●新日軽株式会社

評価書番号：J16-027
問合せ窓口：ビル建材事業本部営業推進部
電　話：03-5759-2217
住　所：〒141-0032　東京都品川区大崎1丁目 11 番1号ゲートシティ大崎ウエストタワー
その他窓口：
　札幌ビル建材支店　011-219-7511
　東北ビル建材支店　022-297-3381
　北関東ビル建材支店　048-684-6658
　東京ビル建材支店　03-3842-7130
　開発営業統括部／開発営業1部　03-5759-2175
　開発営業統括部／開発営業2部　03-5759-2168
　首都圏営業統括部／営業1部　03-5759-2188
　首都圏営業統括部／営業2部　03-5759-2189
　東関東ビル建材支店　043-247-1251
　北越ビル建材支店　025-283-6681
　横浜ビル建材支店　045-641-2131
　名古屋東海ビル建材支店　052-731-1381
　大阪ビル建材支店　06-6390-1330
　中四国ビル建材支店　082-544-4135
　九州ビル建材支店　092-523-7733
ホームページ：http://www.shinnikkei.co.jp/

●トステム株式会社

評価書番号：J16-102,J16-103,J16-104
問合せ窓口：ビル建材事業本部 ビル商品事業部
電　話：03-3638-8222
住　所：〒136-8535　東京都江東区大島2丁目1番1号
その他窓口：
ホームページ：http://tostem.co.jp

●不二サッシ株式会社

評価書番号：J16-024,J16-063,J16-064
問合せ窓口：技術本部技術管理部
電　話：044-422-1136
住　所：〒211-0012　神奈川県川崎市中原区中丸子 35-4
その他窓口：
ホームページ：http://www.fujisash.co.jp/

□評価書申請予定企業

◯テクノ・ナミケン株式会社

問合せ窓口：ビルサッシ部
電　話：06-6533-3855
住　所：〒550-0013　大阪府大阪市西区新町 1-4-26
その他窓口：
　東京支店　03-5820-2021
　仙台営業所　022-711-0377
　京滋支店　077-524-2539
　名古屋支店　052-583-4123
ホームページ：http://www.t-namiken.co.jp

◯豊和工業株式会社

問合せ窓口：営業課
電　話：052―408―1155
住　所：〒452―8601　愛知県清須市須ケ口 1900 番地1
その他窓口：
ホームページ：http://www.howa.co.jp/

◯YKK　AP株式会社

問合せ窓口：ビル建材第二事業部　商品企画部
電　話：03-3864-2242
住　所：〒101-0024　東京都千代田区神田和泉町 1-1-1 日通商事秋葉原ビル8階
その他窓口：
ホームページ：http://www.ykkap.co.jp/search-b/

◆内装ドア

■評価書発行企業

●アサヒドアー株式会社
評価書番号:J16-124
問合せ窓口:営業部
電　話:073-477-1228
住　所:〒649-6261　和歌山県和歌山市小倉 316 番地
その他窓口:
ホームページ:

●有限会社　碓井木工所
評価書番号:J16-126
問合せ窓口:碓井　智晴
電　話:076-432-6969
住　所:〒930-0813　富山県富山市下赤江町1丁目6-9
その他窓口:
ホームページ:http://www.usuiworks.co.jp

●ウチヤマコーポレーション株式会社
評価書番号:J16-130
問合せ窓口:インテリア建材グループ
電　話:03-3246-2461
住　所:〒103-0023　東京都中央区日本橋本町 1-5-9
その他窓口:
ホームページ:http://www.umc-net.co.jp/uc

●柏木工株式会社
評価書番号:J16-137
問合せ窓口:柏木工株式会社　古川工場
電　話:0577-73-2011
住　所:〒509－4263　岐阜県飛騨市古川町上野 697番地
その他窓口:
ホームページ:http://www.kashiwa.gr.jp/

●岸村建具株式会社
評価書番号:J16-135
問合せ窓口:生産管理部
電　話:072-423-5555
住　所:〒596-0046　大阪府岸和田市藤井町 1-9-11
その他窓口:
ホームページ:http://www.1910kishimura.co.jp

●株式会社　キタジマ
評価書番号:J16-129
問合せ窓口:
電　話:0428-31-2006
住　所:〒198-0023　東京都青梅市今井 3-3-13
その他窓口:
ホームページ:

●クラスター株式会社
評価書番号:J16-128
問合せ窓口:管理部
電　話:0761-57-4557
住　所:〒923-1101　石川県能美市粟生町西 60 番地2
その他窓口:
ホームページ:http://www.clustar.co.jp

●新庄建具店
評価書番号:J16-019
問合せ窓口:
電　話:073-431-8682
住　所:〒640-8396　和歌山県和歌山市有本 398-43
その他窓口:
ホームページ:

●株式会社　高瀬木工所
評価書番号:J16-092
問合せ窓口:営業部
電　話:0493-72-3074
住　所:〒355-0311　埼玉県比企郡小川町大字高谷2504-26
その他窓口:
ホームページ:

●株式会社　谷崎建具
評価書番号:J16-011
問合せ窓口:
電　話:093-618-3970
住　所:〒807-1261　福岡県北九州市八幡西区木屋瀬二丁目3番9号
その他窓口:
ホームページ:

●中原商店
評価書番号:J16-138,J16-139
問合せ窓口:BL営業室
電　話:073-477-0506
住　所:〒649-6261　和歌山県和歌山市小倉 294-35
その他窓口:
ホームページ:

●日本住宅パネル工業協同組合
評価書番号:J16-049
問合せ窓口:技術開発部
電　話:03-3945-2315
住　所:〒113-0021　東京都文京区本駒込 6-15-7
その他窓口:
ホームページ:http://www.panekyo.or.jp

●丸石商事株式会社
評価書番号:J16-145
問合せ窓口:建材部
電　話:048-928-0345
住　所:〒340-0032　埼玉県草加市遊馬町 1015 番地
その他窓口:
ホームページ:http://www.maruishishoji.co.jp/

●渡辺木工有限会社
評価書番号:J16-141
問合せ窓口:
電　話:0289-65-3678
住　所:〒322-0075　栃木県鹿沼市下日向 699-5
その他窓口:
ホームページ:

□評価書申請予定企業

○岩井興産株式会社
問合せ窓口:
電　話:0289-62-5566
住　所:〒322-0007　栃木県鹿沼市武子 1533-2
その他窓口:
ホームページ:

○株式会社　牛窪木工所
問合せ窓口:
電　話: 03-3373-1421
住　所:〒164-0012　東京都中野区本町 3-25-4
その他窓口:
ホームページ:

◯株式会社　長田工藝
問合せ窓口：営業部
電　話：078-965-1155
住　所：〒651-2313　兵庫県神戸市西区神出町田井1320
その他窓口：神戸営業所　078-341-2494
ホームページ：

◯加藤木材工業株式会社
問合せ窓口：設計部
電　話：042-972-2141
住　所：〒357-0045　埼玉県飯能市笠縫 418 番地
その他窓口：
ホームページ：http://www.katomokuzai.co.jp

◯谷元フスマ工飾株式会社
問合せ窓口：営業部
電　話：072-998-8661
住　所：〒581-0815　大阪府八尾市宮町 4-1-15
その他窓口：
ホームページ：http://www.majikiriya.com

◯株式会社　東条建具店
問合せ窓口：
電　話：06-6702-2965
住　所：〒547-0033　大阪府大阪市平野区平野西４丁目６番 21 号
その他窓口：
ホームページ：

◯株式会社　中原製作所
問合せ窓口：
電　話：073-422-2773
住　所：〒640-8286　和歌山県和歌山市湊御殿１丁目４番地の２
その他窓口：
ホームページ：

◯有限会社　ビーライフバンクラ
問合せ窓口：本社
電　話：082-837-2566
住　所：〒731-3362　広島市安佐北区安佐町久地256-4
その他窓口：
ホームページ：

◯株式会社　フレックス
問合せ窓口：
電　話：0186-46-2161
住　所：〒017-0005　秋田県大館市花岡町字前田40-28
その他窓口：
ホームページ：

◯株式会社　山岸屋木工所
問合せ窓口：営業部
電　話：042-974-2717
住　所：〒357-0024　埼玉県飯能市緑町 11-1
その他窓口：
ホームページ：

◆各住戸玄関扉及び勝手口扉用錠前（玄関ドア用錠前）

■評価書発行企業

●美和ロック株式会社
評価書番号：J16-109,J16-110,J160111
問合せ窓口：お客様相談窓口
電　話：0120-81-3069
住　所：〒105-8510　東京都港区芝３丁目１番 12 号
その他窓口：
ホームページ：http://www.miwa-lock.co.jp/

□評価書申請予定企業

◯株式会社　ゴール
問合せ窓口：技術部品質保証
電　話：06-6309-1277
住　所：〒532-0032　大阪市淀川区三津屋北 2-16-6
その他窓口：
ホームページ：http://www.goal-lock.com/

◆各住戸玄関扉及び勝手口扉用ドア・クローザ（ドア・クローザ）

■評価書発行企業

●日本ドアーチエック製造株式会社
評価書番号：J16-057
問合せ窓口：東京本社
電　話：03-3871-1411(代)
住　所：〒110-0012　東京都台東区竜泉 1-27-9
その他窓口：
ホームページ：http://e-newstar.co.jp/

●美和ロック株式会社
評価書番号：J16-113
問合せ窓口：
電　話：0120-81-3069
住　所：〒105-8510　東京都港区芝３丁目１番 12 号
その他窓口：
ホームページ：http://www.miwa-lock.co.jp/

●リョービ株式会社
評価書番号：J16-079,J16-080
問合せ窓口：建築用品部開発設計課
電　話：0847-41-1281
住　所：〒726-8628　広島県府中市目崎町 762
その他窓口：
札幌営業所　011-811-8232
仙台営業所　022-237-6201
東京支社　03-3927-5533
富山営業所　076-493-2225
名古屋営業所　052-807-1643
大阪営業所　072-685-1113
広島営業所　082-823-0028
福岡営業所　092-623-5000
ホームページ：http://www.ryobi-group.co.jp/

□評価書申請予定企業

◯株式会社　ダイケン

問合せ窓口：営業本部
電　話：06-6392-5321
住　所：〒532-0033　大阪府大阪市淀川区新高 2-7-13
その他窓口：
ホームページ：http://www.daiken.ne.jp

◆浴室ユニット（浴室ユニット）

■評価書発行企業

●株式会社　日立ハウステック

評価書番号：J16-004
問合せ窓口：2設部
電　話：03-5248-5673
住　所：〒173-0043　東京都板橋区板橋 3-9-7　板橋センタービル
その他窓口：
　営業所／特販G　03-5248-5130
　関西営業所／特販G　06-4807-1802
ホームページ：http://www.hitachi-ht.com

□評価書申請予定企業

◯タカラスタンダード株式会社

問合せ窓口：営業部　第一営業部　営業二課
電　話：06-6962-1507
住　所：〒536-8536　大阪市城東区鴫野東 1 丁目 2 番 1 号
その他窓口：
ホームページ：http://www.takara-standard.co.jp

◯東陶機器株式会社

問合せ窓口：特販本部営業情報課
電　話：03-3595-9511
住　所：〒105-0001　東京都港区虎ノ門 1-1-28
その他窓口：
ホームページ：http://www.toto.co.jp/

◯株式会社　ブリヂストン

問合せ窓口：土木・建築資材販売促進第 1 部　設備・住設機器販売促進課
電　話：03-5202-6863
住　所：〒103-0028　東京都中央区八重洲 1-6-6　八重洲センタービル 9F
その他窓口：
ホームページ：http://www.bridgeston-dp.jp/

◯日ポリ化工株式会社

問合せ窓口：大阪営業所
電　話：072-990-2300
住　所：〒581-0817　大阪府八尾市久宝園 2 丁目 39-1
その他窓口：
　小樽工場営業課　0134-62-7688
　東京営業所　03-5360-8790
　名古屋営業所　052-681-2200
　京都営業所　075-612-2681
　奈良営業所　0745-76-2461
　和歌山営業所　0736-75-9110
　神戸営業所　078-252-0500
　福岡営業所　092-503-9671
ホームページ：http://www.nippori.co.jp

◯日本住宅パネル工業協同組合

問合せ窓口：技術開発部
電　話：03-3945-2315
住　所：〒113-0021　東京都文京区本駒込 6-15-7
その他窓口：
ホームページ：http://www.panekyo.or.jp

◆キッチンキャビネット／セクショナルキッチン・システムキッチン（キッチンシステム）

■評価書発行企業

●サンウエーブ工業株式会社

評価書番号：J16-007
問合せ窓口：販売本部　マーケティング部　マーケティンググループ
電　話：03-3518-4503
住　所：〒101-0064　東京都千代田区猿楽町 2-6-10
その他窓口：
　北海道支店　011-853-7211
　東北支店　022-218-3311
　埼玉支店　048-663-1241
　東京支社／販売一課　03-5217-0515
　東関東支店　043-265-5871
　中部支社　052-788-7621
　関西支社　06-6251-7670
　京都支店　075-312-3353
　中国支店　082-832-5285
　九州支店　092-472-1139

ホームページ：http://www.sunwave.co.jp/index.html

●タカラスタンダード株式会社

評価書番号:J16-037,J16-012
問合せ窓口:営業部　第一営業部　営業二課
電　話:06-6962-1507
住　所:〒536-8536　大阪市城東区鴫野東１丁目２番１号
その他窓口:
ホームページ:http://www.takara-standard.co.jp

●日本住宅パネル工業協同組合

評価書番号:J16-001,J16-055
問合せ窓口:技術開発部
電　話:03-3945-2315
住　所:〒113-0021　東京都文京区本駒込 6-15-7
その他窓口:
ホームページ:http://www.panekyo.or.jp

●株式会社　矢島

評価書番号:J16-020
問合せ窓口:営業設計部営業設計G
電　話:0266-73-9900
住　所:〒391-8558　長野県茅野市金沢３４１０－３
その他窓口:
ホームページ:http://www.yajimacorp.com

□評価書申請予定企業

◯東建ナスステンレス株式会社

問合せ窓口:CSセンター
電　話:0077-781-888
住　所:〒247-0072　神奈川県鎌倉市岡本 1500
その他窓口:
ホームページ:http:// www.nas-stl.co.jp/

◯株式会社　ミカド

問合せ窓口:R&D 統括部　設計課
電　話:06-6482-6327
住　所:〒660－0806　兵庫県尼崎市金楽時町１丁目５番１号
その他窓口:
ホームページ:http://www.micado.co.jp/

◆郵便受箱（郵便受箱）

■評価書発行企業

●株式会社　キョーワナスタ

評価書番号:J16-148
問合せ窓口:東京支店
電　話:03-3660-1815
住　所:〒103-0006　東京都中央区日本橋富沢町 12-16　ナスタビル2F
その他窓口:
札幌支店　011-741-2250
仙台支店　022-222-5155
北関東支店　048-553-1751
横浜支店　045-474-0631
名古屋支店　052-242-2272
北陸支店　0766-21-7100
大阪支店　06-6858-5671
神戸営業所　078-578-8611
広島支店　082-249-4651
福岡支店　092-472-1088
ホームページ:http://www.nasta.co.jp/

●コーワソニア株式会社

評価書番号:J16-090
問合せ窓口:企画開発室
電　話:0276-32-3600
住　所:〒373-0846　群馬県太田市中根町 668-5
その他窓口:
ホームページ:http://www.sonia-g.co.jp/kowa

●サンウエーブ工業株式会社

評価書番号:J16-008
問合せ窓口:販売本部　マーケティング部　マーケティンググループ
電　話:03-3518-4503
住　所:〒101-0064　東京都千代田区猿楽町 2-6-10
その他窓口:
北海道支店　011-853-7211
東北支店　022-218-3311
埼玉支店　048-663-1241
東京支社／販売一課　03-5217-0515
東関東支店　043-265-5871
中部支社　052-788-7621
関西支社　06-6251-7670
京都支店　075-312-3353
中国支店　082-832-5285
九州支店　092-472-1139

ホームページ:http://www.sunwave.co.jp/index.html

●大建プラスチックス株式会社

評価書番号:J16-085
問合せ窓口:大阪本社　営業部　営業課
電　話:06-6724-0331
住　所:〒577-0805　大阪府東大阪市宝持４丁目２番２１号
その他窓口:東京支店／営業部　03-3313-7211
ホームページ:http://www.daikenplastics.co.jp

●田島メタルワーク株式会社

評価書番号:J16-097
問合せ窓口:首都圏営業部
電　話:03-5396-7621
住　所:〒170-0013　東京都豊島区東池袋 4-41-24　東池袋センタービル
その他窓口:
ホームページ:http://www.metalwork.co.jp

□評価書申請予定企業

◯株式会社　ダイケン

問合せ窓口：営業本部
電　話：06-6392-5321
住　所：〒532-0033　大阪府大阪市淀川区新高2-7-13
その他窓口：
ホームページ：http://www.daiken.ne.jp

◯リンタツ株式会社

問合せ窓口：加工品開発部
電　話：052-331-8317
住　所：〒460-8314　愛知県名古屋市中区橘一丁目28 番9号
その他窓口：
東京支店　03-5541-3171
大阪支店　06-6262-5915
ホームページ：http://www.rintatsu.co.jp

：

◆手すりユニット（墜落防止手すり）

■評価書発行企業

●井上商事株式会社

評価書番号：J16-107
問合せ窓口：開発部
電　話：0776-67-3212
住　所：〒910-0381　福井県坂井市丸岡町舟寄1-10-1
その他窓口：
ホームページ：http://www.inoue-s.co.jp

●三協立山アルミ株式会社

評価書番号：J16-121
問合せ窓口：ビル建材事業本部手摺建装部　手摺建装課
電　話：0766-20-2228
住　所：〒933-8610　富山県高岡市早川 70
その他窓口：
ホームページ：http://www.sankyotateyama-al.co.jp/

●三洋工業株式会社

評価書番号：J16-091
問合せ窓口：営業統括部　営業グループ
電　話：03-3685-3452
住　所：〒136-8502　東京都江東区亀戸 6-20-7
その他窓口：
ホームページ：http://www.sanyo-industries.co.jp

●サンリット工営株式会社

評価書番号：J16-074
問合せ窓口：技術部
電　話：03-3635-3370(代)
住　所：〒130-0026　東京都墨田区両国 4-30-8
その他窓口：
ホームページ：http://www.sunlit-co.co.jp

●株式会社　タスト

評価書番号：J16-030
問合せ窓口：開発部
電　話：0737-64-1900
住　所：〒643-0055　和歌山県有田郡広川町井関811-1
その他窓口：大阪営業所／営業部　06-6271-7039
ホームページ：http://www.c-tast.com

●株式会社　ツヅキ

評価書番号：J16-032
問合せ窓口：本社
電　話：072-985-2821
住　所：〒579-8013　大阪府東大阪市西石切町5-1-42
その他窓口：
札幌営業所　011-787-5550
仙台営業所　022-287-3941
東京支店　03-3681-5291
横浜営業所　045-942-8416
名古屋営業所　0568-51-0631
北陸営業所　0766-22-5002
福井営業所　0776-35-8178
長野営業所　026-224-6780
大阪営業所　072-987-7573
岡山営業所　086-243-4569
福山営業所　084-921-7070
広島営業所　082-879-3088
高松出張所　087-843-3990
九州営業所　092-592-8892
鹿児島出張所　099-269-5733
ホームページ：http://www.tuzuki.co.jp

●トライエンジニアリング株式会社

評価書番号：J16-125
問合せ窓口：本社　営業部
電　話：025-275-3258
住　所：〒950-0811 新潟県新潟市東区材木町３番 30号
その他窓口：
ホームページ：http://www.tryeng.co.jp

●株式会社　ニシキンテック

評価書番号：J16-084,J16-106
問合せ窓口：営業部　営業課
電　話：082-844-0301
住　所：〒739-1754 広島県広島市安佐北区小河原町104-1
その他窓口：
ホームページ：http://www.nishikin.co.jp/

●株式会社　バルケン

評価書番号：J16-100
問合せ窓口：企画部
電　話：0725-51-3060
住　所：〒594-1144 大阪府和泉市テクノステージ３丁目 5-25
その他窓口：
ホームページ：http://www.varuken.co.jp

●不二サッシ株式会社

評価書番号：J16-026,J16-065
問合せ窓口：技術本部技術管理部
電　話：044-422-1136
住　所：〒211-0012 神奈川県川崎市中原区中丸子35-4
その他窓口：
ホームページ：http://www.fujisash.co.jp/

●株式会社　丸金

評価書番号：J16-066
問合せ窓口：営業部営業課
電　話：06-6308-5881
住　所：〒532-0031 大阪府大阪市淀川区加島３丁目4-22
その他窓口：
ホームページ：http://www.e-marukin.co.jp

□評価書申請予定企業

◯株式会社　アルナコーポレーション

問合せ窓口：設計部
電　話：052-623-8111
住　所：〒459-8001　愛知県名古屋市緑区大高町大根山14－150
その他窓口：
ホームページ：http://www.a-alna.co.jp

◯岩井金属工業株式会社

問合せ窓口：建材三部営業課
電　話：03-3863-4890
住　所：〒101-0032　東京都千代田区岩本町 1-11-2 三泉ビル2F
その他窓口：
ホームページ：http://www.iwaimf.co.jp

◯株式会社　サンレール

問合せ窓口：営業本部
電　話：0584-23-3131
住　所：〒503-2122　岐阜県不破郡垂井町表佐 214-3
その他窓口：
ホームページ：http://221.186.136.254/pub_html/ma05.php4

◯新日軽株式会社

問合せ窓口：ビル建材事業本部営業推進部
電　話：03-5759-2217
住　所：〒141-0032　東京都品川区大崎1丁目 11 番1号ゲートシティ大崎ウエストタワー
その他窓口：
札幌ビル建材支店　011-219-7511
東北ビル建材支店　022-297-3381
北関東ビル建材支店　048-684-6658
東京ビル建材支店　03-3842-7130
開発営業統括部／開発営業1部　03-5759-2175
開発営業統括部／開発営業2部　03-5759-2168
首都圏営業統括部／営業1部　03-5759-2188
首都圏営業統括部／営業2部　03-5759-2189
東関東ビル建材支店　043-247-1251
北越ビル建材支店　025-283-6681
横浜ビル建材支店　045-641-2131
名古屋東海ビル建材支店　052-731-1381
大阪ビル建材支店　06-6390-1330
中四国ビル建材支店　082-544-4135
九州ビル建材支店　092-523-7733
ホームページ：http://www.shinnikkei.co.jp/

◯スワン商事株式会社

問合せ窓口：本社　開発課
電　話：0776-67-3011
住　所：〒919-0516　福井県坂井市坂井町福島 10-1
その他窓口：
ホームページ：http://www.swan-group.co.jp/

◯テクノ・ナミケン株式会社

問合せ窓口：ビルサッシ部
電　話：06-6533-3855
住　所：〒550-0013　大阪府大阪市西区新町 1-4-26
その他窓口：
東京支店　03-5820-2021
仙台営業所　022-711-0377
京滋支店　077-524-2539
名古屋支店　052-583-4123
ホームページ：http://www.t-namiken.co.jp

◯白水興産株式会社

問合せ窓口：関東支店
電　話：048-932-3853
住　所：〒340-0002　埼玉県草加市青柳 6-10-5
その他窓口：
ホームページ：http://www.hakusui-k.co.jp/

◯ビニフレーム工業株式会社

問合せ窓口：
電　話：0765-24-1034
住　所：〒937-8566　富山県魚津市北鬼江 616
その他窓口：
ホームページ：http://www.vinyframe.co.jp/

◯YKK　AP株式会社

問合せ窓口：ビル建材第二事業部　商品企画部
電　話：03-3864-2242
住　所：〒101-0024　東京都千代田区神田和泉町 1-1-1 日通商事秋葉原ビル8階
その他窓口：
ホームページ：http://www.ykkap.co.jp/search-b/

◆補助手すり（歩行・動作補助手すり）

■評価書発行企業

●旭パイプ株式会社

評価書番号：J16-136
問合せ窓口：
電　話：06-6783-3078
住　所：〒577-0066　大阪府東大阪市高井田本通1丁目 6-23
その他窓口：
ホームページ：http://tosiyuki@pk9.so-net.ne.jp

●井上商事株式会社

評価書番号：J16-108
問合せ窓口：開発部
電　話：0776-67-3212
住　所：〒910-0381　福井県坂井市丸岡町舟寄 1-10-1
その他窓口：
ホームページ：http://www.inoue-s.co.jp

●サンリット工営株式会社

評価書番号：J16-074
問合せ窓口：技術部
電　話：03-3635-3370(代)
住　所：〒130-0026　東京都墨田区両国 4-30-8
その他窓口：
ホームページ：http://www.sunlit-co.co.jp

●株式会社　シロクマ

評価書番号：J16-095
問合せ窓口：品管技術課
電　話：06-6768-3131
住　所：〒543-0023　大阪府大阪市天王寺区味原町3－7
その他窓口：
ホームページ：http://www.shirokuma.co.jp

●株式会社　シンドウ工業

評価書番号:J16-042
問合せ窓口:本社
電　話:06-6889-1910
住　所:〒532-0012　大阪府大阪市淀川区木川東3丁目4番 30 号
その他窓口:
ホームページ:

●大建プラスチックス株式会社

評価書番号:J16-088
問合せ窓口:大阪本社　営業部　営業課
電　話:06-6724-0331
住　所:〒577-0805　大阪府東大阪市宝持4丁目2番21号
その他窓口:東京支店／営業部　03-3313-7211
ホームページ:http://www.daikenplastics.co.jp

●株式会社　ツヅキ

評価書番号:J16-033
問合せ窓口:本社
電　話:072-985-2821
住　所:〒579-8013　大阪府東大阪市西石切町5-1-42
その他窓口:
札幌営業所　011-787-5550
仙台営業所　022-287-3941
東京支店　03-3681-5291
横浜営業所　045-942-8416
名古屋営業所　0568-51-0631
北陸営業所　0766-22-5002
福井営業所　0776-35-8178
長野営業所　026-224-6780
大阪営業所　072-987-7573
岡山営業所　086-243-4569
福山営業所　084-921-7070
広島営業所　082-879-3088
高松出張所　087-843-3990
九州営業所　092-592-8892
鹿児島出張所　099-269-5733
ホームページ:http://WWW.tuzuki.co.jp

●日本住宅パネル工業協同組合

評価書番号:J16-061
問合せ窓口:技術開発部
電　話:03-3945-2315
住　所:〒113-0021　東京都文京区本駒込 6-15-7
その他窓口:
ホームページ:http://www.panekyo.or.jp

●ワイエム工業株式会社

評価書番号:J16-122
問合せ窓口:特販部営業企画課
電　話:06-6795-5353
住　所:〒547-0005　大阪府大阪市平野区加美西 1 丁目 9 番 7 号
その他窓口:
札幌営業所　011-789-5071
仙台営業所　022-238-7782
東京営業所　03-3634-6632
横浜営業所　045-439-2191
名古屋営業所　052-622-8278
京都営業所　075-611-6159
大阪営業所　06-6792-1350
広島営業所　082-291-1323
福岡営業所　092-622-1436
鹿児島営業所　0995-43-1578
ホームページ:http://www.ym-k.co.jp

□評価書申請予定企業

◯株式会社　アトラス

問合せ窓口:株式会社アトラス　八尾配送センター
電　話:072-949-8677
住　所:〒581-0035　大阪府八尾市西弓削3丁目 122 番地
その他窓口:
ホームページ:http://www.atlas.gr.jp/

◯株式会社　サンレール

問合せ窓口:営業本部
電　話:0584-23-3131
住　所:〒503-2122　岐阜県不破郡垂井町表佐 214-3
その他窓口:
ホームページ:http://221.186.136.254/pub_html/ma05.php4

◯スガツネ工業株式会社

問合せ窓口:品質保証部
電　話:03-3861-1809
住　所:〒101-8633　東京都千代田区岩本町 2-16-17
その他窓口:
ホームページ:http://www.sugatsune.co.jp/

◯スワン商事株式会社

問合せ窓口:本社　開発課
電　話:0776-67-3011
住　所:〒919-0516　福井県坂井市坂井町福島　10-1
その他窓口:
ホームページ:http://www.swan-group.co.jp/

◯株式会社　ニシキンテック

問合せ窓口:営業部　営業課
電　話:082-844-0301
住　所:〒739-1754　広島県広島市安佐北区小河原町 104-1
その他窓口:
ホームページ:http://www.nishikin.co.jp/

◯ビニフレーム工業株式会社

問合せ窓口:
電　話:0765-24-1034
住　所:〒937-8566　富山県魚津市北鬼江 616
その他窓口:
ホームページ:http://www.vinyframe.co.jp/

◯広島器工株式会社

問合せ窓口:建築部
電　話:048-991-6381
住　所:〒343-0104　埼玉県北葛飾郡松伏町田島東1-15
その他窓口:
ホームページ:http://www2.ocn.ne.jp/~hirosima/hyoushi.htm

◯株式会社　丸金

問合せ窓口:営業部営業課
電　話:06-6308-5881
住　所:〒532-0031　大阪府大阪市淀川区加島3丁目4-22
その他窓口:
ホームページ:http://www.e-marukin.co.jp

◯村上工業株式会社

問合せ窓口:建材営業部
電　話:03-3610-5361
住　所:〒131-0032　東京都墨田区東向島2丁目 16 番 27 号
その他窓口:
ホームページ:

○YKK　AP株式会社

問合せ窓口:ビル建材第二事業部　商品企画部
電　話:03-3864-2242
住　所:〒101-0024　東京都千代田区神田和泉町 1-1-1 日通商事秋葉原ビル8階
その他窓口:
ホームページ:http://www.ykkap.co.jp/search-b/
:

◆自転車置場ユニット(自転車置場)

□評価書申請予定企業

○四国化成工業株式会社

問合せ窓口:お客様相談窓口
電　話:0120-212-459
住　所:〒763-8504　香川県丸亀市土器町東 8-537-1
その他窓口:
東北・北海道　022-374-4110
首都圏　03-3451-4117
中部　052-705-0115
近畿・北陸　06-6339-4976
中国　086-245-3811
四国　0877-49-5311
九州　092-431-4111
ホームページ:http://kenzai.shikoku.co.jp

○株式会社　淀川製鋼所

問合せ窓口:商品グループ　エクステリアチーム
電　話:06-6245-1256
住　所:〒541-0054　大阪府大阪市中央区南本町 4-1-1
その他窓口:
ホームページ:http://www.yodoko.co.jp

■電気編

◆テレビ共同受信機器(テレビ共同受信機器)

■評価書発行企業

●サン電子株式会社

評価書番号:J16-134
問合せ窓口:商品企画室
電　話:03-3374-3661
住　所:〒160-0023　東京都新宿区西新宿 4-3-12
その他窓口:
ホームページ:http://www.sun-ele.co.jp

●シンクレイヤ株式会社

評価書番号:J16-048
問合せ窓口:営業統括部
電　話:050-2000-8881
住　所:〒460-0025　愛知県名古屋市千代田区 2-21-18
その他窓口:
ホームページ:http://www.sun-ele.co.jp

●DXアンテナ株式会社

評価書番号:J16-072,J16-089
問合せ窓口:営業本部
電　話:078-682-0003
住　所:〒652-0807　兵庫県神戸市兵庫区浜崎通 2-15
その他窓口:
札幌支店　011-822-1251
東北支店　022-243-2141
東京支店　03-3354-8451
横浜支店　045-651-2557
埼玉支店　048-652-3311
千葉支店　043-253-1121
金沢支店　076-261-9988
中部支店　052-771-5106
大阪支店　06-6304-5651
神戸支店　078-579-8550
広島支店　082-237-5331
福岡支店　092-541-0168
ホームページ:http://www.dxantenna.co.jp

●日本アンテナ株式会社

評価書番号:J16-046,J16-117
問合せ窓口:テレビ電子機器営業部
電　話:03−3893−5221(大代)
住　所:〒116−8561　東京都荒川区西尾久 7−49−8
その他窓口:
ホームページ:http://www.nippon-antenna.co.jp

●ホーチキ株式会社

評価書番号:J16-119
問合せ窓口:情報通信事業部事業推進部
電　話:03-3444-4139
住　所:〒141-8660　東京都品川区上大崎2丁目 10 番 43 号
その他窓口:
ホームページ:http:// www.hochiki.co.jp/

●マスプロ電工株式会社

評価書番号:J16-140
問合せ窓口:営業部
電　話:052-802-2244
住　所:〒470-0194　愛知県日進市浅田町上納 80 番地
その他窓口:
ホームページ:http://www.maspro.co.jp

◆住宅情報盤(住宅情報システム)

■評価書発行企業

●アイホン株式会社

評価書番号:K16-003
問合せ窓口:販売促進部
電　話:052-682-3877
住　所:〒456-8666　愛知県名古屋市熱田区神野町2-18
その他窓口:
ホームページ:http://www.aiphone.co.jp/

◆宅配ボックス(宅配ボックス)

■評価書発行企業

●株式会社　アルファ

評価書番号:K16-002
問合せ窓口:住設機器事業部販売部
電　話:
住　所:〒236-0004　神奈川県横浜市金沢区福浦 1-6-8
その他窓口:
ホームページ:

□評価書申請予定企業

○日本宅配システム株式會社

問合せ窓口:東京営業2部
電　話:03-3463-2414
住　所:〒150-0043　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番14号
その他窓口:
ホームページ:http://www.j-d-s.co.jp
:

○株式会社　フルタイムシステム

問合せ窓口:本社　営業部
電　話:03-3851-5831
住　所:〒101-0032　東京都千代田区岩本町 2-10-1
その他窓口:
ホームページ:http://www.fts.co.jp

■機械編

◆衛生器具(便器)

■評価書発行企業

●株式会社　INAX

評価書番号:J16-054
問合せ窓口:お客様相談センター商品相談窓口
電　話:0570-017173
住　所:〒479-8588　愛知県常滑市鯉江本町5丁目1番地
その他窓口:
ホームページ:http://inax.co.jp

●東陶機器株式会社

評価書番号:J16-022
問合せ窓口:特販本部営業情報課
電　話:03-3595-9511
住　所:〒105-0001　東京都港区虎ノ門 1-1-28
その他窓口:
ホームページ:http://www.toto.co.jp/

◆湯水混合水栓（湯水混合水栓）

□評価書申請予定企業

○株式会社　INAX

問合せ窓口：お客様相談センター商品相談窓口
電　話：0570-017173
住　所：〒479-8588　愛知県常滑市鯉江本町５丁目１番地
その他窓口：http://inax.co.jp
ホームページ：

○東陶機器株式会社

問合せ窓口：特販本部営業情報課
電　話：03-3595-9511
住　所：〒105-0001　東京都港区虎ノ門 1-1-28
その他窓口：
ホームページ：http://www.toto.co.jp/

◆洗面化粧ユニット（洗面化粧ユニット）

■評価書発行企業

●株式会社　INAX

評価書番号：J16-053
問合せ窓口：お客様相談センター商品相談窓口
電　話：0570-017173
住　所：〒479-8588　愛知県常滑市鯉江本町５丁目１番地
その他窓口：
ホームページ：http://inax.co.jp

●タカラスタンダード株式会社

評価書番号：J16-045
問合せ窓口：営業部　第一営業部　営業二課
電　話：06-6962-1507
住　所：〒536-8536　大阪府大阪市城東区鴫野東１丁目２番１号
その他窓口：
ホームページ：http://www.takara-standard.co.jp

◆加圧式給水ユニット（給水ポンプシステム）

■評価書発行企業

●株式会社　岩谷電機製作所

評価書番号：J16-146
問合せ窓口：営業部
電　話：0563-62-6171
住　所：〒444-0701　愛知県幡豆郡幡豆町大字東幡豆字鳶山１－２
その他窓口：
ホームページ：http://www.iwayadenki.co.jp/

●株式会社　荏原製作所

評価書番号：J16-073
問合せ窓口：荏原テクノサーブ株式会社
電　話：03-3743-7311
住　所：〒144-8677　東京都大田区羽田 5-1-13
その他窓口：
北海道支店　011-864-7677
東北支店　022-288-2010
新潟支店　025-282-4700
北関東支店　048-667-9411
東関東支店　043-245-2301
東京支社　03-3743-3860
神奈川支店　045-471-9811
北陸支店　076-260-8555
中部支社　052-569-5311
大阪支社　06-6478-5660
中国支店　082-294-6666
四国支店　087-866-8877
九州支店　092-622-1121
ホームページ：http://www.ebara.co.jp
：

●株式会社　川本製作所

評価書番号：J16-016
問合せ窓口：マーケティング部
電　話：052-251-7171
住　所：〒460-8650　愛知県名古屋市中区大須４丁目11 番 39 号
その他窓口：
ホームページ：http://www.kawamoto.co.jp

●株式会社　日立産機システム

評価書番号：J16-060
問合せ窓口：事業統括本部風水力機械システム事業部企画グループ
電　話：03-4345-6073
住　所：〒101-0022 東京都千代田区神田練堀町３番地 AKS ビル
その他窓口：
ホームページ：

□評価書申請予定企業

◯積水アクアシステム株式会社

問合せ窓口：給水システム事業部
電　話：06-6440-2521
住　所：〒531-0076 大阪府大阪市北区大淀中 1-1-30 梅田スカイビルタワーウェスト21F
その他窓口：
ホームページ：http://www.sekisui.co.jp/kyusui/

◯株式会社　相互ポンプ製作所

問合せ窓口：営業部
電　話：06-6328-5780
住　所：〒533-0004 大阪府大阪市東淀川区小松 1-18-19
その他窓口：
ホームページ：http://www.sogopump.jp/

◆水槽（給水タンク）

■評価書発行企業

●株式会社　ブリヂストン

評価書番号：J16-093
問合せ窓口：土木・建築資材販売促進第 1 部
電　話：03-5202-6863
住　所：〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-6-6 八重洲センタービル 9F
その他窓口：
ホームページ：http://www.bridgestone.co.jp

●三菱樹脂株式会社

評価書番号：J16-131,J16-132
問合せ窓口：設備機器部
電　話：03-3283-4101
住　所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-5-2
その他窓口：
北海道支店　011-700-4731
東北支店　022-261-8451
関東支社　03-3834-8809
北陸支店　076-441-3281
中部支社　052-565-3735
関西支社　06-6204-8510
中国支店　082-248-5881
四国支店　087-836-0251
九州支社　092-262-5273
ホームページ：http://www.mpi.co.jp

●森松工業株式会社

評価書番号：J16-075
問合せ窓口：事業本部
電　話：058-323-1348
住　所：〒501-0413 岐阜県本巣市見延 1430-8
その他窓口：
東北営業所　022-727-7501
北関東営業所　048-447-8068
東京支店　03-5360-3551
静岡営業所　054-275-2125
長野営業所　0263-40-2120
金沢営業所　076-263-4001
名古屋支店　052-222-3456
岐阜支店　058-323-0336
大阪支店　06-6394-2071
広島営業所　082-568-8511
高松営業所　087-866-3681
福岡支店　092-724-3060
宮崎営業所　0985-47-3050
鹿児島営業所　099-250-7811
ホームページ：http://www.morimatsu.co.jp

□評価書申請予定企業

◯株式会社　エヌ・ワイ・ケイ

問合せ窓口：
電　話：048-766-1211
住　所：〒349-0131 埼玉県蓮田市根金 1689-1
その他窓口：東京営業所／営業4課　03-3281-1946
ホームページ：http://www.nyk-tank.co.jp

◯積水アクアシステム株式会社

問合せ窓口：給水システム事業部
電　話：06-6440-2521
住　所：〒531-0076
その他窓口：大阪府大阪市北区大淀中 1-1-30 梅田スカイビルタワーウェスト21F
ホームページ：http://www.sekisui.co.jp/kyusui/

◯株式会社　日立ハウステック

問合せ窓口：
電　話：0296-20-2406
住　所：〒308-8523 茨城県筑西市下江連 1250 番地
その他窓口：
ホームページ：http://www.hitachi-ht.com/

◯株式会社　ベルテクノ

問合せ窓口：建築設備機器営業部 東京支店
電　話：03-3523-6801
住　所：〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-13-8 第1長岡ビルM2階
その他窓口：
ホームページ：http://www.beltecno.co.jp

◆配管システム（配管システム）

■評価書発行企業

●株式会社　キッツ

評価書番号：J16-068
問合せ窓口：給装営業部
電　話：043-299-1760
住　所：〒261-8577　千葉県千葉市美浜区中瀬 1-10-1
その他窓口：
ホームページ：http://www.kitz.co.jp

●シーケー金属株式会社

評価書番号：J16-056
問合せ窓口：住設システム部門
電　話：0766-24-7033
住　所：〒933-0983　富山県高岡市守護町 2-12-2
その他窓口：
東京支店　03-3861-8036
大阪支店　06-6531-6776
名古屋営業所　052-365-5241
福岡営業所　092-584-3086
北陸営業所　0766-26-0722
ホームページ：http://www.ckmetals.co.jp/

●積水化学工業株式会社

評価書番号：J16-036
問合せ窓口：環境・ライフラインカンパニー　給排水システム事業部
電　話：03-5521-0552
住　所：〒105-8450　東京都港区虎ノ門 2-3-17
その他窓口：
ホームページ：http://i-front.sekisui.co.jp/kanzai/

●株式会社　タブチ

評価書番号：J16-144
問合せ窓口：給水設備課
電　話：06-6225-3323
住　所：〒550-0002　大阪府大阪市西区江戸堀3丁目 7番 22 号
その他窓口：
ホームページ：http://www.tabuchi.co.jp/

●前澤給装工業株式会社

評価書番号：J16-017
問合せ窓口：開発部第4開発グループ
電　話：0243-44-4565
住　所：〒969-1204　福島県本宮市糠沢字葭池 138 番 1号
その他窓口：
ホームページ：http://www.qso.co.jp

●三菱化学産資株式会社

評価書番号：J16-010
問合せ窓口：冷熱管材事業部営業グループ
電　話：03-5293-6612
住　所：〒100-0005　東京都千代田区丸の内 1-8-2 第一鉄鋼ビル6F
その他窓口：
ホームページ：http://www.yes-mks.co.jp

□評価書申請予定企業

○日立金属株式会社

問合せ窓口：配管機器カンパニー　首都圏営業部
電　話：03-5765-4304
住　所：〒105-8614　東京都港区芝浦１－２－１（シーバンスN館）
その他窓口：
北海道営業所　011-221-1786(代)
北日本支店　022-267-0216
北関東支店　0276-46-6694
新潟営業所　025-241-5421
中部東海支店　052-220-7463
北陸営業所　076-420-2881
静岡営業所　054-202-1580(代)
関西支店　06-6203-9704
中国支店　082-221-4486(代)
九州支店　092-432-8603
ホームページ：http://www.hitachi-metals.co.jp

◆洗濯機用防水パン（洗濯機用防水パン）

■評価書発行企業

●株式会社　キョーワナスタ

評価書番号：J16-147
問合せ窓口：東京支店
電　話：03-3660-1815
住　所：〒103-0006　東京都中央区日本橋富沢町 12-16　ナスタビル2F
その他窓口：
　札幌支店　011-741-2250
　仙台支店　022-222-5155
　北関東支店　048-553-1751
　横浜支店　045-474-0631
　名古屋支店　052-242-2272
　北陸支店　0766-21-7100
　大阪支店　06-6858-5671
　神戸営業所　078-578-8611
　広島支店　082-249-4651
　福岡支店　092-472-1088
ホームページ：http://www.nasta.co.jp/

●株式会社　テクノテック

評価書番号：J16-123
問合せ窓口：商品開発部
電　話：03-5800-4477
住　所：〒113-0033　東京都文京区本郷 3-15-4　本郷小林ビル
その他窓口：
ホームページ：http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~t-tech/

●東陶機器株式会社

評価書番号：J16-023
問合せ窓口：特販本部営業情報課
電　話：03-3595-9511
住　所：〒105-0001　東京都港区虎ノ門 1-1-28
その他窓口：
ホームページ：http://www.toto.co.jp/

◆浴槽（浴槽）

■評価書発行企業

●サンウエーブ工業株式会社

評価書番号：J16-009
問合せ窓口：販売本部　マーケティング部　マーケティンググループ
電　話：03-3518-4503
住　所：〒101-0064　東京都千代田区猿楽町 2-6-10
その他窓口：
　北海道支店　011-853-7211
　東北支店　022-218-3311
　埼玉支店　048-663-1241
　東京支社／販売一課　03-5217-0515
　東関東支店　043-265-5871
　中部支社　052-788-7621
　関西支社　06-6251-7670
　京都支店　075-312-3353
　中国支店　082-832-5285
　九州支店　092-472-1139
ホームページ：http://www.sunwave.co.jp/index.html

●JFE建材住設株式会社

評価書番号：J16-003
問合せ窓口：住機営業部
電　話：03-5626-7012
住　所：〒136-0071　東京都江東区亀戸6丁目 41 番 12 号
その他窓口：
ホームページ：
　http://www.jft-kenzai.co.jp/product/bath/

□評価書申請予定企業

◯タカラスタンダード株式会社

問合せ窓口：営業部　第一営業部　営業二課
電　話：06-6962-1507
住　所：〒536-8536　大阪市城東区鴫野東 1 丁目 2 番 1 号
その他窓口：
ホームページ：http://www.takara-standard.co.jp

◯株式会社　日立ハウステック

問合せ窓口：結城工場第一開発設計部
電　話：0296-20-2726
住　所：〒308-8523　茨城県筑西市下江連 1250　株式会社日立ハウステック 結城工場
その他窓口：
ホームページ：http://www.hitachi-ht.com

◯株式会社　ブリヂストン

問合せ窓口：土木・建築資材販売促進第 1 部　設備・住設機器販売促進課
電　話：03-5202-6863
住　所：〒103-0028　東京都中央区八重洲 1-6-6　八重洲センタービル 9F
その他窓口：
ホームページ：http://www.bridgeston-dp.jp/

◆ガス給湯器(ガス給湯機)

■評価書発行企業

●株式会社　ガスター

評価書番号:J16-052,J16-120
問合せ窓口:リビング営業部　法人・公共営業グループ
電　話:03-5426-7371
住　所:〒154-0014　東京都世田谷区新町 3-1-9
その他窓口:
ホームページ:http://www.gastar.co.jp/

●東京ガス株式会社

評価書番号:J16-082
問合せ窓口:ホームサービス本部リビング営業部リビング企画G　金色　真佑
電　話:03-5322-7538
住　所:〒163-1059　東京都新宿区西新宿 3-7-1　新宿パークタワー
その他窓口:
ホームページ:http://www.tokyo-gas.co.jp
:

●株式会社　ハーマン

評価書番号:J16-143
問合せ窓口:営業推進部
電　話:06-4804-8608
住　所:〒554-0023　大阪府大阪市此花区春日出南 3-2-10
その他窓口:
ホームページ:http://www.harman.cp.jp

●リンナイ株式会社

評価書番号:J16-028,J16-070,J16-083
問合せ窓口:営業本部営業推進部
電　話:052-361-8220
住　所:〒454-0802　愛知県名古屋市中川区福住町 2-26
その他窓口:
ホームページ:http://www9.rinnai.co.jp/index2.html

□評価書申請予定企業

◯タカラスタンダード株式会社

問合せ窓口:営業部　第一営業部　営業二課
電　話:06-6962-1507
住　所:〒536-8536　大坂府大阪市城東区鴫野東 1 丁目 2 番 1 号
その他窓口:
ホームページ:http://www.takara-standard.co.jp

◯株式会社　日立ハウステック

問合せ窓口:営業統括部
電　話:0120-80-176
住　所:〒173-0004　東京都板橋区板橋 3-9-7
その他窓口:
ホームページ:http://www.hitachi-ht.com

◆電気温水器(電気給湯機)

□評価書申請予定企業

◯株式会社　キューヘン

問合せ窓口:営業本部住宅電化営業部販売グループ
電　話:092-713-8561
住　所:〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2丁目 1-82　電気ビル別館3F
その他窓口:
ホームページ:
http://www.kyuhen.co.jp/yunoka/index.htm

◯タカラスタンダード株式会社

問合せ窓口:営業部　第一営業部　営業二課
電　話:06-6962-1507
住　所:〒536-8536 大阪市城東区鴫野東 1 丁目 2 番 1 号
その他窓口:
ホームページ:http://www.takara-standard.co.jp

◯株式会社　コロナ

問合せ窓口:営業推進部TS推進課
電　話:0256-32-2111
住　所:〒955-8510 新潟県三条市東新保 7 番 7 号
その他窓口:
ホームページ:http://www.corona.co.jp/

◆風呂がま（密閉式ふろがま）

□評価書申請予定企業

◯株式会社　ノーリツ

問合せ窓口：東京支社　営業推進部
電　話：03-5908-3840
住　所：〒163-0237 東京都新宿区西新宿 2-6-1
その他窓口：
札幌支店　011-896-8621
東北支店　022-773-3450
西東京支店　042-527-9541
南関東支店　043-251-5221
横浜支店　045-312-1731
北関東支店　048-653-3011
信越支店　025-283-0877
静岡支店　054-264-6200
名古屋支店　052-222-6611
北陸支店　076-292-7070
大阪支社／営業推進部　06-6350-6208
大阪支店　06-6350-6200
京都支店　075-603-0017
神戸支店　078-333-1381
広島支店　082-242-2248
四国支店　087-866-5160
福岡支店　092-411-0050
ホームページ：http://www.noritz.co.jp

◯リンナイ株式会社

問合せ窓口：営業本部営業推進部
電　話：052-361-8220
住　所：〒454-0802 愛知県名古屋市中川区福住町 2-26
その他窓口：
ホームページ：http://www9.rinnai.co.jp/index2.html

◯株式会社　ガスター

問合せ窓口：リビング営業部　法人・公共営業グループ
電　話：03-5426-7371
住　所：〒154-0014 東京都世田谷区新町 3-1-9
その他窓口：
ホームページ：http://www.gastar.co.jp/

◯株式会社　日立ハウステック

問合せ窓口：営業統括部
電　話：0120-80-176
住　所：〒173-004　東京都板橋区板橋 3-9-7
その他窓口：
ホームページ：http://www.hitachi-ht.com

◆住戸セントラル給湯・暖冷房システム（暖・冷房システム）

■評価書発行企業

●京葉瓦斯株式会社

評価書番号：J16-094
問合せ窓口：営業企画部営業技術グループ
電　話：047-325-4512
住　所：〒272-8580　千葉県市川市市川南2丁目 8-8
その他窓口：
ホームページ：http://www.keiyogas.co.jp/cont/top/

●西部ガス株式会社

評価書番号：J16-039
問合せ窓口：営業企画部リビング企画グループ
電　話：092-633-2250
住　所：〒812-8707　福岡県福岡市博多区千代 1-17-1
その他窓口：
ホームページ：http://saibugas.co.jp/

●東京ガス株式会社

評価書番号：J16-035,J16-098,J16-118
問合せ窓口：設備技術グループ
電　話：03-3802-5009
住　所：〒116-0003　東京都荒川区南千住3丁目 28 番 1号
その他窓口：
ホームページ：http://www.tokyo-gas.co.jp

●東邦ガス株式会社

評価書番号：J16-039
問合せ窓口：リビング技術部　リビング技術グループ
電　話：052－872－9362
住　所：〒456－8511　愛知県名古屋市熱田区桜田町 19－18
その他窓口：
ホームページ：http://www.tohogas.co.jp/

●株式会社　ノーリツ

評価書番号：J16-069
問合せ窓口：東京支社　営業推進部
電　話：03-5908-3840
住　所：〒163-0237　東京都新宿区西新宿 2-6-1
その他窓口：
札幌支店　011-896-8621
東北支店　022-773-3450
西東京支店　042-527-9541
南関東支店　043-251-5221
横浜支店　045-312-1731
北関東支店　048-653-3011
信越支店　025-283-0877
静岡支店　054-264-6200
名古屋支店　052-222-6611
北陸支店　076-292-7070
大阪支社／営業推進部　06-6350-6208
大阪支店　06-6350-6200
京都支店　075-603-0017
神戸支店　078-333-1381
広島支店　082-242-2248
四国支店　087-866-5160
福岡支店　092-411-0050
ホームページ：http://www.noritz.co.jp

●株式会社　ハーマン

評価書番号：J16-142
問合せ窓口：営業推進部
電　話：06-4804-8608
住　所：〒554-0023　大阪府大阪市此花区春日出南 3-2-10
その他窓口：
ホームページ：http://www.harman.cp.jp

●武州ガス株式会社

評価書番号:J16-047
問合せ窓口:お客さまサービス部　サービスグループ
電　話:049-241-9000
住　所:〒350-1192　埼玉県川越市田町 32-12
その他窓口:
ホームページ:http://www.bushugas.co.jp/

●リンナイ株式会社

評価書番号:J16-029
問合せ窓口:営業本部営業推進部
電　話:052-361-8220
住　所:〒454-0802　愛知県名古屋市中川区福住町 2-26
その他窓口:
ホームページ:http://www9.rinnai.co.jp/index2.html

□評価書申請予定企業

◯株式会社　ガスター

問合せ窓口:リビング営業部　法人・公共営業グループ
電　話:03-5426-7371
住　所:〒154-0014　東京都世田谷区新町 3-1-9
その他窓口:
ホームページ:http://www.gastar.co.jp/

◯前澤給装工業株式会社

問合せ窓口:
電　話:0243-44-4565
住　所:〒969-1204　福島県本宮市糠沢字葭池 138 番 1 号
その他窓口:
ホームページ:http://www.qso.co.jp/

◆調理用ガス機器(調理用加熱機器)

□評価書申請予定企業

◯タカラスタンダード株式会社

問合せ窓口:営業部　第一営業部　営業二課
電　話:06-6962-1507
住　所:〒536-8536
その他窓口:
ホームページ:http://www.takara-standard.co.jp

◯リンナイ株式会社

問合せ窓口:営業本部営業推進部
電　話:052-361-8220
住　所:〒454-0802　愛知県名古屋市中川区福住町 2-26
その他窓口:
ホームページ:http://www9.rinnai.co.jp/index2.html

◆換気扇類及び付属部品(換気ユニット)

■評価書発行企業

●西邦工業株式会社

評価書番号:J16-067
問合せ窓口:技術開発部
電　話:03-5398-3011
住　所:〒179-8902　東京都練馬区錦 2-23-5
その他窓口:
ホームページ:http://www.seiho.com/jp/index.html

●大建プラスチックス株式会社

評価書番号:J16-086,J16-087
問合せ窓口:大阪本社　営業部　営業課
電　話:06-6724-0331
住　所:〒577-0805　大阪府東大阪市宝持4丁目2番21号
その他窓口:東京支店／営業部　03-3313-7211
ホームページ:http://www.daikenplastics.co.jp

●タカラスタンダード株式会社

評価書番号:J16-013
問合せ窓口:営業部　第一営業部　営業二課
電　話:06-6962-1507
住　所:〒536-8536　大阪市城東区鴫野東 1 丁目 2 番 1 号
その他窓口:
ホームページ:http://www.takara-standard.co.jp

●東芝キヤリア株式会社

評価書番号:J16-099
問合せ窓口:換気統括部
電　話:03-6409-4220
住　所:〒108-8580　東京都港区高輪3丁目23番17号品川センタービルディング2F
その他窓口:
ホームページ:http://www.toshiba-carrier.co.jp

●富士工業株式会社

評価書番号:J16-038
問合せ窓口:営業本部営業課
電　話:042-768-3754
住　所:〒229-0006　神奈川県相模原市淵野辺 2-1-9
その他窓口:
ホームページ:http://www.fjic.co.jp

●松下エコシステムズ株式会社

評価書番号:J16-059
問合せ窓口:住宅環境BU　TQMG
電　話:0568-84-7734
住　所:〒486-8522　愛知県春日井市鷹来町字下仲田 4017 番地
その他窓口:
ホームページ:http://panasonic.co.jp/mesc/

●未来工業株式会社

評価書番号:J16-127
問合せ窓口:大垣営業所
電　話:0584-68-0002
住　所:〒503-0295　岐阜県安八郡輪之内町楡俣1695-1
その他窓口:
ホームページ:http://www.mirai.co.jp/

●株式会社　ユニックス

評価書番号:J16-031,J16-133
問合せ窓口:営業部
電　話:03-3799-1161(代)
住　所:〒143-8568　東京都大田区城南島 2-2-2
その他窓口:
ホームページ:http://www.unix-coltd.co.jp

□評価書申請予定企業

○三菱電機株式会社　中津川製作所

問合せ窓口:営業部　電材営業部
電　話:0573-66-8215
住　所:〒508-8666　岐阜県中津川市駒場町1番3号
その他窓口:
ホームページ:
http://www.mitubishielectric.co.jp/works/nakatsugawa

○株式会社　メルコエアテック

問合せ窓口:製造部　技術課
電　話:0573-66-2149
住　所:〒508-8691　岐阜県中津川市駒場526－2
その他窓口:
ホームページ:http://www.melcoairtec.co.jp/

◆エレベーター(エレベーター(マシンルームレス型エレベーター))

■評価書発行企業

●三精輸送機株式会社

評価書番号:J16-081
問合せ窓口:第一事業本部　第二営業部
電　話:06-6385-5625
住　所:〒564-0063　大阪府吹田市江坂町 1 丁目13-18
その他窓口:
札幌営業所　011-251-3561
青森営業所　017-776-8222
秋田営業所　018-868-9125
仙台営業所　022-222-6707
東京支店／第二営業部　03-3356-5651
金沢営業所　076-244-6743
名古屋営業所　052-957-1671
広島営業所　082-227-3511
九州営業所　092-751-1824
ホームページ:http://www.sanseiyusoki.com

●中央エレベーター工業株式会社

評価書番号:J16-071
問合せ窓口:エレベーター事業部営業部
電　話:03-5818-3441
住　所:〒110-0005　東京都台東区上野 3-4-9
その他窓口:札幌支店　011-752-1911
ホームページ:http://www.chuo-elv.co.jp

●東芝エレベータ株式会社

評価書番号:J16-105
問合せ窓口:営業管理部営業推進担当
電　話:03-5423-4464
住　所:〒141-0001　東京都品川区北品川 6-5-27
その他窓口:
ホームページ:http://www.toshiba-elevator.co.jp/

●日本エレベーター製造株式会社

評価書番号:J16-076
問合せ窓口:営業部
電　話:03-3866-0261
住　所:〒101-0031　東京都千代田区東神田 1-9-9
その他窓口:
ホームページ:http://www.nichiele.co.jp

●株式会社　日立製作所　都市開発システムグループ

評価書番号:J16-112
問合せ窓口:カスタマーサポートセンター
電　話:03-3258-1111
住　所:〒101-8010　東京都千代田区外神田4丁目 14番1号　秋葉原　UDX20F
その他窓口:
ホームページ:http://www.hitachi.co.jp/urban/

●フジテック株式会社

評価書番号:J16-078
問合せ窓口:営業統括センター
電　話:06-6636-5917
住　所:〒556-0011　大阪市浪速区難波中 2 丁目10-70　パークスタワー
その他窓口:
ホームページ:http://www.fujitec.co.jp/

□評価書申請予定企業

○エス・イー・シーエレベーター株式会社

問合せ窓口:首都圏営業部
電　話:03-3833-1171
住　所:〒110-0016　東京都台東区台東3丁目 18 番3号
その他窓口:
ホームページ:http://www.secev.co.jp

○守谷輸送機工業株式会社

問合せ窓口:技術部
電　話:045-785-3111
住　所:〒236-0004　神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目 14 番地9
その他窓口:
ホームページ:http://www.moriya-elevator.co.jp

◯横浜エレベータ株式会社

問合せ窓口：営業管理部
電　話：045-662-1594
住　所：〒231-0025　神奈川県横浜市中区松影町 2-8-6
その他窓口：東京支店／営業第 1 部　03-3434-1701
ホームページ：http://www.yokohama-elevator.jp

4

参考資料

参考―1

平成１６年度版公共住宅建設工事共通仕様書（抜粋）

総則編
５節　機材

1.5.1 機材の品質等

１　（省略）

２　各編において指定された工事目的物に使用する機材は、1.5.2 に定める試験等により、設計図書に適合する機材またはその機材と同等以上の性能を有する機材であることが確認できるものとし、その試験成績書等を監督員に提出する。また次の（１）から（３）の事項について確認できる資料を監督員に提出する。

（１）　日常の使用、維持が長期的かつ容易であり、将来的に補修及び部分の交換が容易に行えるものであること。

（２）　現場での施工が容易で確実に行うことができ、施工の確実性が確保できるよう施工仕様書等が整備されていること。

（３）　品質の保証がされており、苦情処理及び部品交換等へ対応できる体制が整備されていること。

３　次の（１）から（４）による場合は、設計図書に適合しているものとし、上記 2 による確認を省略できる。

（１）　（省略）

（２）　（省略）

（３）　「ＪＩＳ」または「ＪＡＳ」と指定された機材及び「部品及び機器の品質・性能基準」に規定された機材で、当該規格・基準に適合することが、第三者機関の認証等により確認できるもの。

（４）　（省略）

４（省略）

５（省略）

参考―２

平成１６年度版公共住宅建設工事共通仕様書　解説書（抜粋）

総則編
５節　機材

1.5.1 機材の品質等

１　（省略）

２　各編において指定された工事目的物に使用する機材は、1.5.2 に定める試験等により、設計図書に適合する機材またはその機材と同等以上の性能を有する機材であることが確認できるものとし、その試験成績書等を監督員に提出する。また部品及び機器については、次の（１）から（３）の事項について確認できる資料を監督員に提出する。

（４）　日常の使用、維持が長期的かつ容易であり、将来的に補修及び部分の交換が容易に行えるものであること。

（５）　現場での施工が容易で確実に行うことができ、施工の確実性が確保できるよう施工仕様書等が整備されていること。

（６）　品質の保証がされており、苦情処理及び部品交換等へ対応できる体制が整備されていること。

３　次の（１）から（４）による場合は、設計図書に適合しているものとし、上記 2 による確認を省略できる。

（５）　（省略）

（６）　（省略）

（７）　「ＪＩＳ」または「ＪＡＳ」と指定された機材及び「部品及び機器の品質・性能基準」に規定された機材で、当該規格・基準に適合することが、第三者機関の認証等により確認できるもの。

（省略）

以下に、第三者機関の認証等により確認できる機材を例示する。

（ⅰ）　（省略）

（ⅱ）　（省略）

（ⅲ）（財）ベターリビングにおける「優良住宅部品認定制度」により認定されたＢＬ部品で、設計図書で指定する品質・性能を有することが確認される部品。「ＢＬマーク表示」部品は認定にあたって、上記２の（１）から（３）が確認されているので、特段の資料の提出を省略できる。また、品質・性能は同部品の「評価書」または「性能表示書」の写しにより確認できる。

（８）　（省略）

４　（省略）

参考―３

ＵＲ都市機構「工事特記基準」　抜粋

総則編

５節　機材

1.5.1　機材の品質等

1.5.1 は、以下に読み替える。

１　省略
２　省略
３使用する機材が設計図書に定める品質及び性能を有することを証明する資料を監督員に提出する。ただし、次の（１）から（３）による場合は、この限りでない。
（１）　省略
（２）　品質および性能が「部品および機器の品質・性能基準」又は「機材の品質判定基準」で示された機材で、あらかじめ都市機構に登録された品質性能評価機関が登録の範囲で評価を行ったものについては、評価を受けたことを証明する評価書を監督員に提出することで、登録を受けた基準に適合しているとみなす。
（３）　省略

参考―４

ベターリビングか発行する評価書は、独立行政法人都市再生機構の「機材の品質判定基準（平成１６年版）」に適合するものと公共住宅建設工事共通仕様書（平成１６年度版）」に規定された別冊「部品及び機器の品質・性能基準（平成１６年度版）」に適合するものの２通りがあります。
本ガイドブックに掲載されている品目にうち、「住宅情報盤」および「宅配ボックス」が前者となります。
評価書の様式はそれぞれ以下のようになります。

発行番号

評　価　書

殿

下記の優良住宅部品（ＢＬ部品）について、評価の結果、独立行政法人都市再生機構の「機材の品質判定基準（平成１６年版）」に適合している。

年　　月　　日

財団法人ベターリビング

理事長　那　珂　　正

記

認　定　番　号

品　　目

名 称 及 び 型 式

特　記　事　項

有　効　期　限
（ＢＬ部品認定期間）

公共住宅用BL部品ガイドブック 2007

発 行 年：平成１９年３月２０日

発　　行：財団法人　ベターリビング

問合せ先：ベターリビング普及推進部

電　　話：03-5211-0572　FAX 03-5211-0548

Email:fukyu@cbl.or.jp